

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>③ 緊急安全対策要員は、現場で燃料取替用水ピットの通水用ディスタンスピースに取替え、水源切替え準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>④ 当直課長は、運転員等に燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替準備を指示する。</p> <p>⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替及び格納容器スプレイのための系統構成を実施する。</p> <p>⑥ 当直課長は、No. 2淡水タンクの水位低警報発信等により、燃料取替用水ピットからNo. 2淡水タンクへの水源切替ができないことを確認し、運転員等へ燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替開始を指示する。なお、水源切替え開始は、No. 2淡水タンク使用中の場合、No. 2淡水タンクの水位低警報が発信するまでに実施する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場で燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替を実施する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で復水ピット水位等により、水源切替え後に復水ピット等に異常がないことを確認する。</p> <p>⑨ 運転員等は、現場で恒設代替低圧注水ポンプを起動し、運転状態及び復水ピット水位により復水ピット等に異常がないことを確認する。恒設代替低圧注水ポンプを起動する場合には空冷式非常用発電装置が起動していることを確認し、起動していなければ、空冷式非常用発電装置を起動後に恒設代替低圧注水ポンプを起動する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等 1 名、現場にて 1 ユニット当たり運転員等 1 名及び緊急安全対策要員 3 名により作業を実施し、所要時間は約 110 分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 ディスタンスピース取替え等について速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。 (添付資料 1.13.6、1.13.7)</p> <p>(3) 燃料取替用水ピットから海水への水源切替 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により供給が必要な場合、燃料取替用水ピットから海水に水源切替えを行う手順を整備する。</p>			【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊との比較は、1.13.2.1(9) f. にて大飯を再掲し比較する。

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの枯済又は破損を水位異常低警報等により判断した場合。 また、復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施した場合。</p> <p>b. 操作手順 燃料取替用水ピットから海水への水源切替操作は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1 (1) b. (c)「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。 なお、復水ピットの水位異常低警報が発信するまでに水源切替えを開始する。</p> <p>(4) 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、1次系純水タンク水及びほう酸タンク水の混合によるほう酸水を燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク及びほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順 1.13.2.2(5)と同様。</p> <p>(5) 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給 a. 1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の補給 重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯は、炉心注水中と格納容器スプレイ中の操作手順が同様であるため、泊との比較は、1.13.2.2(1) e. にて、大飯の1.13.2.2(5) 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給を再掲し比較する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・大飯は、炉心注水中と格納容器スプレイ中の操作手順が同様であるため、泊との比較は、1.13.2.2(1) c. にて、大飯の1.13.2.2(6) 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を再掲し比較する。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、ほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、1次系純水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、1次系純水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>1.13.2.2(6) a. と同様。</p> <p>b. 1次系純水タンクから使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給</p> <p>重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、ほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できたが、加圧器逃がしタンク経由の補給ができない場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できたが、加圧器逃がしタンク経由の補給ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>1.13.2.2(6) b. と同様。</p> <p>(6) N o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、N o. 3淡水タンクから使用済燃料ピット経由によりほう酸水を燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>・大飯は、炉心注水中と格納容器スプレイ中の操作手順が同様であるため、泊との比較は、1.13.2.2(1) d. にて、大飯の1.13.2.2(7) N o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給を再掲し比較する。</p>

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、No. 3淡水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、No. 3淡水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>1.13.2.2(7)と同様。</p> <p>(7) No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、No. 3淡水タンク水位低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、火災の発生がなく、No. 2淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、No. 3淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、火災の発生がなく、No. 2淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>1.13.2.2(8)と同様。</p> <p>(8) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、復水ピットから燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク又はほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、炉心注水中と格納容器スプレイ中の操作手順が同様であるため、泊との比較は、1.13.2.2(1)b. にて、大飯の1.13.2.2(8) No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を再掲し比較する。 <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、女川審査実績の反映に伴い、原子炉格納容器内へのスプレイ時と原子炉容器への注水時の燃料取替用水ピットへの補給手順と統合した。 ・大飯は、格納容器スプレイ時と炉心注水時で手順を分けて整備しており、手順着手の判断基準が異なる。 ・大飯は、操作手順については格納容器スプレイ時と炉心注水時で、内容に相違がないため、泊の記載箇所にて炉心注水時の復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給手順を再掲し、比較する。

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給を開始後、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.27図に、タイムチャートを第1.13.28図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で燃料取替用水ピットの通水用ディスタンスピースに取替え、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。 ④ 当直課長は、運転員等に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ⑤ 運転員等は、現場で復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施する。 ⑥ 当直課長は、No.2淡水タンクの水位低警報発信等により、No.2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給ができないことを確認し、運転員等へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、No.2淡水タンクからの補給中の場合、No.2淡水タンクの水位低警報が発信するまでに実施する。 ⑦ 運転員等は、現場で水頭圧を利用した重力注水により復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。 ⑧ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、復水ピットから燃料取替用水ピットの補給に異常がないことを確認する。 <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等1名及び緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約100分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>ディスタンスピース取替え等については速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>(添付資料1.13.7、1.13.8)</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(9) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>空冷式非常用発電装置の代替電源に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。また、空冷式非常用発電装置への燃料補給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。</p> <p>電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。</p> <p>送水車への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」にて整備する。</p> <p>操作の判断及び確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2「重大事故等時の手順等」にて整備する。</p> <p>(10) 優先順位</p> <p>重大事故等の発生において、格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給手段として、以上の手段を用いて、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水源の確保を図る。</p> <p>燃料取替用水ピットの枯渇又は破損が発生し水源として使用不可能な場合については、早期に燃料取替用水ピットの代替水源として使用可能であることから、燃料取替用水ピットからNo.2淡水タンクへの水源切替を優先するが、構内で火災が発生している場合において消火設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。次に燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替を実施する。</p> <p>なお、復水ピットを水源として使用すると判断した場合は、復水ピットへの補給準備を並行して実施する。</p> <p>燃料取替用水ピットが水源として使用可能な場合については燃料取替用水ピットへの補給を実施し、ほう酸水であり、早期に燃料取替用水ピットの代替水源として使用可能であることから、1次系純水タンク及びほう酸タンクを優先して使用する。次にほう酸タンクの破損等によりほう酸補給系が使用不可能で1次系純水タンクが使用可能である場合は、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。1次系純水タンクが使用不可能であれば次にNo.3淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。次にNo.2淡水タンクから燃料取替用水</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、女川の審査実績反映に伴い、「1.13.2.4 その他の手順項目にて考慮する手順」にまとめて記載している。 <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊との比較は、1.13.2.5(1) c. にて大飯を再掲し比較する。

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>ピットへの補給を実施するが、構内で火災が発生している場合において消火設備は、重大事故等時の対応よりも消防活動に優先して使用する。次に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。</p> <p>なお、復水ピットの水を燃料取替用水ピットへ供給すると判断した場合は、復水ピットへの補給準備を並行して実施する。</p> <p>これらのタンク等の水量は有限であるが、当初選択した水源からの供給準備が完了後、引き続き次の水源からの供給準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保する。</p> <p>また、淡水を燃料取替用水ピットへ補給すること及び可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイを成立させるため、燃料取替用水ピットの保有水量を1,860m³以上に管理する。</p> <p>以上の格納容器スプレイ時に使用する水源に係る手順のフローチャートを第1.13.32図に示す。</p>			

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
1.13.2.4 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転時に係る手順等	<p>【比較のため1.13.2.1(2)の記載より再掲】</p> <p>(2) サブレッションチェンバを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において、サブレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の除熱、代替循環冷却系による除熱及び原子炉格納容器下部への注水を行う手順を整備する。</p> <p>a. サブレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水 サブレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力パウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水手段は、高圧炉心スプレイ系がある。</p> <p>(a) サブレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水 高圧炉心スプレイ系が健全な場合は、自動起動信号（原子炉水位低（レベル2）又はドライウェル圧力高）による作動、又は中央制御室からの手動操作により高圧炉心スプレイ系を起動し、サブレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 復水給水系及び原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。 【1.2.2.4(2)】</p> <p>ii. 操作手順 サブレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p>	<p>(11) 格納容器再循環サンプを水源とした対応手順 重大事故等が発生した場合において、格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転、格納容器スプレイ再循環運転及び代替再循環運転を行う手順を整備する。</p> <p>a. 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転 格納容器再循環サンプを水源とした再循環運転手段は、余熱除去ポンプ及び高圧注入ポンプがある。</p> <p>(a) 格納容器再循環サンプを水源とした余熱除去ポンプによる低圧再循環運転 余熱除去ポンプが健全な場合は、余熱除去ポンプを起動し、格納容器再循環サンプを水源とした低圧再循環運転を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 低圧再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。 【1.4.2.4(4)】</p> <p>ii. 操作手順 格納容器再循環サンプを水源とした余熱除去ポンプによる低圧再循環運転手順については、「1.4 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.4(4)「余熱除去ポンプによる低圧再循環運転」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】文章構成の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違（相違理由④） (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・ 設計基準拡張設備による手順新規追加</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・ 設計基準拡張設備による手順新規追加</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・ 設計基準拡張設備による手順新規追加</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>
【比較のため1.4.2.1(1)c. (a) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転の記載より引用】			
i. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、低圧再循環運転による原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。			
【比較のため1.13.2.4(1)a. の記載より再掲】			
a. 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転 重大事故等の発生により、再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプの故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、高圧注入ポンプにより格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する手順は「1.4 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)c. (a)「高圧注入ポンプによる高圧再循環運転」にて整備する。			
【比較のため1.4.2.1(1)c. (a)の記載より引用】			
iii. 操作の成立性 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転の確認は、中央制御室で可能である。			

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
a. 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転 重大事故等の発生により、再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプの故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、高圧注入ポンプにより格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する手順は「1.4 原子炉冷却材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1) c. (a)「高圧注入ポンプによる高圧再循環運転」にて整備する。 【比較のため 1.4.2.1(1) c. (a) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転の記載より引用】 i. 手順着手の判断基準 余熱除去ポンプの故障等により、低圧再循環運転による原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。	【比較のため 1.13.2.1(2) a. (a) の記載より再掲】 (a) サプレッションチャンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水 高圧炉心スプレイ系が健全な場合は、自動起動信号（原子炉水位低（レベル2）又はドライウェル圧力高）による作動、又は中央制御室からの手動操作により高圧炉心スプレイ系を起動し、サプレッションチャンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。 i. 手順着手の判断基準 復水給水系及び原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。 【1.2.2.4(2)】	(b) 格納容器再循環サンプを水源とした高圧注入ポンプによる高圧再循環運転 再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により余熱除去ポンプによる格納容器再循環サンプ水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、発電用原子炉停止中に、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は高圧注入ポンプが健全な場合に、高圧注入ポンプを起動し、格納容器再循環サンプを水源とした高圧再循環運転を実施する。 i. 手順着手の判断基準 (i) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転 余熱除去ポンプの故障等により、低圧再循環運転による原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に、再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。 【1.4.2.1(1) c. (a)】 (ii) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転（発電用原子炉停止中） 発電用原子炉停止中に余熱除去ポンプの故障等により、原子炉容器への注水を低圧注入流量等にて確認できない場合に、高圧再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。 【1.4.2.3(1) c. (a)】 (iii) 高圧注入ポンプが健全な場合の高圧再循環運転 高圧再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。 【1.4.2.4(3)】	【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊との比較は、1.13.2.1(1) a. (a)にて大飯を再掲し比較する。
【比較のため 1.4.2.3(1) c. (a) 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転の記載より引用】 運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、高圧再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。			【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.4(1)a. の記載より再掲】</p> <p>a. 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転 重大事故等の発生により、再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプの故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、高圧注入ポンプにより格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)c. (a)「高圧注入ポンプによる高圧再循環運転」にて整備する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.1(2)a. (a) サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p>	<p>ii. 操作手順</p> <p>高圧注入ポンプによる高圧再循環運転及び高圧注入ポンプが健全な場合の高圧再循環運転手順については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)c. (a)「高圧注入ポンプによる高圧再循環運転」及び「高圧注入ポンプによる高圧再循環運転(発電用原子炉停止中)」手順については、1.4.2.3(1)c. (a)「高圧注入ポンプによる高圧再循環運転」にて整備する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊との比較は、上段にて比較している。</p>
<p>【比較のため1.4.2.1(1)c. (a) の記載より引用】</p> <p>iii. 操作の成立性 高圧注入ポンプによる高圧再循環運転の確認は、中央制御室で可能である。</p>	<p>【比較のため1.13.2.1(1)a. (c) iii. の記載より再掲】</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水開始まで15分以内で可能である。</p>	<p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから高圧注入ポンプによる高圧再循環運転開始まで15分以内で可能である。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p>
<p>【玄海発電所 設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年4月現在1.13.2.4(1)b. より引用】</p> <p>b. 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ再循環 格納容器スプレイポンプにより原子炉格納容器へスプレイしている場合において、格納容器再循環サンプ水位が確保された場合、格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ再循環を行う。 原子炉格納容器へスプレイしている格納容器スプレイポンプの水源を燃料取替用水タンクから格納容器再循環サンプ側に切り替えて、再循環により原子炉格納容器内を冷却する手順を整備する。</p> <p>本対応は、「1.6原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.1(2)a. の記載より再掲】</p> <p>a. サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水 サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水手段は、高圧炉心スプレイ系がある。</p> <p>(a) サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水 高圧炉心スプレイ系が健全な場合は、自動起動信号（原子炉水位低（レベル2）又はドライウェル圧力高）による作動、又は中央制御室からの手動操作により高圧炉心スプレイ系を起動し、サプレッションチェンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p>	<p>b. 格納容器再循環サンプを水源とした格納容器スプレイ再循環運転 格納容器再循環サンプを水源とした格納容器スプレイ再循環運転手段は、格納容器スプレイポンプがある。</p> <p>(a) 格納容器再循環サンプを水源とした格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ再循環運転 格納容器スプレイポンプ及び格納容器スプレイ冷却器が健全な場合は、格納容器スプレイポンプを起動し、格納容器再循環サンプを水源とした格納容器スプレイ再循環運転を実施する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違（相違理由④） (女川審査実績の反映) ・設計基準拡張設備による手順新規追加 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【玄海】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【玄海】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は、手順の整備方針を「(11) 格納容器再循環サンプを水源とした対応手順」の最初に記載している。（女川と同様） 【玄海】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊との比較は、1.13.2.1(1)b. (a) ii. にて玄海を再掲し比較する。</p>

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【玄海発電所 設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年4月現在 1.6.2.1(3) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却手順等より引用】</p> <p>a. 手順着手の判断基準 重大事故等が発生した場合に、原子炉格納容器の圧力が格納容器スプレイ作動設定値（196kPa[gage]）以上の場合。</p> <p>【玄海発電所 設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年4月現在 1.13.2.4(1) b. 格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ再循環より引用】</p> <p>本対応は、「1.6原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。</p> <p>【玄海発電所 設置変更許可申請書（3号炉完本）令和2年4月現在 1.6.2.1(3) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内の冷却手順等より引用】</p> <p>c. 操作の成立性 上記の中央制御室対応は1ユニット当たり運転員（当直員）等1名により操作を実施する。操作スイッチによる遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p>	<p>【比較のため 1.13.2.1(2) a. (a) サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】</p> <p>i. 手順着手の判断基準 復水給水系及び原子炉隔離時冷却系による原子炉圧力容器への注水ができる、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。 【1.2.2.4(2)】</p> <p>【比較のため 1.13.2.1(2) a. サプレッションチェンバを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】</p> <p>ii. 操作手順 サプレッションチェンバを水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水手順については、「1.2.2.4(2) 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p>	<p>i. 手順着手の判断基準 原子炉格納容器圧力が格納容器スプレイ作動設定値（0.127MPa[gage]）以上かつ格納容器スプレイポンプが起動していない場合に、原子炉格納容器へスプレイするために必要な燃料取替用水ピットの水位が確保されている場合。 【1.6.2.3(1)】</p> <p>ii. 操作手順 格納容器再循環サンプルを水源とした格納容器スプレイポンプによる格納容器スプレイ再循環運転手順については、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.3(1)「格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は、「1.6.2.3(1) 格納容器スプレイポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」の手順着手の判断基準を記載しており、操作手順の中で、格納容器スプレイ再循環の手順着手の判断基準及び操作手順を整備している。（玄海と同様）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【玄海】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【玄海】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 代替再循環運転</p> <p>a. A格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転</p> <p>重大事故等の発生により、再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、A格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) 及びA格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)d.(a) 「A格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転」にて整備する。</p> <p>【比較のため 1.4.2.1(1)d. (a) A格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転の記載より引用】</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>余熱除去ポンプの故障等により、低圧再循環運転による原子炉への注水が余熱除去流量等にて確認できない場合に、再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。</p> <p>【比較のため 1.4.2.1(1)d. (a) A格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転の記載より引用】</p> <p>運転停止中に余熱除去ポンプの故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。</p>	<p>【比較のため 1.13.2.1(2)b. の記載より再掲】</p> <p>b. サプレッションチャンバーを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水 サプレッションチャンバーを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水手段は、残留熱除去系、低圧炉心スプレイ系及び代替循環冷却系がある。</p> <p>(b) サプレッションチャンバーを水源とした低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水</p> <p>低圧炉心スプレイ系が健全な場合は、自動起動（原子炉水位低（レベル1）又はドライウェル圧力高）による作動、又は中央制御室からの手動操作により低圧炉心スプレイ系を起動し、サプレッションチャンバーを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。 また、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障により、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は、常設代替交流電源設備により低圧炉心スプレイ系の電源を復旧し、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで、低圧炉心スプレイ系にて原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 低圧炉心スプレイ系が健全な場合の原子炉圧力容器への注水 復水給水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。 【1.4.2.3(2)】</p> <p>(ii) 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水 常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系の受電が完了し、残留熱除去系（低圧注水モード）が復旧できず、低圧炉心スプレイ系が使用可能な状態[*]に復旧された場合。 ※：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サプレッションチャンバー）が確保されている状態。 【1.4.2.1(2)a. (b)】</p>	<p>c. 格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転</p> <p>格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転手段は、B-格納容器スプレイポンプ、A-高圧注入ポンプがある。</p> <p>(a) 格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉容器へ注水する機能が喪失した場合、又は発電用原子炉停止中に、余熱除去設備である余熱除去ポンプの故障等により崩壊熱除去機能が喪失した場合に、格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ及びB-格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプを水源とした代替再循環運転を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) B-格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転 高圧注入ポンプの故障等により、高圧再循環運転による原子炉容器への注水が高圧注入流量等にて確認できない場合に、再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。 【1.4.2.1(1)d. (a)】</p> <p>(ii) B-格納容器スプレイポンプ (RHR S-CSS連絡ライン使用) による代替再循環運転（発電用原子炉停止中） 発電用原子炉停止中に高圧注入ポンプの故障等により、原子炉容器への注水を高圧注入流量等にて確認できない場合に、代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。 【1.4.2.3(1)d. (a)】</p>	<p>【大飯】文章構成の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違（相違理由④） (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>・泊との比較は、1.13.2.1(11)c. (a) ii. にて大飯を再掲し比較する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】運用の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】運用の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.4(2)a.の記載より再掲】</p> <p>a. A格納容器スプレイポンプ（RHR S-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転</p> <p>重大事故等の発生により、再循環運転中に非常用炉心冷却設備である余熱除去ポンプ又は余熱除去冷却器の故障等により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する機能が喪失した場合に、A格納容器スプレイポンプ（RHR S-CSS連絡ライン使用）及びA格納容器スプレイ冷却器により格納容器再循環サンプ水を原子炉へ注水する手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)d.（a）「A格納容器スプレイポンプ（RHR S-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転」にて整備する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.1(2)b. (b) サプレッションチェンバーを水源とした低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>サプレッションチェンバーを水源とした低圧炉心スプレイ系が健全な場合の原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.3(2) 低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水」、低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水手順については、「1.4.2.1(2)a. (b) 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>【比較のため1.13.2.1(2)b. (b) サプレッションチェンバーを水源とした低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>(i) 低圧炉心スプレイ系が健全な場合の原子炉圧力容器への注水</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて操作を実施する。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。</p> <p>(ii) 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水開始まで15分以内で可能である。</p>	<p>ii. 操作手順</p> <p>格納容器再循環サンプを水源としたB-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転手順については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)d. (a) 「B-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による代替再循環運転」にて整備する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからB-格納容器スプレイポンプ（RHRS-CSS連絡ライン使用）による原子炉容器への注水開始まで15分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>・泊の記載箇所にて比較している。</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. B高圧注入ポンプ（海水冷却）、大容量ポンプによる高圧代替再循環運転</p> <p>全交流動力電源喪失事象と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合に、B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転により原子炉を冷却する手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(2) b. (a) i. 「B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転」にて整備する。</p> <p>【比較のため 1.4.2.1(2) b. (a) i. B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転の記載より引用】</p> <p>全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転するために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。</p> <p>【比較のため 1.4.2.1(2) b. (b) ii. B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転の記載より引用】</p> <p>原子炉補機冷却機能喪失時にA余熱除去ポンプ（空調用冷水）の故障等により、原子炉への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプによる代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転するために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。</p>	<p>【比較のため 1.13.2.1(2) b. (b) の記載より再掲】</p> <p>(b) サプレッションチャンバを水源とした低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水</p> <p>低圧炉心スプレイ系が健全な場合は、自動起動（原子炉水位低（レベル1）又はドライウェル圧力高）による作動、又は中央制御室からの手動操作により低圧炉心スプレイ系を起動し、サプレッションチャンバを水源とした原子炉圧力容器への注水を実施する。</p> <p>また、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）の故障により、残留熱除去系（低圧注水モード）及び低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は、常設代替交流電源設備により低圧炉心スプレイ系の電源を復旧し、原子炉補機冷却水系（原子炉補機冷却海水系を含む。）又は原子炉補機代替冷却水系により冷却水を確保することで、低圧炉心スプレイ系にて原子炉圧力容器へ注水する。</p> <p>【比較のため 1.13.2.1(2) b. (b) サプレッションチャンバを水源とした低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 低圧炉心スプレイ系が健全な場合の原子炉圧力容器への注水</p> <p>復水給水系、原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができず、原子炉圧力容器内の水位を原子炉水位低（レベル3）以上に維持できない場合。</p> <p>【1.4.2.3(2)】</p> <p>(ii) 低圧炉心スプレイ系電源復旧後の原子炉圧力容器への注水</p> <p>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線2C系の受電が完了し、残留熱除去系（低圧注水モード）が復旧できず、低圧炉心スプレイ系が使用可能な状態[*]に復旧された場合。</p> <p>※：設備に異常がなく、電源、補機冷却水及び水源（サプレッションチャンバ）が確保されている状態。</p> <p>【1.4.2.1(2)a. (b)】</p>	<p>(b) 格納容器再循環サンプを水源とした可搬型大型送水泵車を用いたA一高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉補機冷却機能が喪失した場合、1次冷却材喪失事象における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合、全交流動力電源喪失により、A一高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転にて原子炉容器への注水ができない場合、発電用原子炉停止中において、全交流動力電源喪失により余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合、又は発電用原子炉停止中において、原子炉補機冷却機能が喪失し余熱除去設備による崩壊熱除去機能が喪失した場合に、A一高圧注入ポンプ及び可搬型大型送水泵車を起動し、格納容器再循環サンプを水源とした高圧代替再循環運転を実施する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>(i) 全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合の可搬型大型送水泵車を用いたA一高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>全交流動力電源喪失と1次冷却材喪失事象が同時に発生した場合に、可搬型大型送水泵車による代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転するために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。</p> <p>【1.4.2.1(2)b. (a)i.】</p> <p>(ii) 1次冷却材喪失事象における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合の可搬型大型送水泵車を用いたA一高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>1次冷却材喪失事象における再循環運転時において原子炉補機冷却機能喪失を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認した場合に、可搬型大型送水泵車による代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転のために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。</p> <p>【1.4.2.1(2)b. (b)i.】</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>・泊との比較は、1.13.2.1(1) c. (b) ii. にて大飯を再掲し比較する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】運用の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.4.2.3(2) b. (a) i. B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転の記載より引用】</p> <p>運転停止中に全交流動力電源喪失が発生した場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。</p> <p>【比較のため 1.4.2.3(2) b. (b) i. B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転の記載より引用】</p> <p>運転停止中に原子炉補機冷却機能喪失時の対応であるA余熱除去ポンプ（空調用冷水）低圧代替再循環運転による炉心への注水を余熱除去流量等にて確認できない場合に、大容量ポンプにより代替補機冷却による冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されている場合。</p> <p>【比較のため 1.13.2.4(2) b. B高圧注入ポンプ（海水冷却）、大容量ポンプによる高圧代替再循環運転の記載より再掲】</p> <p>全交流動力電源喪失事象と1次冷却材喪失事象が同時に発生し、原子炉冷却機能が喪失した場合に、B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転により原子炉を冷却する手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(2) b. (a) i. 「B高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転」にて整備する。</p>		<p>(iii) 全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転</p> <p>常設代替交流電源設備により非常用高圧母線の受電が完了し、可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプの水位が確保されており、A-高圧注入ポンプが使用可能な状態に復旧された場合。</p> <p>【1.4.2.1(2) d. (b)】 【1.4.2.3(2) f. (b)】</p> <p>(iv) 全交流動力電源喪失時の可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転（発電用原子炉停止中）</p> <p>発電用原子炉停止中に全交流動力電源喪失が発生した場合に、可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプ水位が確保されている場合。</p> <p>【1.4.2.3(2) b. (a) i.】</p> <p>(v) 原子炉補機冷却機能喪失時の可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転（発電用原子炉停止中）</p> <p>発電用原子炉停止中に原子炉補機冷却機能喪失を原子炉補機冷却水供給母管流量等にて確認した場合に、可搬型大型送水ポンプ車による代替補機冷却により冷却水が確保され、高圧代替再循環運転をするために必要な格納容器再循環サンプ水位が確保されている場合。</p> <p>【1.4.2.3(2) b. (b) i.】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>サプレッションチェンバを水源とした低圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水の記載より再掲】</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転手順については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(2) b. (a) i. 「可搬型大型送水ポンプ車を用いたA-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転」にて整備する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】運用の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊との比較は、1.13.2.1(1) c. (b)にて比較している。 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.4.2.1(2) b. (a) i. の記載より引用】</p> <p>(iii) 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等 1 名により作業を実施する。</p> <p>c. A余熱除去ポンプ（空調用冷水）による低圧代替再循環運転 1 次冷却材喪失における再循環運転時に原子炉補機冷却機能が喪失した場合に、A余熱除去ポンプ（空調用冷水）による低圧代替再循環運転により原子炉を冷却する手順は「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(2) b. (b) i. 「A余熱除去ポンプ（空調用冷水）による低圧代替再循環運転」にて整備する。</p> <p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順 空冷式非常用発電装置の代替電源に関する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。また、空冷式非常用発電装置への燃料補給の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料（重油）補給」にて整備する。 大容量ポンプへの燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。 操作の判断及び確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2「重大事故等時の手順等」にて整備する。</p>	<p>【比較のため 1.13.2.1(1) a. (c) iii. の記載より再掲】</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから高圧代替注水系による原子炉圧力容器への注水開始まで 15 分以内で可能である。</p>	<p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車を用いた A-高圧注入ポンプ（海水冷却）による高圧代替再循環運転開始まで 15 分以内で可能である。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載方針の相違 「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」の比較表参照 【大飯】設備の相違（相違理由⑧） 【大飯】記載方針の相違(女川審査実績の反映) ・泊は、女川の審査実績反映に伴い、「1.13.2.4 その他の手順項目にて考慮する手順」にまとめて記載している。</p>

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【防火水槽と原水槽の比較のため柏崎刈羽原子力発電所設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在1.13.2.2より引用】</p> <p>1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (1) 復水貯蔵槽へ水を補給するための対応手順</p> <p>a. 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）による復水貯蔵槽への補給（淡水/海水） 復水貯蔵槽を水源とした原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、復水貯蔵槽への補給手段がないと復水貯蔵槽水位は低下し、水源が枯渇するため、可搬型代替注水ポンプ（A-2級）による復水貯蔵槽への補給を実施する。 可搬型代替注水ポンプ（A-2級）の水源は、防火水槽を優先して使用する。淡水による復水貯蔵槽への補給が枯渇等により継続できないおそれがある場合は、海水による復水貯蔵槽への補給に切り替えるが、防火水槽を経由して復水貯蔵槽へ補給することにより、復水貯蔵槽への補給を継続しながら淡水から海水への切り替えが可能である。なお、防火水槽への淡水補給は、「1.13.2.2(2)a. 淡水貯水池から防火水槽への補給」及び「1.13.2.2(2)b. 淡水タンクから防火水槽への補給」の手順にて、防火水槽への海水補給は、「1.13.2.2(2)c. 海から防火水槽への補給」の手順にて実施する。</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在1.13.2.2(1)a. (b)より引用】 (b) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ（A-2級）による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できる場合）</p>	<p>1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (1) 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手順 重大事故等が発生した場合において、淡水貯水槽（No.1）、淡水貯水槽（No.2）、淡水タンク、海又は耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへ水を補給する手順を整備する。</p> <p>a. 大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、復水貯蔵タンクへの補給手段がないと復水貯蔵タンク水位が低下し、水源が枯渇するため、大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給を実施する。 大容量送水ポンプ（タイプI）の水源は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を優先して使用する。淡水による復水貯蔵タンクへの補給が枯渇等により継続できない場合は、海水による淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給に切り替えるが、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を経由して復水貯蔵タンクへ補給することにより、復水貯蔵タンクへの補給を継続しながら淡水から海水への切り替えが可能である。 なお、淡水貯水槽への海水補給は、「1.13.2.2(2)a. 大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給」の手順にて実施する。</p> <p>【比較のため1.13.2.2(1)a. (b) 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】 (b) 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p>	<p>1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順 重大事故等が発生した場合において、原水槽、代替給水ピット、海、ろ過水タンク、1次系純水タンク、2次系純水タンク又は1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへ水を補給する手順を整備する。</p> <p>a. 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉容器への注水等の対応を実施している場合に、燃料取替用水ピットへの補給手段がないと燃料取替用水ピット水位が低下し、水源が枯渇するため、可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給を実施する。 可搬型大型送水ポンプ車の水源は、原水槽又は代替給水ピットを優先して使用する。淡水による燃料取替用水ピットへの補給が枯渇等により継続できない場合は、海水による燃料取替用水ピットへの補給に切り替えるが、淡水による補給開始後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないように淡水から海水への切替えが可能である。</p> <p>なお、原水槽への淡水補給は、「1.13.2.2(3)a. 「2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給」の手順にて実施する。</p> <p>(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>i. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】設備の相違（相違理由②、④） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・泊は、防火水槽を火災のみに使用する方針としている。（大飯と同様） 【柏崎】記載表現の相違 ・設備名称の相違</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②、④） 【女川】運用の相違（相違理由①） 【女川】設備の相違（相違理由②、④） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【柏崎】設備名称の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けて記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(9)復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧維続及び再循環運転による炉心注水不能時において、1次系純水タンク又はほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給を開始後、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.27図に、タイムチャートを第1.13.28図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。</p> <p>② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で燃料取替用水ピットの通水用ディスタンスピースに取替え、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>④ 当直課長は、運転員等に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1) a. (b) 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給ができない場合において、淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>淡水タンクを水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要（原子炉建屋東側に注水用ヘッダを設置する場合）は以下のとおり（原子炉建屋北側に注水用ヘッダを設置する場合の手順も同様）。概要図を第1.13-16図に、タイムチャートを第1.13-17図及び第1.13-18図に示す。</p> <p>①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水タンクを水源とした補給及び接続口の場所を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水の供給の準備開始を指示する。</p> <p>②発電課長は、運転員（中央制御室）に淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）は淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、指示を受けたろ過水タンクへ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動させる。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプをろ過水タンクの接続箇所へ設置する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。</p>	<p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認した場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>原水槽を水源とした燃料取替用水ピットへの補給手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.13.2図に、タイムチャートを第1.13.3図に、ホース敷設ルートを第1.13.36図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場の資機材保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し非常用炉心冷却系の配管と接続する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p>	<p>【大飯】運用の相違（相違理由⑥） 【大飯】記載表現の相違 ・対応手段選択フローの相違に伴う相違。 【大飯】運用の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【女川】記載方針の相違 ・泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。（大飯と同様） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違（大飯と同様） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑫）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・泊の比較対象は操作手順①</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給となるため、可搬型ホースの敷設及び接続手順を記載している。 ・可搬型大型送水ポンプ車の操作手順について、大飯の「海水を用いた復水ピットへの補給」の操作手順記載箇所にて比較している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(9) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑤ 運転員等は、現場で復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施する。</p> <p>⑥ 当直課長は、No.2淡水タンクの水位低警報発信等により、No.2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給ができない場合、又はNo.2淡水タンクからの補給中に、No.2淡水タンクの水位低警報が発信するまでに、復水ピットを蒸気発生器2次側による炉心冷却の水源として使用していないことを確認し、運転員等へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場で水頭圧を利用した重力注水により復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給に異常がないことを確認する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1) a, (b) 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッダまでのホースを敷設する。</p> <p>⑩a 復水貯蔵タンク接続口へ接続する場合重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク接続口までホースを敷設、接続し、復水貯蔵タンク外部注水入口弁を全開する。</p> <p>⑩b 復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続する場合重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホース接続用継手の設置並びにホースの敷設及び接続を実施する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑫発電課長は、発電所対策本部に淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑬発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動並びにろ過水タンク非常用接続止め弁（大容量送水ポンプ用）、ろ過水タンク非常用戻り側接続止め弁（大容量送水ポンプ用）及び復水貯蔵タンク補給弁の開操作を実施し、淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑮運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑯発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p>	<p>⑤ 災害対策要員は、現場で原水槽マンホール近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を原水槽マンホールへ挿入する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、原水槽から燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑦ 運転員（現場）Bは、現場で原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施し、原水槽から燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑧ 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に原水槽から燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、原水槽から燃料取替用水ピットへの補給を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑩ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑪ 発電課長（当直）は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給を発電所対策本部長に依頼する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は本手順着手後、系統構成が完了次第補給を開始するため、補給開始時期について記載していない。(女川と同様)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車起動後の運転状態の確認手順を記載している。(大飯と同様)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑫）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.2(9) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等 1 名、現場にて 1 ユニット当たり運転員等 1 名及び緊急安全対策要員 3 名により作業を実施し、所要時間は約 100 分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>ディスタンスピース取替え等については速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>(添付資料 1.13.7、1.13.8)</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (c) より引用】</p> <p>(c) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）</p>	<p>【比較のため 1.13.2.2(1) a. (b) 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、復水貯蔵タンク接続口へ接続時及び復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続時は運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給開始まで 380 分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプ1）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水タンクから復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.13.3)</p>	<p>⑫ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運動状態及び送水状態を継続して監視し、定格負荷運動時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約 5.5 時間の運動が可能）。</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽から燃料取替用水ピットへの補給開始まで 200 分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して原水槽から燃料取替用水ピットへ可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.13.17)</p> <p>ii. 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給となるため、可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給について記載している。 可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給については、大飯の「海水を用いた復水ピットへの補給」の操作手順記載箇所にて比較している。 <p>【女川】記載内容の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、すべて屋外作業であるため、資機材の配備について記載していない。 <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、大飯の送水車を使用した手順と同様の記載としている。 <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【柏崎】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けて記載している。記載表現については柏崎 6/7 号炉の記載を参考とした。

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.3(8)復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク又はほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給を開始後、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.27図に、タイムチャートを第1.13.28図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で燃料取替用水ピットの通水用ディスタンスピースに取替え、補給準備が完了したことを見電所対策本部長へ報告する。 ④ 当直課長は、運転員等に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ⑤ 運転員等は、現場で復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施する。 ⑥ 当直課長は、No.2淡水タンクの水位低警報発信等により、No.2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給ができないことを確認し、運転員等へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、No.2淡水タンクからの補給中の場合、No.2淡水タンクの水位低警報が発信するまでに実施する。 ⑦ 運転員等は、現場で水頭圧を利用した重力注水により復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。 ⑧ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、復水ピットから燃料取替用水ピットの補給に異常がないことを確認する。 		<p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転不能時において、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内のスプレイ中の場合）手順については、1.13.2.2(1) a. (b) i. 「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）」の操作手順と同様である。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は本手順着手後、系統構成が完了次第補給を開始するため、原子炉容器への注水中と同様の操作手順となっている。（注水先により操作手順に変更がないことは、女川と同様） ・大飯は、炉心注水中と格納容器スプレイ中で判断が異なるため、それぞれ操作手順を整備している。 ・大飯の操作手順⑥以外は、泊の操作手順「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）」と同様であるため、大飯の操作手順⑥のみ、相違理由を記載する。 <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は本手順着手後、系統構成が完了次第補給を開始するため、補給開始時期については記載していない。（女川と同様）

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.3(8) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等1名及び緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約100分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>ディスタンスピース取替え等については速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>(添付資料 1.13.7、1.13.8)</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (b) より引用】</p> <p>(b) 淡水貯水槽を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できる場合）</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1) a. (b) 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、復水貯蔵タンク接続口へ接続時及び復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続時は運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給開始まで380分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプ1）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水タンクから復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.13.3)</p> <p>(a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給</p>	<p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽から燃料取替用水ピットへの補給開始まで200分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して原水槽から燃料取替用水ピットへ可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.13.17)</p> <p>(b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>i. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・女川は、すべて屋外作業であるため、資機材の配備について記載していない。 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載表現の相違 ・泊は、大飯の送水車を使用した手順と同様の記載としている。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②） 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②） 【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【柏崎】設備名称の相違 【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けて記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(9)復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、1次系純水タンク又はほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給を開始後、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.27図に、タイムチャートを第1.13.28図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。</p> <p>② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で燃料取替用水ピットの通水用ディスタンスピースに取替え、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>④ 当直課長は、運転員等に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。</p>	<p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>復水貯蔵タンクへ補給が必要な場合で、淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>淡水貯水槽を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要（原子炉建屋東側に注水用ヘッダを設置する場合）は以下のとおり（原子炉建屋北側に注水用ヘッダを設置する場合の手順も同様）。概要図を第1.13-13図に、タイムチャートを第1.13-14図及び第1.13-15図に示す。</p> <p>①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源とした補給及び接続口の場所を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水の供給の準備開始を指示する。</p> <p>②発電課長は、運転員（中央制御室）に淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）は大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、指示を受けた淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動及び設置する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプを取水箇所へ設置する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。</p>	<p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、原水槽から燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>代替給水ピットを水源とした燃料取替用水ピットへの補給手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.13.4図に、タイムチャートを第1.13.5図に、ホース敷設ルートを第1.13.37図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給の準備開始を指示する。</p>	<p>【大飯】運用の相違（相違理由⑥） 【大飯】記載表現の相違 ・対応手段選択フローの相違に伴う相違。 【大飯】運用の相違（相違理由⑨）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【女川】記載方針の相違 ・泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。（大飯と同様） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違（大飯と同様） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・泊の比較対象は操作手順①</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(9) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑤ 運転員等は、現場で復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施する。</p> <p>⑥ 当直課長は、No. 2淡水タンクの水位低警報発信等により、No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給ができない場合、又はNo. 2淡水タンクからの補給中に、No. 2淡水タンクの水位低警報が発信するまでに、復水ピットを蒸気発生器2次側による炉心冷却の水源として使用していないことを確認し、運転員等へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場で水頭圧を利用した重力注水により復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給に異常がないことを確認する。</p>	<p>⑨重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッドまでのホースを敷設する。</p> <p>⑩a 復水貯蔵タンク接続口へ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク接続口までホースを敷設、接続し、復水貯蔵タンク外部注水入口弁を全開する。</p> <p>⑩b 復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホース接続用継手の設置並びにホースの敷設及び接続を実施する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑫発電課長は、発電所対策本部に淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑬発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動及び復水貯蔵タンク補給弁の開操作を実施し、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑮運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑯発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p>	<p>② 災害対策要員は、現場の資機材保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し、非常用炉心冷却系の配管と接続する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で代替給水ピット近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を代替給水ピットへ挿入する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑦ 運転員（現場）Bは、現場で代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施し、代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑧ 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運動状態に異常がないことを確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑩ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給となるため、可搬型ホースの敷設及び接続手順を記載している。 ・可搬型大型送水ポンプ車の操作手順については、大飯の「海水を用いた復水ピットへの補給」の操作手順記載箇所にて比較している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 (女川、大飯) 記載方針の相違 ・泊は手順の文書中に操作場所（「現場で」等）を明記する。 ・以降同様の相違は相違理由の記載を省略する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は本手順着手後、系統構成が完了次第補給を開始するため、補給開始時期については記載していない。（女川と同様） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【女川】記載表現の相違 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車起動後の運動状態の確認手順を記載している。（大飯と同様） 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.2(9) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等1名及び緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約100分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>ディスタンスピース取替え等については速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>(添付資料 1.13.7、1.13.8)</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (c) より引用】</p> <p>(c) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）</p>	<p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、復水貯蔵タンク接続口へ接続時及び復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続時は運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへの補給開始まで380分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.13.3)</p>	<p>ii. 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運動状態及び送水状態を継続して監視し、定格負荷運動時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運動が可能）。</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始まで145分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。速やかに作業が開始できるよう、使用的する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して代替給水ピットから燃料取替用水ピットへ可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.13.18)</p> <p>ii. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給となるため、可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給について記載している。 可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給については、大飯の「海水を用いた復水ピットへの補給」の操作手順記載箇所にて比較している。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。（大飯と同様） <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、すべて屋外作業であるため、資機材の配備について記載していない。 <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、大飯の送水車を使用した手順と同様の記載としている。 <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【柏崎】設備名称の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けて記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.3(8)復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>a . 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク又はほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給を開始後、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b . 操作手順</p> <p>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.27図に、タイムチャートを第1.13.28図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で燃料取替用水ピットの通水用ディスタンスピースに取替え、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。 ④ 当直課長は、運転員等に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ⑤ 運転員等は、現場で復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施する。 ⑥ 当直課長は、No.2淡水タンクの水位低警報発信等により、No.2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給ができないことを確認し、運転員等へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、No.2淡水タンクからの補給中の場合、No.2淡水タンクの水位低警報が発信するまでに実施する。 ⑦ 運転員等は、現場で水頭圧を利用した重力注水により復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。 		<p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転不能時において、原水槽から燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内のスプレイ中の場合）手順については、1.13.2.2(1) a . (a) i .「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）」の操作手順と同様である。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は本手順着手後、系統構成が完了次第補給を開始するため、原子炉容器への注水中と同様の操作手順となっている。（注水先により操作手順に変更がないことは、女川と同様） ・大飯は、炉心注水中と格納容器スプレイ中で判断が異なるため、それぞれ操作手順を整備している。 ・大飯の操作手順⑥以外は、泊の操作手順「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）」と同様であるため、大飯の操作手順⑥のみ、相違理由を記載する。 <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は本手順着手後、系統構成が完了次第補給を開始するため、補給開始時期については記載していない。（女川と同様）

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.3(8)復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、復水ピットから燃料取替用水ピットの補給に異常がないことを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等1名及び緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約100分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>ディスタンスピース取替え等については速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>(添付資料1.13.7、1.13.8)</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(i) a. (a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、復水貯蔵タンク接続口へ接続時及び復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続時は運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへの補給開始まで380分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料1.13.3)</p>	<p>(iii) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始まで145分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して代替給水ピットから燃料取替用水ピットへ可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>(添付資料1.13.18)</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載表現の相違 【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【女川】記載内容の相違 ・女川は、すべて屋外作業であるため、資機材の配備について記載していない。 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載表現の相違 ・泊は、大飯の送水車を使用した手順と同様の記載としている。 【大飯】設備の相違（相違理由②）</p>
	<p>(b) 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>i. 手順着手の判断基準 淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへの補給ができない場合において、淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>ii. 操作手順 淡水タンクを水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要（原子炉建屋東側に注水用ヘッダを設置する場合）は以下のとおり（原子炉建屋北側に注水用ヘッダを設置する場合の手順も同様）。概要図を第1.13-16図に、タイムチャートを第1.13-17図及び第1.13-18図に示す。</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水タンクを水源とした補給及び接続口の場所を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水の供給の準備開始を指示する。</p> <p>②発電課長は、運転員（中央制御室）に淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）は淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、指示を受けたる過水タンクへ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動させる。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。</p> <p>⑦重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプをろ過水タンクの接続箇所へ設置する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。</p> <p>⑨重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッダまでのホースを敷設する。</p> <p>⑩a 復水貯蔵タンク接続口へ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク接続口までホースを敷設、接続し、復水貯蔵タンク外部注水入口弁を開する。</p> <p>⑩b 復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホース接続用継手の設置並びにホースの敷設及び接続を実施する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑫発電課長は、発電所対策本部に淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑬発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動並びにろ過水タンク非常用接続端止め弁（大容量送水ポンプ用）、ろ過水タンク非常用戻り側接続端止め弁（大容量水ポンプ用）及び復水貯蔵タンク補給弁の開操作を実施し、淡水タンクから復水貯蔵</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。 また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑮運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑯発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、復水貯蔵タンク接続口へ接続時及び復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続時は運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給開始まで380分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水タンクから復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: center;">(添付資料 1.13.3)</p> <p>(c) 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (b)より引用】</p> <p>(b) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できる場合）</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>i. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は、「a. 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給」に記載している。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【柏崎】設備名称の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けて記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(9) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、1次系純水タンク又はほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給を開始後、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.27図に、タイムチャートを第1.13.28図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。</p> <p>② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で燃料取替用水ピットの通水用ディスタンスピースに取替え、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>④ 当直課長は、運転員等に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。</p>	<p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>淡水貯水槽(No.1)、淡水貯水槽(No.2)及び淡水タンクから復水貯蔵タンクへの補給が実施できない場合で、海を水源とした大容量送水ポンプによる復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>海を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要(原子炉建屋東側に注水用ヘッダを設置する場合)は以下のとおり(原子炉建屋北側に注水用ヘッダを設置する場合の手順も同様)。</p> <p>概要図を第1.13-19図に、タイムチャートを第1.13-20図～第1.13-23図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ(タイプI)による海を水源とした復水貯蔵タンクへの補給、接続口及び海水取水箇所を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ(タイプI)の海水の送水の準備開始を指示する。</p> <p>② 発電課長は、運転員(中央制御室)に海から復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>③ 運転員(中央制御室)は海から復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④ a 取水口から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は、指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ(タイプI)を移動させる。</p> <p>④ b 海水ポンプ室から海水を取水する場合 重大事故等対応要員は、指示を受けた海水取水箇所付近へ大容量送水ポンプ(タイプI)を移動させ、防潮壁扉を開放し大容量送水ポンプ(タイプI)を防潮壁内へ移動させる。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ(タイプI)の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ(タイプI)にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。</p> <p>⑦ 重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ(タイプI)の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプ</p>	<p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>1次冷却材喪失事象(大破断)が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は代替給水ピットが使用できない場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>海を水源とした燃料取替用水ピットへの補給手順の概要是以下のとおり。</p> <p>概要図を第1.13.6図に、タイムチャートを第1.13.7図に、ホース敷設ルートを第1.13.38図に示す。</p> <p>① 発電課長(当直)は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に海から燃料取替用水ピットへの補給の準備開始を指示する。</p>	<p>【大飯】運用の相違（相違理由⑥） 【大飯】記載表現の相違 ・対応手段選択フローの相違に伴う相違。 【大飯】運用の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【女川】記載方針の相違 ・泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。(大飯と同様) 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違（大飯と同様） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） ・泊の比較対象は操作手順①</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(9) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑤ 運転員等は、現場で復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施する。</p> <p>⑥ 当直課長は、No.2淡水タンクの水位低警報発信等により、No.2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給ができない場合、又はNo.2淡水タンクからの補給中に、No.2淡水タンクの水位低警報が発信するまでに、復水ピットを蒸気発生器2次側による炉心冷却の水源として使用していないことを確認し、運転員等へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場で水頭圧を利用した重力注水により復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給に異常がないことを確認する。</p>	<p>を海水取水箇所へ設置する。</p> <p>⑧ 重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。</p> <p>⑨ 重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッダまでのホースを敷設する。</p> <p>⑩ a 復水貯蔵タンク接続口へ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク接続口までホースを敷設、接続し、復水貯蔵タンク外部注水入口弁を開閉する。</p> <p>⑩ b 復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホース接続用継手の設置並びにホースの敷設及び接続を実施する。</p> <p>⑪ 重大事故等対応要員は、海から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑫ 発電課長は、発電所対策本部に海から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑬ 発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑭ 重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動及び復水貯蔵タンク補給弁の開操作を実施し、海から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑮ 運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑯ 発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p>	<p>② 災害対策要員は、現場の資機材保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し非常用炉心冷却系の配管と接続する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で海水取水箇所近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所に水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。</p> <p>⑦ 災害対策要員は、海から燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑧ 運転員（現場）Bは、現場で海から燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施し、海から燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑨ 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に海から燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海から燃料取替用水ピットへの補給を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑪ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給となるため、可搬型ホースの敷設及び接続手順を記載している。</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車の操作手順について、大飯の「海水を用いた復水ピットへの補給」の操作手順記載箇所にて比較している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は本手順着手後、系統構成が完了次第補給を開始するため、補給開始時期については記載していない。（女川と同様）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【女川】記載表現の相違 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車起動後の運転状態の確認手順を記載している。（大飯と同様） 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.2(9) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等1名及び緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約100分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>ディスタンスピース取替え等については速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>(添付資料 1.13.7、1.13.8)</p>	<p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給開始まで、取水口取水の場合 380 分以内、海水ポンプ室取水の場合 370 分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>構内のアクセスルートの状況を考慮して海から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.13.3)</p>	<p>⑫ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運動状態及び送水状態を継続して監視し、定格負荷運動時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する（燃料を補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運動が可能）。</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給開始まで 200 分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して海から燃料取替用水ピットへ可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>海水取水時には、可搬型ホース先端を水面より低く着底しない位置に設置することにより異物の混入を低減する。さらに可搬型ホース先端にストレーナを付けることにより、メッシュより大きな異物の混入を防止する。また、ストレーナのメッシュより小さな異物は通過するが、燃料取替用水ピットへの補給に影響はない。</p> <p>(添付資料 1.13.4、1.13.19)</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給となるため、可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給について記載している。 ・可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給については、大飯の「海水を用いた復水ピットへの補給」の操作手順記載箇所にて比較している。 <p>【女川】記載内容の相違（相違理由⑤）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川は、すべて屋外作業であるため、資機材の配備について記載していない。 <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、大飯の送水車を使用した手順と同様の記載としている。 <p>【大飯、女川】設備の相違（相違理由②）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車の準備作業について配慮すべき事項を記載している。また、海水取水時の異物の吸い込み防止策について「添付資料 1.13.4」に整理している。（大飯の送水車を使用した手順と同様） ・大飯も、送水車を使用した手順において、準備作業にて配慮すべき事項を記載し、海水取水時の異物の吸い込み防止策について添付資料に整理している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.3(8) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク又はほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給を開始後、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.27図に、タイムチャートを第1.13.28図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で燃料取替用水ピットの通水用ディスタンスピースに取替え、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。 ④ 当直課長は、運転員等に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。 ⑤ 運転員等は、現場で復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施する。 ⑥ 当直課長は、N.o. 2淡水タンクの水位低警報発信等により、N.o. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給ができないことを確認し、運転員等へ復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、N.o. 2淡水タンクからの補給中の場合、N.o. 2淡水タンクの水位低警報が発信するまでに実施する。 	<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a, (c)より引用】</p> <p>(c) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）</p> <p>ii. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）</p> <p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転時において、代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は代替給水ピットが使用できない場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）手順については、1.13.2.2(1) a, (c) i、「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）」の操作手順と同様である。</p>	<p>ii. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）</p> <p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転時において、代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を開始した場合、又は代替給水ピットが使用できない場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）手順については、1.13.2.2(1) a, (c) i、「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）」の操作手順と同様である。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【柏崎】設備名称の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けた記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】運用の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・泊は本手順着手後、系統構成が完了次第補給を開始するため、原子炉容器への注水中と同様の操作手順となっている。（注水先により操作手順に変更がないことは、女川と同様） ・大飯は、炉心注水中と格納容器スプレイ中に判断が異なるため、それぞれ操作手順を整備している。 ・大飯の操作手順⑥以外は、泊の操作手順「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）」と同様であるため、大飯の操作手順⑥のみ、相違理由を記載する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は本手順着手後、系統構成が完了次第補給を開始するため、補給開始時期については記載していない。（女川と同様）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.3(8) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑦ 運転員等は、現場で水頭圧を利用して重力注水により復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、復水ピットから燃料取替用水ピットの補給に異常がないことを確認する。</p> <p>【比較のため1.13.2.2(9) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等1名及び緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約100分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>ディスタンスピース取替え等については速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>(添付資料1.13.7、1.13.8)</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1) a. (b) 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給開始まで、取水口取水の場合380分以内、海水ポンプ室取水の場合370分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>構内のアクセスルートの状況を考慮して海から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料1.13.3)</p>	<p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給開始まで200分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して海から燃料取替用水ピットへ可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>海水取水時には、可搬型ホース先端を水面より低く着底しない位置に設置することにより異物の混入を低減する。さらに可搬型ホース先端にストレーナを付けることにより、メッシュより大きな異物の混入を防止する。また、ストレーナのメッシュより小さな異物は通過するが、燃料取替用水ピットへの補給に影響はない。</p> <p>(添付資料1.13.4、1.13.19)</p>	<p>【女川】記載内容の相違（相違理由⑤） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・女川は、すべて屋外作業であるため、資機材の配備について記載していない。 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②） 【女川】記載表現の相違 ・泊は、大飯の送水車を使用した手順と同様の記載としている。</p> <p>【大飯、女川】設備の相違（相違理由②） ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車の準備作業について配慮すべき事項を記載している。また、海水取水時の異物の吸い込み防止策について「添付資料1.13.4」に整理している。（大飯の送水車を使用した手順と同様） ・大飯も、送水車を使用した手順において、準備作業にて配慮すべき事項を記載し、海水取水時の異物の吸い込み防止策について添付資料に整理している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため1.13.2.2(8)の記載より再掲】			
<p>(8) №. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、№. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、№. 3淡水タンク水位低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、火災の発生がなく、№. 2淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、№. 3淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、火災の発生がなく、№. 2淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p>	<p>b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、復水貯蔵タンクへの補給手段がないと復水貯蔵タンク水位が低下し、水源が枯渇するため、化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給を実施する。</p> <p>化学消防自動車の水源は、耐震性防火水槽を使用する。</p> <p>(a) 耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (b)より引用】</p> <p>(b) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できる場合）</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)から復水貯蔵タンクへの補給ができない場合であって、淡水タンク及び海を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による復水貯蔵タンクへの補給ができない場合で、火災が発生していない場合。</p>	<p>b. 電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>燃料取替用水ピットを水源とした原子炉容器への注水等の対応を実施している場合に、燃料取替用水ピットへの補給手段がないと燃料取替用水ピット水位が低下し、水源が枯渇するため、電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給を実施する。</p> <p>(a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>i. ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）</p> <p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合、1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、2次系純水タンク水位低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、火災が発生しておらず、ろ過水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、2次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、火災が発生しておらず、ろ過水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩） 【柏崎】設備名称の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けた記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由⑥） 【大飯】記載表現の相違 ・対応手段選択フローの相違に伴う相違。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は、他条文と表現を統一した。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は、他条文と表現を統一した。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(8) No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>b. 操作手順</p> <p>No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.13.24図に、タイムチャートを第1.13.25図、ホース敷設ルートを第1.13.26図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長にNo. 2淡水タンクを水源とした消火栓による燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。</p> <p>② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員にNo. 2淡水タンクを水源とした消火栓による燃料取替用水ピットへの補給準備を指示する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は、現場で可搬型ホースを消火栓から燃料取替用水ピット入口扉まで敷設し、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>④ 当直課長は、燃料取替用水ピット水位を確認し、発電所対策本部長へNo. 2淡水タンクを水源とした消火栓による燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、No. 3淡水タンクからの補給中の場合、No. 3淡水タンクの水位低警報発信から500m³に低下するまでに実施する。</p> <p>⑤ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、No. 2淡水タンクを水源とした消火栓による燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑥ 緊急安全対策要員は、現場で消火栓を開操作し、消火栓から水頭圧を利用した重力注水により補給を開始する。</p> <p>⑦ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位の上昇を確認し、燃料取替用水ピットへの補給が行われていることを確認する。</p>	<p>ii. 操作手順</p> <p>耐震性防火水槽を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概要図を第1.13-24図に、タイムチャートを第1.13-25図に示す。</p> <p>①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、化学消防自動車による耐震性防火水槽を水源とした補給及び接続口の場所を決定し、初期消火要員（消防車隊）に化学消防自動車による淡水の供給の準備開始を指示する。</p> <p>②発電課長は、運転員（中央制御室）に耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）は化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④初期消火要員（消防車隊）は、指示を受けた耐震性防火水槽へ化学消防自動車を移動及び設置し復水貯蔵タンクまでホースを敷設する。</p> <p>⑤初期消火要員（消防車隊）は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホースの敷設及び固縛を実施する。</p> <p>⑥初期消火要員（消防車隊）は、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦発電課長は、発電所対策本部に耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑧発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑨初期消火要員（消防車隊）は、現場にて化学消防自動車を起動し、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑩運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p>	<p>(ii)操作手順</p> <p>ろ過水タンクを水源とした燃料取替用水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.8図に、タイムチャートを第1.13.9図に、ホース敷設ルート図を第1.13.39図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員にろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>② 運転員（現場）Bは、現場で消防ホースを屋内消火栓に接続し、燃料取替用水ピット付近まで敷設する。</p> <p>③ 運転員（現場）Bは、現場で燃料取替用水ピットのアクセスドアを開閉し、消防ホースを燃料取替用水ピットまで敷設し、ろ過水タンクから燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>④ 発電課長（当直）は、運転員にろ過水タンクから燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑤ 運転員（現場）Bは、現場で電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプを起動し、ろ過水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を開始し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑥ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違（大飯と同様） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊は、燃料取替用水ピットまでの敷設とアクセスドアの開放を分けて記載している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊3号炉は本手順着手後、系統構成が完了次第、補給を開始するため補給開始時期については記載していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違（大飯と同様） 【大飯】設備の相違（相違理由⑫） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.2(8) №. 2 淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約45分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.13.8)</p>	<p>ii. 発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ化学消防自動車の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び初期消火要員（消防車隊）5名にて作業を実施し、作業開始を判断してから耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始まで65分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。化学消防自動車のホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>構内のアクセスルートの状況を考慮して耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.13.3)</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (c) より引用】</p> <p>(c) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからろ過水タンクから燃料取替用水ピットへの補給開始まで30分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.13.16)</p> <p>ii. ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【柏崎】設備名称の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けた記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.3(7) No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、No. 3淡水タンク水位低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、火災の発生がなく、No. 2淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、No. 3淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、火災の発生がなく、No. 2淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>1.13.2.2(8)と同様。</p>		<p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合又は原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転不能時において、2次系純水タンク水位低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、火災が発生しておらず、ろ過水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、2次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、火災が発生しておらず、ろ過水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）手順については、1.13.2.2(1) b. (a) i、「ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器への注水中の場合）」の操作手順と同様である。</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してからろ過水タンクから燃料取替用水ピットへの補給開始まで30分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>（添付資料 1.13.16）</p>	<p>【大飯】運用の相違（相違理由⑦）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため1.13.2.2(6)の記載より再掲】			
(6) 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、復水貯蔵タンクへの補給手段がないと復水貯蔵タンク水位が低下し、水源が枯渇するため、化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給を実施する。 化学消防自動車の水源は、耐震性防火水槽を使用する。 (a) 耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給	c. 1次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉容器への注水等の対応を実施している場合に、燃料取替用水ピットへの補給手段がないと燃料取替用水ピット水位が低下し、水源が枯渇するため、1次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給を実施する。 (a) 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給	 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。			
(a) 手順着手の判断基準 インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、ほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、1次系純水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、1次系純水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。	【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在1.13.2.2(1) a., (b)より引用】 (b) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できる場合）	i. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合） (i) 手順着手の判断基準 原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合、1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、ほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。	 【大飯】運用の相違（相違理由③） 【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【大飯】記載方針の相違 （女川審査実績の反映） ・泊は、上段に記載している。 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】運用の相違（相違理由③） 【柏崎】設備名称及び記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けて記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。 【大飯】運用の相違（相違理由⑥） 【大飯】記載表現の相違 ・対応手段選択フローの相違に伴う相違。 【大飯】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(6)a、1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の補給の記載より再掲】</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの加圧器逃がしタンク経由の補給手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.13.18図に、タイムチャートを第1.13.19図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの加圧器逃がしタンク経由の補給準備を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室及び現場で1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの加圧器逃がしタンク経由の補給のための系統構成を実施する。</p> <p>③ 当直課長は、運転員等に1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの加圧器逃がしタンク経由の補給開始を指示する。なお、補給開始は、1次系純水タンク及びほう酸タンクからの補給中の場合、ほう酸タンクの水位異常低警報が発信するまでに実施する。</p> <p>④ 運転員等は、中央制御室で1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの加圧器逃がしタンク経由の補給を実施する。</p> <p>⑤ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、燃料取替用水ピットへの補給が実施されていることを確認する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1)b、化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>耐震性防火水槽を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要は以下のとおり。</p> <p>概要図を第1.13-24図に、タイムチャートを第1.13-25図に示す。</p> <p>①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、化学消防自動車による耐震性防火水槽を水源とした補給及び接続口の場所を決定し、初期消火要員（消防車隊）に化学消防自動車による淡水の供給の準備開始を指示する。</p> <p>②発電課長は、運転員（中央制御室）に耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）は化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④初期消火要員（消防車隊）は、指示を受けた耐震性防火水槽へ化学消防自動車を移動及び設置し復水貯蔵タンクまでホースを敷設する。</p> <p>⑤初期消火要員（消防車隊）は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホースの敷設及び固縛を実施する。</p> <p>⑥初期消火要員（消防車隊）は、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦発電課長は、発電所対策本部に耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑧発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑨初期消火要員（消防車隊）は、現場にて化学消防自動車を起動し、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑩運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p>	<p>(ii) 操作手順</p> <p>1次系純水タンクを水源とした使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.10図に、タイムチャートを第1.13.11図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に1次系純水タンクを水源とした1次系補給水泵による使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A及び運転員（現場）Bは、中央制御室及び現場で1次系純水タンクから使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施し、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>③ 発電課長（当直）は、運転員に1次系純水タンクから使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>④ 運転員（現場）Bは、現場で1次系純水タンクから使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給を開始し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。</p>	<p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】記載表現の相違（大飯と同様） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】運用の相違（相違理由③）</p>

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.2(6) a. 1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の補給の記載より再掲】</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約60分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.13.8)</p>	<p>【比較のため 1.13.2.2(1) b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑪発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ化学消防自動車の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び初期消火要員（消防車隊）5名にて作業を実施し、作業開始を判断してから耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始まで65分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。化学消防自動車のホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>構内のアクセスルートの状況を考慮して耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.13.3)</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (c)より引用】</p> <p>(c) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）</p>	<p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから1次系純水タンクから使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給開始まで55分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.13.13)</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>炉型の相違による対応手段の相違</p>
<p>【比較のため 1.13.2.3(5) a. 1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の補給の記載より再掲】</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、ほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、1次系純水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、1次系純水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p>	<p>ii. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）</p> <p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合又は原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転不能時において、ほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p>	<p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【柏崎】設備名称及び記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けて記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由⑦）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p>	

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.3(5) a. 1次系純水タンクから加圧器逃がしタンク経由の補給の記載より再掲】</p> <p>(b) 操作手順 1.13.2.2(6) b. と同様。</p> <p>重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を整備する。</p>		<p>(ii) 操作手順 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）手順については、1.13.2.2(1) c. (a) i. 「1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）」の操作手順と同様である。</p> <p>(iii) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから1次系純水タンクから使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給開始まで55分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>（添付資料 1.13.13）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>
<p>【比較のため1.13.2.2(6) b. の記載より再掲】</p> <p>b. 1次系純水タンクから使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給</p> <p>重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を整備する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1) b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>(a) 耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (b)より引用】</p> <p>(b) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設しているホースが使用できる場合）</p>	<p>(b) 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>i. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）</p>	<p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、「c. 1次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給」にて記載している。 <p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【柏崎】設備名称及び記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けた記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.2(6) b. 1次系純水タンクから使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給の記載より再掲】</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、ほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できたが、加圧器逃がしタンク経由の補給ができない場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できたが、加圧器逃がしタンク経由の補給ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.13.20図に、タイムチャートを第1.13.21図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給準備を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室及び現場で1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給のための系統構成を実施する。</p>		<p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合、1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、ほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できたが、使用済燃料ピット浄化ライン経由の補給ができない場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できたが、使用済燃料ピット浄化ライン経由の補給ができない場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>1次系純水タンクを水源とした加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。また、概要図を第1.13.12図に、タイムチャートを第1.13.13図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、化学消防自動車による耐震性防火水槽を水源とした補給及び接続口の場所を決定し、初期消火要員（消防車隊）に化学消防自動車による淡水の供給の準備開始を指示する。</p> <p>② 発電課長は、運転員（中央制御室）に耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>③ 運転員（中央制御室）は化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④ 初期消火要員（消防車隊）は、指示を受けた耐震性防火水槽へ化学消防自動車を移動及び設置し復水貯蔵タンクまでホースを敷設する。</p> <p>⑤ 初期消火要員（消防車隊）は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホースの敷設及び固縛を実施する。</p> <p>⑥ 初期消火要員（消防車隊）は、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p>	<p>【大飯】運用の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・対応手段選択フローの相違に伴う相違。</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(6)b、1次系純水タンクから使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給の記載より再掲】</p> <p>③ 当直課長は、運転員等に1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給開始を指示する。なお、補給開始は、1次系純水タンク及びほう酸タンクからの補給中の場合、ほう酸タンクの水位異常低警報が発信するまでに実施する。</p> <p>④ 運転員等は、現場で1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給を実施する。</p> <p>⑤ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、燃料取替用水ピットへの補給が実施されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約70分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運動状態と同程度である。</p> <p>(添付資料1.13.8)</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1)b、化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑦発電課長は、発電所対策本部に耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑧発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑨初期消火要員（消防車隊）は、現場にて化学消防自動車を起動し、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑩運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑪発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ化学消防自動車の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び初期消火要員（消防車隊）5名にて作業を実施し、作業開始を判断してから耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始まで65分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。化学消防自動車のホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>構内のアクセスルートの状況を考慮して耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料1.13.3)</p>	<p>③ 発電課長（当直）は、運転員に1次系純水タンクから加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>④ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で1次系純水タンクから加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給を開始し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。</p> <p>(iii)操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから1次系純水タンクから加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給開始まで35分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>(添付資料1.13.14)</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊3号炉は本手順着手後、系統構成が完了次第、補給を開始するため補給開始時期については記載していない。</p> <p>【女川】記載表現の相違（大飯と同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p> <p>【女川】記載表現の相違（大飯と同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由③）</p>

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.3(5) b. 1次系純水タンクから使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給の記載より再掲】</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、ほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できたが、加圧器逃がしタンク経由の補給ができない場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できたが、加圧器逃がしタンク経由の補給ができない場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>1.13.2.2(6) b. と同様。</p>	<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (c)より引用】</p> <p>(c) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）</p>	<p>ii. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）</p> <p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合又は原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転不能時において、ほう酸タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できたが、使用済燃料ピット浄化ライン経由の補給ができない場合。</p> <p>また、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、1次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できたが、使用済燃料ピット浄化ライン経由の補給ができない場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）手順については、1.13.2.2(1) c. (b) i. 「1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器への注水中の場合）」の操作手順と同様である。</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから1次系純水タンクから加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給開始まで35分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>（添付資料 1.13.14）</p>	<p>【大飯】運用の相違（相違理由③） 【柏崎】設備名称及び記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉格納容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けた記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由⑥） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】運用の相違（相違理由③） 【大飯】運用の相違（相違理由③） 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(7)の記載より再掲】</p> <p>(7) N o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、N o. 3淡水タンクから使用済燃料ピット経由によりほう酸水を燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、1次系統純水タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、N o. 3淡水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系統純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、N o. 3淡水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>N o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由したほう酸水の燃料取替用水ピットへの補給手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.22図に、タイムチャートを第1.13.23図に示す。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1)b. の記載より再掲】</p> <p>b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、復水貯蔵タンクへの補給手段がないと復水貯蔵タンク水位が低下し、水源が枯渇するため、化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給を実施する。</p> <p>化学消防自動車の水源は、耐震性防火水槽を使用する。</p> <p>(a) 耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在1.13.2.2(1)a. (b)より引用】</p> <p>(b) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できる場合）</p> <p>【比較のため1.13.2.2(1)b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>耐震性防火水槽を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要是以下のとおり。</p> <p>概要図を第1.13-24図に、タイムチャートを第1.13-25図に示す。</p>	<p>d. 2次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>燃料取替用水ピットを水源とした原子炉容器への注水等の対応を実施している場合に、燃料取替用水ピットへの補給手段がないと燃料取替用水ピット水位が低下し、水源が枯渇するため、2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由したほう酸水の燃料取替用水ピットへの補給を実施する。</p> <p>(a) 2次系統純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>i. 2次系統純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）</p> <p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合、1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、1次系統純水タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、2次系統純水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系統純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、2次系統純水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>2次系統純水タンクを水源とした使用済燃料ピットを経由したほう酸水の燃料取替用水ピットへの補給手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.13-14図に、タイムチャートを第1.13-15図に示す。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【柏崎】設備名称及び記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 泊は、原子炉容器への注水と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けた記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・対応手段選択フローの相違に伴う相違。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(7) No. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に No. 3淡水タンクから使用済燃料ピット経由によりほう酸水を燃料取替用水ピットへ補給準備を指示する。</p> <p>② 運転員等は、現場でNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピット経由による燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施する。</p> <p>③ 当直課長は、運転員等にNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピット経由による燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、1次系純水タンクからの補給中の場合、1次系純水タンクの水位異常低警報が発信するまでに実施する。</p> <p>④ 運転員等は、現場でNo. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給を開始する。</p> <p>⑤ 運転員等は、中央制御室で使用済燃料ピット水位及び燃料取替用水ピット水位により、燃料取替用水ピットへの補給に異常がないことを確認する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1) b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、化学消防自動車による耐震性防火水槽を水源とした補給及び接続口の場所を決定し、初期消火要員（消防車隊）に化学消防自動車による淡水の供給の準備開始を指示する。</p> <p>②発電課長は、運転員（中央制御室）に耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）は化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④初期消火要員（消防車隊）は、指示を受けた耐震性防火水槽へ化学消防自動車を移動及び設置し復水貯蔵タンクまでホースを敷設する。</p> <p>⑤初期消火要員（消防車隊）は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホースの敷設及び固縛を実施する。</p> <p>⑥初期消火要員（消防車隊）は、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦発電課長は、発電所対策本部に耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑧発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑨初期消火要員（消防車隊）は、現場にて化学消防自動車を起動し、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑩運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑪発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ化学消防自動車の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p>	<p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に2次系純水タンクを水源とした2次系補給水泵による使用済燃料ピットを経由したほう酸水の燃料取替用水ピットへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A及び運転員（現場）Bは、中央制御室及び現場で2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給のための系統構成を実施し、2次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>③ 発電課長（当直）は、運転員に2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>④ 運転員（現場）Bは、現場で2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給を開始し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを使用済燃料ピット水位及び燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.2(7) №. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約50分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.13.8)</p>	<p>【比較のため 1.13.2.2(1) b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び初期消火要員（消防車隊）5名にて作業を実施し、作業開始を判断してから耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始まで65分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。化学消防自動車のホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>構内のアクセスルートの状況を考慮して耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.13.3)</p>	<p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給開始まで65分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.13.15)</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p>
<p>【比較のため 1.13.2.3(6) №. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、№. 3淡水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、№. 3淡水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p>	<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (c)より引用】</p> <p>(c) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）</p>	<p>ii. 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）</p> <p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合又は原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク水位異常低警報等により燃料取替用水ピットへの補給機能喪失を判断した際に、2次系純水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>また、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給後、2次系純水タンク等の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p>	<p>【柏崎】設備名称及び記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けた記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由⑦）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.3(6) №. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>b. 操作手順</p> <p>1.13.2.2(7) と同様。</p>		<p>(ii) 操作手順</p> <p>2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内ヘスプレイ中の場合）手順については、1.13.2.2(1)d.(a)i、「2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）」の操作手順と同様である。</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給開始まで65分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>（添付資料 1.13.15）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>
<p>【比較のため 1.13.2.2(5) の記載より再掲】</p> <p>(5) 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、1次系純水タンク水及びほう酸タンク水の混合によるほう酸水を燃料取替用水ピットへ補給する手順を整備する。</p>	<p>【比較のため 1.13.2.2(1)b. の記載より再掲】</p> <p>b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、復水貯蔵タンクへの補給手段がないと復水貯蔵タンク水位が低下し、水源が枯渇するため、化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給を実施する。</p> <p>化学消防自動車の水源は、耐震性防火水槽を使用する。</p> <p>(a) 耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1)a. (b)より引用】</p> <p>(b) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できる場合）</p>	<p>e. 1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>燃料取替用水ピットを水源とした原子炉容器への注水等の対応を実施している場合に、燃料取替用水ピットへの補給手段がないと燃料取替用水ピット水位が低下し、水源が枯渇するため、1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによるほう酸水の燃料取替用水ピットへの補給を実施する。</p> <p>(a) 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給</p> <p>i. 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）</p>	<p>【女川】記載内容の相違 炉型による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型による対応手段の相違</p>
			<p>【柏崎】設備名称及び記載表現の相違</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <p>・泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けて記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(5) 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損発生時減圧継続及び再循環運転による炉心注水不能時において、1次系純水タンク及びほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.16図に、タイムチャートを第1.13.17図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に1次系純水タンク水及びほう酸タンク水の混合によるほう酸水の燃料取替用水ピットへの補給を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室及び現場で1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給ラインの系統構成を行い、1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプを起動し、1次系純水タンク水及びほう酸タンク水の混合によるほう酸水の燃料取替用水ピットへの補給を実施する。</p> <p>【比較のため1.13.2.2(1)b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>耐震性防火水槽を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要是以下のとおり。</p> <p>概要図を第1.13-24図に、タイムチャートを第1.13-25図に示す。</p> <p>①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、化学消防自動車による耐震性防火水槽を水源とした補給及び接続口の場所を決定し、初期消火要員（消防車隊）に化学消防自動車による淡水の供給の準備開始を指示する。</p> <p>②発電課長は、運転員（中央制御室）に耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>③運転員（中央制御室）は化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。</p> <p>④初期消火要員（消防車隊）は、指示を受けた耐震性防火水槽へ化学消防自動車を移動及び設置し復水貯蔵タンクまでホースを敷設する。</p> <p>⑤初期消火要員（消防車隊）は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホースの敷設及び固縛を実施する。</p> <p>⑥初期消火要員（消防車隊）は、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦発電課長は、発電所対策本部に耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑧発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p>	<p>（i）手順着手の判断基準</p> <p>原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合、1次冷却材喪失事象（大破断）が発生し安全注入及び蓄圧注入動作を確認した場合、インターフェイスシステムLOCA、蒸気発生器伝熱管破損時又は再循環運転による炉心注水不能時において、1次系純水タンク及びほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>（ii）操作手順</p> <p>1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした燃料取替用水ピットへの補給手順の概要是以下のとおり。</p> <p>概要図を第1.13.16図に、タイムチャートを第1.13.17図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによるほう酸水の燃料取替用水ピットへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）A及び運転員（現場）Bは、中央制御室及び現場で1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給ラインの系統構成を行い、1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>③ 発電課長（当直）は、運転員（中央制御室）に1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給開始を指示する。</p>	<p>【大飯】運用の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・対応手段選択フローの相違に伴う相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.2(5) 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>③ 運転員等は、中央制御室で燃料取替用水ピット水位等により、燃料取替用水ピットへの補給が実施されていることを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約30分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。 (添付資料 1.13.8)</p>	<p>【比較のため 1.13.2.2(1) b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑨初期消火要員（消防車隊）は、現場にて化学消防自動車を起動し、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑩運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑪発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ化学消防自動車の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び初期消火要員（消防車隊）5名にて作業を実施し、作業開始を判断してから耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始まで65分以内で実施可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。化学消防自動車のホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 構内のアクセスルートの状況を考慮して耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。 (添付資料 1.13.3)</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (c)より引用】</p> <p>(c) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）</p>	<p>④ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給を開始し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で燃料取替用水ピットへの補給が開始されたことを燃料取替用水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。</p> <p>(iii) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給開始まで30分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。 (添付資料 1.13.12)</p> <p>ii. 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）</p>	<p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【柏崎】設備名称及び記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は、原子炉容器への注水中と原子炉格納容器内へのスプレイ中で、手順着手の判断基準が異なるため、項目で分けて記載している。記載表現については柏崎6/7号炉の記載を参考とした。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.3(4) 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク及びほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>【比較のため1.13.2.3(4)の記載より再掲】</p> <p>b. 操作手順</p> <p>1.13.2.2(5)と同様。</p>		<p>(i) 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合又は原子炉格納容器内へのスプレイ中の再循環運転不能時において、1次系純水タンク及びほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>(ii) 操作手順</p> <p>1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合） 手順については、1.13.2.2(1)e.(a)i.「1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉格納容器への注水中の場合）」の操作手順と同様である。</p> <p>(iii) 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給開始まで30分以内で可能である。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>（添付資料 1.13.12）</p>	<p>【大飯】運用の相違（相違理由⑦） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1(7)の記載より再掲】</p> <p>(7) 海水を用いた復水ピットへの補給 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合、海水を水源とした送水車による復水ピットに補給する手順を整備する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1)の記載より再掲】</p> <p>(1) 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手順 重大事故等が発生した場合において、淡水貯水槽（No. 1）、淡水貯水槽（No. 2）、淡水タンク、海又は耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへ水を補給する手順を整備する。</p> <p>a. 大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、復水貯蔵タンクへの補給手段がないと復水貯蔵タンク水位が低下し、水源が枯渇するため、大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給を実施する。 大容量送水ポンプ（タイプI）の水源は、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を優先して使用する。淡水による復水貯蔵タンクへの補給が枯渇等により継続できない場合は、海水による淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）への補給に切り替えるが、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）を経由して復水貯蔵タンクへ補給することにより、復水貯蔵タンクへの補給を継続しながら淡水から海水への切り替えが可能である。 なお、淡水貯水槽への海水補給は、「1.13.2.2(2)a. 大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給」の手順にて実施する。</p>	<p>(2) 補助給水ピットへ水を補給するための対応手順 重大事故等が発生した場合において、原水槽、代替給水ピット、海又は2次系純水タンクから補助給水ピットへ水を補給する手順を整備する。</p> <p>a. 可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給 補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水等の対応を実施している場合に、補助給水ピットへの補給手段がないと補助給水ピット水位が低下し、水源が枯渇するため、可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給を実施する。 可搬型大型送水ポンプ車の水源は、原水槽又は代替給水ピットを優先して使用する。淡水による補助給水ピットへの補給が枯渇等により継続できない場合は、海水による補助給水ピットへの補給に切り替えるが、 淡水による補給開始後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないように淡水から海水への切替えが可能である。 なお、原水槽への淡水補給は、「1.13.2.2(3)a. 2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給」の手順にて実施する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②、④）</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 ・泊は、防火水槽を火災のみに使用する方針としている。（大飯と同様）</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②、④）</p> <p>【女川】運用の相違（相違理由①）</p> <p>【女川】記載表現の相違（柏崎と同様）</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②、④）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1(7) 海水を用いた復水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの通常水位低警報が発信し、さらにN o. 3淡水タンクの水位低警報等により復水ピットへの補給ができない場合。 また、N o. 3淡水タンクから復水ピットへの補給を開始した場合。</p> <p>b. 操作手順 海水を用いた復水ピットへの補給手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.9図に、タイムチャートを第1.13.10図、ホース敷設ルートを第1.13.11図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ海水を用いた復水ピットへの補給準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、海水を用いた復水ピットへの補給準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で送水車、可搬型ホース等を準備し、所定の位置に配置し敷設するとともに、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置する。 ④ 緊急安全対策要員は、現場で復水ピット入口扉まで可搬型ホースを敷設し、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1) a. (a)の記載より再掲】 (a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>i. 手順着手の判断基準 復水貯蔵タンクへ補給が必要な場合で、淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>ii. 操作手順 淡水貯水槽を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要（原子炉建屋東側に注水用ヘッダを設置する場合）は以下のとおり（原子炉建屋北側に注水用ヘッダを設置する場合の手順も同様）。概要図を第1.13-13図に、タイムチャートを第1.13-14図及び第1.13-15図に示す。 ①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源とした補給及び接続口の場所を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水の供給の準備開始を指示する。 ②発電課長は、運転員（中央制御室）に淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。 ③運転員（中央制御室）は大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。 ④重大事故等対応要員は、指示を受けた淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動及び設置する。 ⑤重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属品を所定の場所に設置する。 ⑥重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。 ⑦重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプを取水箇所へ設置する。 ⑧重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。 ⑨重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッダまでのホースを敷設する。</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給</p> <p>i. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合に、原水槽の水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>ii. 操作手順 原水槽を水源とした補助給水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.18図に、タイムチャートを第1.13.19図に、ホース敷設ルートを第1.13.40図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場資機材保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し、非常用炉心冷却系の配管と接続する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由④） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は、燃料取替用水ピットの「手順着手の判断基準」と同様であるため、記載表現を統一している。</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載方針の相違 ・泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】設備の相違（相違理由④） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 ・泊の他条文と記載表現を統一している。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩） 【大飯】記載表現の相違 ・泊は、操作手順⑥にて補給準備完了を報告している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1(7) 海水を用いた復水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑤ 当直課長は、復水ピットへの補給手段として淡水源が使用不可能なことを確認し、発電所対策本部長へ海水を用いた復水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、No. 2淡水タンクからの補給中の場合、No. 2淡水タンクの水位低警報が発信し、さらに復水ピットの水位異常低警報が発信するまでに実施する。</p> <p>⑥ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、海水を用いた復水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で送水車を起動し、海水を用いた復水ピットへの補給を開始する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び復水ピット水位を確認し、海水を用いた復水ピットへの補給を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び供給状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、送水車は約5.4時間の運転が可能。）。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1) a. (a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑩a 復水貯蔵タンク接続口へ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク接続口までホースを敷設、接続し、復水貯蔵タンク外部注水入口弁を開く。</p> <p>⑩b 復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホース接続用継手の設置並びにホースの敷設及び接続を実施する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑫発電課長は、発電所対策本部に淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑬発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動及び復水貯蔵タンク補給弁の開操作を実施し、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑮運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑯発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p>	<p>④ 災害対策要員は、現場でホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で原水槽マンホール近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を原水槽マンホールへ挿入する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、原水槽から燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑦ 運転員（現場）Bは、現場で補助給水ピットへの補給のための系統構成を実施し、原水槽から燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑧ 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に原水槽から補助給水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、原水槽から補助給水ピットへの補給を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑩ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で補助給水ピットへの補給が開始されたことを補助給水ピット水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑪ 発電課長（当直）は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給を発電所対策本部長に依頼する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 ・泊の他条文と記載表現を統一している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④） ・泊3号炉は本手順着手後、系統構成が完了次第、補給を開始するため補給開始時期については記載していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車起動後の運転状態の確認手順を記載している。 (大飯と同様)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊の「(e) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」の手順にて、比較している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1(7) 海水を用いた復水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は現場にて1ユニット当たり緊急安全対策要員5名により作業を実施し、所要時間は約3.4時間と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。</p> <p>また、復水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>海水取水時には、可搬型ホース先端を水面より低く着底しない位置に設置することにより異物の混入を低減する。さらに可搬型ホース先端にストレーナを付けることにより、メッシュより大きな異物の混入を防止する。また、ストレーナのメッシュより小さな異物は通過するが、復水ピットへの補給に影響はない。</p> <p>(添付資料1.13.4、1.13.5)</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1) a. (a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、復水貯蔵タンク接続口へ接続時及び復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続時は運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへの補給開始まで380分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料1.13.3)</p>	<p>⑫ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運動状態及び送水状態を継続して監視し、定格負荷運動時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する。 (燃料を補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運動が可能。)</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから原水槽から補助給水ピットへの補給開始まで200分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運動時と同程度である。速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。補助給水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料1.13.7)</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給となるため、可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給について記載している。 可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給については、大飯の「海水を用いた復水ピットへの補給」の操作手順記載箇所にて比較している。 <p>【女川】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。（大飯と同様） <p>【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 女川は、すべて屋外作業であるため、資機材の配備について記載していない。 <p>【女川】記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、大飯の送水車を使用した手順と同様の記載としている。 <p>【大飯】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊の「(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」の手順にて、比較している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1(7) 海水を用いた復水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの通常水位低警報が発信し、さらにNo. 3淡水タンクの水位低警報等により復水ピットへの補給ができない場合。 また、No. 3淡水タンクから復水ピットへの補給を開始した場合。</p> <p>b. 操作手順 海水を用いた復水ピットへの補給手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.9図に、タイムチャートを第1.13.10図、ホース敷設ルートを第1.13.11図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ海水を用いた復水ピットへの補給準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、海水を用いた復水ピットへの補給準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で送水車、可搬型ホース等を準備し、所定の位置に配置し敷設するとともに、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置する。 ④ 緊急安全対策要員は、現場で復水ピット入口扉まで可搬型ホースを敷設し、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1) a. (a)の記載より再掲】 (a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>i. 手順着手の判断基準 復水貯蔵タンクへ補給が必要な場合で、淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p> <p>ii. 操作手順 淡水貯水槽を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要（原子炉建屋東側に注水用ヘッダを設置する場合）は以下のとおり（原子炉建屋北側に注水用ヘッダを設置する場合の手順も同様）。概要図を第1.13.13図に、タイムチャートを第1.13.14図及び第1.13.15図に示す。 ①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源とした補給及び接続口の場所を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水の供給の準備開始を指示する。 ②発電課長は、運転員（中央制御室）に淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。 ③運転員（中央制御室）は大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。 ④重大事故等対応要員は、指示を受けた淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動及び設置する。 ⑤重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属品を所定の場所に設置する。 ⑥重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。 ⑦重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプを取水箇所へ設置する。 ⑧重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。 ⑨重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッダまでのホースを敷設する。</p>	<p>(b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給</p> <p>i. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合に、原水槽から補助給水ピットへの補給を開始した場合、又は原水槽が使用できないと判断し、代替給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>ii. 操作手順 代替給水ピットを水源とした補助給水ピットへの補給手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.13.20図に、タイムチャートを第1.13.21図に、ホース敷設ルート図を第1.13.41図に示す。</p> <p>①発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>②災害対策要員は、現場資機材保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し、非常用炉心冷却系の配管と接続する。</p> <p>④災害対策要員は、現場でホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤災害対策要員は、現場で代替給水ピット近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置し、可搬型大型送水ポンプ車の吸管を代替給水ピットへ挿入する。</p> <p>⑥災害対策要員は、代替給水ピットから燃料取替用水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由④） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は、燃料取替用水ピットの「手順着手の判断基準」と同様であるため、記載表現を統一している。 【大飯】運用の相違（相違理由⑨）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載方針の相違 ・泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】設備の相違（相違理由④） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 ・泊の他条文と記載表現を統一している。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】設備の相違（相違理由⑩） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載表現の相違 ・泊は、操作手順⑥にて補給準備完了を報告している。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 ・泊の他条文と記載表現を統一している。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1(7) 海水を用いた復水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑤ 当直課長は、復水ピットへの補給手段として淡水源が使用不可能なことを確認し、発電所対策本部長へ海水を用いた復水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、No. 2淡水タンクからの補給中の場合、No. 2淡水タンクの水位低警報が発信し、さらに復水ピットの水位異常低警報が発信するまでに実施する。</p> <p>⑥ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、海水を用いた復水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で送水車を起動し、海水を用いた復水ピットへの補給を開始する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び復水ピット水位を確認し、海水を用いた復水ピットへの補給を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び供給状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、送水車は約5.4時間の運転が可能）。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1) a. (a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑩a 復水貯蔵タンク接続口へ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク接続口までホースを敷設、接続し、復水貯蔵タンク外部注水入口弁を開く。</p> <p>⑩b 復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホース接続用継手の設置並びにホースの敷設及び接続を実施する。</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑫発電課長は、発電所対策本部に淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑬発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動及び復水貯蔵タンク補給弁の開操作を実施し、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑮運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑯発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p>	<p>⑦ 運転員（現場）Bは、現場で補助給水ピットへの補給のための系統構成を実施し、代替給水ピットから補助給水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑧ 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に代替給水ピットから補助給水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、代替給水ピットから補助給水ピットへの補給を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑩ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で補助給水ピットへの補給が開始されたことを補助給水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑪ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態及び送水状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する。 (燃料を補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能。)</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊3号炉は本手順着手後、系統構成が完了次第、補給を開始するため補給開始時期については記載していない。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車起動後の運転状態の確認手順を記載している。 (大飯と同様)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④）</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊の「(e) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」の手順にて、比較している。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩）</p> <p>・泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給となるため、可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給について記載している。</p> <p>・可搬型大型送水ポンプ車の燃料補給については、大飯の「海水を用いた復水ピットへの補給」の操作手順記載箇所にて比較している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.1(7) 海水を用いた復水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は現場にて 1 ユニット当たり緊急安全対策要員 5 名により作業を実施し、所要時間は約 3.4 時間と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。</p> <p>また、復水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>海水取水時には、可搬型ホース先端を水面より低く着底しない位置に設置することにより異物の混入を低減する。さらに可搬型ホース先端にストレーナを付けることにより、メッシュより大きな異物の混入を防止する。また、ストレーナのメッシュより小さな異物は通過するが、復水ピットへの補給に影響はない。</p> <p>(添付資料 1.13.4、1.13.5)</p>	<p>【比較のため 1.13.2.2(1) a. (a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、復水貯蔵タンク接続口へ接続時及び復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続時は運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給開始まで 380 分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.13.3)</p>	<p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから代替給水ピットから補助給水ピットへの補給開始まで 145 分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。補助給水ピットへの供給時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.13.8)</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。（大飯と同様）</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違（相違理由④） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 ・女川は、すべて屋外作業であるため、資機材の配備について記載していない。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は、大飯の送水車を使用した手順と同様の記載としている。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊の「(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給」の手順にて、比較している。</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・炉型による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・泊は、燃料取替用水ピットの「手順着手の判断基準」と同様であるため、記載表現を統一している。</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由⑨）</p>
<p>【比較のため 1.13.2.1(7) 海水を用いた復水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>a. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの通常水位低警報が発信し、さらにNo. 3淡水タンクの水位低警報等により復水ピットへの補給ができない場合。 また、No. 3淡水タンクから復水ピットへの補給を開始した場合。</p>	<p>(a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>i. 手順着手の判断基準 復水貯蔵タンクへ補給が必要な場合で、淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給が可能な場合。</p>	<p>(c) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給</p> <p>i. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットの水位が低下し続け、補給が必要であることを確認した場合に、代替給水ピットから補助給水ピットへの補給を開始した場合、又は代替給水ピットが使用できない場合。</p>	

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1(7) 海水を用いた復水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>b. 操作手順 海水を用いた復水ピットへの補給手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.9図に、タイムチャートを第1.13.10図、ホース敷設ルートを第1.13.11図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ海水を用いた復水ピットへの補給準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、海水を用いた復水ピットへの補給準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で送水車、可搬型ホース等を準備し、所定の位置に配置し敷設するとともに、可搬型ホース先端にストレーナを付け、水面より低く着底しない位置に設置する。 ④ 緊急安全対策要員は、現場で復水ピット入口扉まで可搬型ホースを敷設し、補給準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1)a. (a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>ii. 操作手順 淡水貯水槽を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要（原子炉建屋東側に注水用ヘッダを設置する場合）は以下のとおり（原子炉建屋北側に注水用ヘッダを設置する場合の手順も同様）。概要図を第1.13-13図に、タイムチャートを第1.13-14図及び第1.13-15図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源とした補給及び接続口の場所を決定し、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水の供給の準備開始を指示する。 ② 発電課長は、運転員（中央制御室）に淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。 ③ 運転員（中央制御室）は大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。 ④ 重大事故等対応要員は、指示を受けた淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）へ大容量送水ポンプ（タイプI）を移動及び設置する。 ⑤ 重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属品を所定の場所に設置する。 ⑥ 重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）にホースを接続し、ミニマムフローラインを構成する。 ⑦ 重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプI）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプを取水箇所へ設置する。 ⑧ 重大事故等対応要員は、ホース延長回収車で注水用ヘッダを運搬し、原子炉建屋付近に設置する。 ⑨ 重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプI）から注水用ヘッダまでのホースを敷設する。 ⑩a 復水貯蔵タンク接続口へ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク接続口までホースを敷設、接続し、復水貯蔵タンク外部注水入口弁を全開する。 ⑩b 復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続する場合 重大事故等対応要員は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホース接続用継手の設置並びにホースの敷設及び接続を実施する。</p>	<p>ii. 操作手順 海を水源とした補助給水ピットへの補給手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.13.22図に、タイムチャートを第1.13.23図に、ホース敷設ルートを第1.13.42図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、災害対策要員に海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給の準備開始を指示する。</p> <p>② 災害対策要員は、現場の資機材保管場所へ移動し、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>③ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し非常用炉心冷却系の配管と接続する。</p> <p>④ 灾害対策要員は、現場でホース延長・回収車（送水車用）にて可搬型ホースを敷設する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で海水取水箇所近傍に可搬型大型送水ポンプ車を設置する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車から水中ポンプを取り出し、可搬型ホースと接続後、海水取水箇所に水中ポンプを水面より低く、かつ着底しない位置に設置する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載方針の相違 ・泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。（大飯と同様）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【大飯】記載表現の相違 ・泊の他条文と記載表現を統一している。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②） 【大飯】記載表現の相違 ・泊は、操作手順⑦にて補給準備完了を報告している。 【大飯】記載表現の相違 ・泊の他条文と記載表現を統一している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1(7) 海水を用いた復水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑤ 当直課長は、復水ピットへの補給手段として淡水源が使用不可能なことを確認し、発電所対策本部長へ海水を用いた復水ピットへの補給開始を指示する。なお、補給開始は、No. 2淡水タンクからの補給中の場合、No. 2淡水タンクの水位低警報が発信し、さらに復水ピットの水位異常低警報が発信するまでに実施する。</p> <p>⑥ 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に、海水を用いた復水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、現場で送水車を起動し、海水を用いた復水ピットへの補給を開始する。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び復水ピット水位を確認し、海水を用いた復水ピットへの補給を開始したことを発電所対策本部長へ報告する。</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、現場で送水車の運転状態及び供給状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の給油を実施する（燃料を給油しない場合、送水車は約5.4時間の運転が可能。）。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1) a. (a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑪重大事故等対応要員は、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑫発電課長は、発電所対策本部に淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。</p> <p>⑬発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。</p> <p>⑭重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプI）の起動及び復水貯蔵タンク補給弁の開操作を実施し、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑮運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。</p> <p>⑯発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ大容量送水ポンプ（タイプI）の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p>	<p>⑦ 災害対策要員は、海から補助給水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑧ 運転員（現場）Bは、現場で補助給水ピットへの補給のための系統構成を実施し、海から補助給水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑨ 発電課長（当直）は、運転員及び災害対策要員に海から補助給水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>⑩ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車を起動し、海から補助給水ピットへの補給を開始するとともに、可搬型大型送水ポンプ車の運転状態に異常がないことを確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑪ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で補助給水ピットへの補給が開始されたことを補助給水ピット水位により確認し、発電課長（当直）に報告する。</p> <p>⑫ 災害対策要員は、現場で可搬型大型送水ポンプ車の運転状態及び送水状態を継続して監視し、定格負荷運転時における給油間隔を目安に燃料の補給を実施する。（燃料を補給しない場合、可搬型大型送水ポンプ車は約5.5時間の運転が可能。）</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載方針の相違 ・泊3号炉は本手順着手後、系統構成が完了次第、補給を開始するため補給開始時期については記載していない。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は可搬型大型送水ポンプ車起動後の運転状態の確認手順を記載している。（大飯と同様） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】設備の相違 ・燃費は相違するが、燃料が枯渇する前に継続して燃料補給を実施する方針は、大飯と同様である。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1(7) 海水を用いた復水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は現場にて1ユニット当たり緊急安全対策要員5名により作業を実施し、所要時間は約3.4時間と想定する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は外気温度と同程度である。</p> <p>また、復水ピットへの補給時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>海水取水時には、可搬型ホース先端を水面より低く着底しない位置に設置することにより異物の混入を低減する。さらに可搬型ホース先端にストレーナを付けることにより、メッシュより大きな異物の混入を防止する。また、ストレーナのメッシュより小さな異物は通過するが、復水ピットへの補給に影響はない。</p> <p>(添付資料1.13.4、1.13.5)</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1)a. (a) 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、復水貯蔵タンク接続口へ接続時及び復水貯蔵タンク接続マンホールへ接続時は運転員（中央制御室）1名及び重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの補給開始まで380分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプI）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料1.13.3)</p>	<p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の操作は、運転員（現場）1名及び災害対策要員6名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから海から補助給水ピットへの補給開始まで200分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。速やかに作業が開始できるよう、使用する資機材は可搬型大型送水ポンプ車の保管場所及び作業場所近傍に配備する。可搬型大型送水ポンプ車からの可搬型ホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。補助給水ピットへの供給時に構内のアクセス状況を考慮して可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>海水取水時には、可搬型ホース先端を水面より低く着底しない位置に設置することにより異物の混入を低減する。さらに可搬型ホース先端にストレーナを付けることにより、メッシュより大きな異物の混入を防止する。また、ストレーナのメッシュより小さな異物は通過するが、補助給水ピットへの補給に影響はない。</p> <p>(添付資料1.13.4、1.13.9)</p>	<p>【女川】記載方針の相違 ・泊の操作手順は2つあるホース敷設ルート共通の手順を記載している。（大飯と同様）</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 ・女川は、すべて屋外作業であるため、資機材の配備について記載していない。</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・泊は、大飯の送水車を使用した手順と同様の記載としている。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【比較のため1.13.2.1(5)の記載より再掲】			
(5) N o. 3淡水タンクから復水ピットへの補給 重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し、補給が必要な場合、N o. 3淡水タンクから復水ピットへ補給する手順を整備する。	b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給 復水貯蔵タンクを水源とした原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、復水貯蔵タンクへの補給手段がないと復水貯蔵タンク水位が低下し、水源が枯渇するため、化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給を実施する。 化学消防自動車の水源は、耐震性防火水槽を使用する。 (a) 耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給	b. 2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給 補助給水ピットを水源とした蒸気発生器への注水等の対応を実施している場合に、補助給水ピットへの補給手段がないと補助給水ピット水位が低下し、水源が枯渇するため、2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給を実施する。 (a) 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給	【大飯】設備の相違（相違理由⑪） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
a. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの水位が低下し、通常水位低警報が発信した際に、N o. 3淡水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。	ii. 操作手順 耐震性防火水槽を水源とした復水貯蔵タンクへの補給手順の概要は以下のとおり。 概要図を第1.13-24図に、タイムチャートを第1.13-25図に示す。 ①発電所対策本部は、プラントの被災状況に応じて、化学消防自動車による耐震性防火水槽を水源とした補給及び接続口の場所を決定し、初期消火要員（消防車隊）に化学消防自動車による淡水の供給の準備開始を指示する。 ②発電課長は、運転員（中央制御室）に耐震性防火水槽を水源とした化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の準備開始を指示する。 ③運転員（中央制御室）は化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給に必要な監視計器の電源が確保されていることを状態表示にて確認する。 ④初期消火要員（消防車隊）は、指示を受けた耐震性防火水槽へ化学消防自動車を移動及び設置し復水貯蔵タンクまでホースを敷設する。 ⑤初期消火要員（消防車隊）は、復水貯蔵タンク上部のマンホールを開放し、ホースの敷設及び固縛を実施する。 ⑥初期消火要員（消防車隊）は、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。	i. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピットの水位が低下し、補給が必要であることを確認した場合に、2次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 ii. 操作手順 2次系純水タンクを水源とした補助給水ピットへの補給手順の概要は以下のとおり。 概要図を第1.13-24図に、タイムチャートを第1.13-25図に示す。	【女川】記載内容の相違 炉型による対応手段の相違
① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等にN o. 3淡水タンクから復水ピットへの補給を指示する。 ② 運転員等は、現場でN o. 3淡水タンクから復水ピットへの補給のための系統構成を行い、水頭圧を利用した重力注水によりN o. 3淡水タンクから復水ピットへの補給を実施する。	① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる補助給水ピットへの補給を指示する。	② 運転員（中央制御室）A及び運転員（現場）Bは、中央制御室及び現場で2次系純水タンクから補助給水ピットへの補給のための系統構成を実施し、2次系純水タンクから補助給水ピットへの補給準備完了を発電課長（当直）に報告する。	【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違
【大飯】記載表現の相違（相違理由⑫） 【大飯】記載方針の相違（女川審査実績の反映）			

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.1(5) №. 3淡水タンクから復水ピットへの補給の記載より再掲】</p> <p>③ 運転員等は、中央制御室で復水ピット及び№. 3淡水タンク水位により、復水ピットへの補給に異常がないことを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約15分と想定する。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.13.5)</p>	<p>【比較のため 1.13.2.2(1)b. 化学消防自動車による復水貯蔵タンクへの補給の記載より再掲】</p> <p>⑦発電課長は、発電所対策本部に耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始を依頼する。 ⑧発電課長は、運転員（中央制御室）に、復水貯蔵タンク水位の監視を指示する。 ⑨初期消火要員（消防車隊）は、現場にて化学消防自動車を起動し、耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。 ⑩運転員（中央制御室）は、復水貯蔵タンクへの補給が開始されたことを復水貯蔵タンク水位により確認し、発電課長に報告する。 ⑪発電課長は、復水貯蔵タンクの水位を維持できるよう、発電所対策本部へ化学消防自動車の間欠運転又は現場での流量調整を依頼する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び初期消火要員（消防車隊）5名にて作業を実施し、作業開始を判断してから耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給開始まで65分以内で実施可能である。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。化学消防自動車のホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。 構内のアクセスルートの状況を考慮して耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへホースを敷設し、送水ルートを確保する。 また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p>(添付資料 1.13.3)</p>	<p>③ 発電課長（当直）は、運転員に2次系純水タンクから補助給水ピットへの補給開始を指示する。</p> <p>④ 運転員（現場）Bは、現場で2次系純水タンクから補助給水ピットへの補給を開始し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>⑤ 運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で補助給水ピットへの補給が開始されたことを補助給水ピット及び2次系純水タンク水位により確認し、発電課長（当直）へ報告する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名及び運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2次系純水タンクから補助給水ピットへの補給開始まで25分以内で可能である。 円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>(添付資料 1.13.6)</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【女川】記載表現の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書(6号及び7号炉完本) 令和2年5月現在 1.13.2.2(2)b. より引用】	(2) 淡水貯水槽へ水を補給するための対応手順 重大事故等が発生した場合において、海から淡水貯水槽へ水を補給する手順を整備する。 a. 大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給 淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器への注水等の対応を実施している場合に、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇するおそれがある場合、海を水源として、大容量送水ポンプ（タイプII）及びホースを用いて、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給を実施する。 (a) 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給 i. 手順着手の判断基準 淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器への注水等の各種注水／補給を実施している場合に、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇するおそれがある場合。 ii. 操作手順 海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13-26図に、タイムチャートを第1.13-27図及び第1.13-28図に、海から淡水貯水槽ルート図を第1.13-33図及び第1.13-34図に示す。 ①発電所対策本部は、手順着手の判断基準に基づき、緊急時対策要員に淡水タンク（純水タンク又はろ過水タンク）から防火水槽への補給を指示する。 ②緊急時対策要員は、淡水貯水池からの淡水貯水池大湊側第一送水ライン供給止め弁を全閉する。	(3) 原水槽へ水を補給するための対応手順 重大事故等が発生した場合において、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽へ水を補給する手順を整備する。 a. 2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水等の対応を実施している場合に、原水槽が枯渇するおそれがある場合、2次系純水タンク又はろ過水タンクを水源として、可搬型ホースを用いて、原水槽への補給を実施する。 i. 手順着手の判断基準 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水等の各種注水／補給を実施している場合に、原水槽が枯渇するおそれがある場合、かつ2次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合又は火災が発生しておらず、ろ過水タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。 ii. 操作手順 2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.26図に、タイムチャートを第1.13.27図に、ホース敷設ルート図を第1.13.43図に示す。 ① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、発電所対策本部長に2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給を依頼する。 ② 発電所対策本部長は、災害対策要員に2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給の準備開始を指示する。	【女川】設備の相違（相違理由②） 【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【女川】記載内容の相違 対応手段の相違 【柏崎】設備名称の相違 【柏崎】設備名称の相違 【柏崎】設備表現の相違 (女川審査実績の反映) 【柏崎】設備名称の相違 【女川】設備表現の相違 ・泊は、他の補給手順と同様に補給に使用する水源の水位が確保されていることを記載し、記載表現を統一している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在1.13.2.2(2)b. より引用】</p> <p>③緊急時対策要員は、指定された淡水タンク（純水タンク又はろ過水タンク）の送水ラインにホースを接続する。</p> <p>④緊急時対策要員は、No.4純水タンク工事用水用隔離弁及び淡水貯水池大湊側第一送水ラインNo.4純水タンク供給弁、又はNo.3ろ過水タンク工事用水用隔離弁及び淡水貯水池大湊側第一送水ラインNo.3ろ過水タンク供給弁を開けて、送水ラインの水張りを開始する。</p> <p>⑤緊急時対策要員は、送水ラインに漏えい等の異常がないことを確認する。</p> <p>⑥緊急時対策要員は、指定された防火水槽への送水ラインにホースを接続する。</p> <p>⑦緊急時対策要員は、送水ライン水張り完了後、ホースの先を防火水槽マンホールへ入れ、淡水貯水池大湊側第一送水ライン防火水槽供給弁を開けて防火水槽へ淡水タンクの水を補給する。</p>	<p>③重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプII）の付属品を所定の場所に設置する。</p> <p>④重大事故等対応要員は、大容量送水ポンプ（タイプII）の付属水中ポンプにホースを接続し、付属水中ポンプを海水取水箇所へ設置する。</p> <p>⑤重大事故等対応要員は、ホース延長回収車を使用し大容量送水ポンプ（タイプII）から淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）までのホースを敷設する。</p> <p>⑥重大事故等対応要員は、海から淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給準備完了を発電所対策本部に報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p> <p>⑦発電所対策本部は、重大事故等対応要員に大容量送水ポンプ（タイプII）による海水の送水開始を指示する。</p> <p>⑧重大事故等対応要員は、現場にて大容量送水ポンプ（タイプII）を起動し、海から淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給を開始し、発電所対策本部へ報告する。また、発電所対策本部は発電課長へ連絡する。</p>	<p>③ 災害対策要員は、現場の資機材保管場所へ移動し、可搬型ホースを所定の位置に移動する。</p> <p>④ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを敷設し、指定された2次系純水タンク又はろ過水タンクの接続口と接続する。</p> <p>⑤ 災害対策要員は、現場で可搬型ホースを原水槽マンホールまで敷設する。</p> <p>⑥ 災害対策要員は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給準備完了を発電所対策本部長に報告する。また、発電所対策本部長は発電課長（当直）へ連絡する。</p> <p>⑦ 発電所対策本部長は、災害対策要員に2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給開始を指示する。</p> <p>⑧ 災害対策要員は、現場で2次系純水タンク又はろ過水タンク排水弁を開操作し、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給を開始する。</p> <p>⑨ 災害対策要員は、現場で原水槽の水位により、原水槽への補給が開始されたことを確認し、発電所対策本部長へ報告する。また、発電所対策本部長は発電課長（当直）へ連絡する。</p>	<p>【柏崎】記載表現の相違 ・泊の他条文と記載表現を統一している。</p> <p>【柏崎】記載表現の相違 【柏崎】設備内容の相違 ・柏崎は、配管とホースを組み合わせた流路となっており、各タンクと送水ラインの配管を接続する手順としている。</p> <p>・泊は、流路が可搬型ホースとなっており、各タンクに可搬型ホースを接続し、原水槽まで敷設する手順としている。</p> <p>【女川】記載内容の相違 対応手段の相違 【柏崎】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 対応手段の相違</p> <p>【柏崎】設備内容の相違 ・柏崎は、淡水タンク→ホース→送水ラインの配管→ホース→防火水槽の流路となっており、送水ラインまでの水張り完了後に防火水槽への送水ラインにホースを接続する手順としている。</p> <p>【柏崎】設備内容の相違 ・泊は、操作手順④にて可搬型ホースを敷設している。</p> <p>【女川】記載内容の相違 対応手段の相違 【柏崎】設備表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【柏崎】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在1.13.2.2(2)b. より引用】</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、緊急時対策要員2名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから防火水槽に水を補給するまで約70分で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。</p> <p>また、構内のアクセスルートの状況を考慮して淡水タンクから防火水槽へホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p>	<p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、重大事故等対応要員9名にて作業を実施し、作業開始を判断してから大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）への補給開始まで取水口取水の場合 270分以内、海水ポンプ室取水の場合 295分以内で実施可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。大容量送水ポンプ（タイプII）からのホースの接続は、汎用の結合金具であり、十分な作業スペースを確保していることから、容易に実施可能である。</p> <p>構内のアクセスルートの状況を考慮して海から淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）へホースを敷設し、送水ルートを確保する。</p> <p>また、車両付属の作業用照明及び可搬型照明（ヘッドライト及び懐中電灯）を用いることで、夜間における作業性についても確保している。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.13.3)</p>	<p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、災害対策要員3名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給開始まで 180分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転時と同程度である。</p> <p>また、2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽への補給時に構内のアクセス状況を考慮して2次系純水タンク又はろ過水タンクから原水槽へ可搬型ホースを敷設し、移送ルートを確保する。</p> <p style="text-align: right;">(添付資料 1.13.7, 1.13.17, 1.13.23)</p>	<p>【柏崎】設備名称の相違 【女川】記載表現の相違(柏崎と同様) 【女川】記載内容の相違 対応手段の相違 【柏崎】設備表現の相違 (女川審査実績の反映) 【柏崎、女川】記載表現の相違 ・泊は、大飯の送水車を使用した手順と同様の記載</p> <p>【柏崎】設備名称の相違 【柏崎、女川】記載表現の相違 ・泊は、大飯の送水車を使用した手順と同様の記載</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(3)の記載より再掲】 (3) 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (b)より引用】</p> <p>(b) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できる場合）</p> <p>【比較のため1.13.2.2(3) 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替の記載より再掲】</p> <p>重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により供給が必要な場合、燃料取替用水ピットから復水ピットに水源切替えを行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替を行う手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.13.14図に、タイムチャートを第1.13.15図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で燃料取替用水ピットの通水用ディスタンスピースに取替え、水源切替え準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。 ④ 当直課長は、運転員等に燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替準備を指示する。 	<p>1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (1) 高圧炉心スプレイ系の水源の切替え</p> <p>a. 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え</p> <p>重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないよう、高圧炉心スプレイ系の水源をサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替える。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 サプレッションプール水温度が80°Cに到達した場合。</p> <p>(b) 操作手順 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13-29図に、タイムチャートを第1.13-30図に示す。</p> <p>①発電課長は、運転員にサプレッションプール水の温度が80°Cに到達した場合、高圧炉心スプレイ系の水源をサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替え、その後の高圧炉心スプレイ系の運転状態に異常がないことを確認するよう指示する。 ②運転員（中央制御室）Aは、高圧炉心スプレイ系の水源切替スイッチを「CST」位置にすることで、HPCSポンプCST吸込弁が全開、その後、HPCSポンプS/C吸込弁が全閉し、水源がサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替わることを確認する。また、水源切替え後における高圧炉心スプレイ系の運転状態に異常がないことを確認する。</p>	<p>1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (1) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え</p> <p>a. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉容器への注水中の場合）</p> <p>重大事故等時に必要な水の供給が中断することがないよう、代替格納容器スプレイポンプの水源を燃料取替用水ピットから補助給水ピットへ切り替える。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 原子炉容器への注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、補助給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>ii. 操作手順 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替（原子炉容器への注水中の場合）手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.28図に、タイムチャートを第1.13.29図に示す。 ① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員及び災害対策要員に燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替えの準備開始を指示する。</p>	<p>【大飯】運用の相違（相違理由②） 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型による対応手段の相違 【柏崎】参考にした記載として引用</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載表現の相違（女川審査実績の反映） ・泊の比較対象は操作手順①</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.2(3) 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替の記載より再掲】</p> <p>⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替及び炉心注水のための系統構成を実施する。</p> <p>⑥ 当直課長は、No. 2淡水タンクの水位低警報発信等により、燃料取替用水ピットからNo. 2淡水タンクへの水源切替ができない場合、又はNo. 2淡水タンクを使用中に、No. 2淡水タンクの水位低警報が発信するまでに、復水ピットを蒸気発生器2次側による炉心冷却の水源として使用していないことを確認し、運転員等へ燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替開始を指示する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場で燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替を実施する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で復水ピット水位等により、水源切替え後に復水ピット等に異常がないことを確認する。</p> <p>⑨ 運転員等は、中央制御室又は現場で恒設代替低圧注水泵又は充てんポンプを起動し、運転状態及び復水ピット水位により復水ピット等に異常がないことを確認する。恒設代替低圧注水泵を起動する場合には空冷式非常用発電装置が起動していることを確認し、起動していなければ、空冷式非常用発電装置を起動後に恒設代替低圧注水泵を起動する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等2名及び緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約110分と想定する。 円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p>	<p>【比較のため、川内発電所1／2号炉 技術的能力1.8まとめ資料(1.8.2.1 (1)b. (a) ii)より引用】</p> <p>④ 運転員等は、非常用高圧母線による給電が必要な場合、現場でC又はD非常用母線の受電遮断器の投入操作を実施する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから水源をサブレッシュ・エンジンから復水貯蔵タンクへ切り替えるまで4分以内で可能である。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。室温は通常運転時と同程度である。</p>	<p>② 運転員（中央制御室）A、運転員（現場）B及び災害対策要員は、中央制御室及び現場で燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え及び原子炉容器への注水のための系統構成を実施し、燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>③ 発電課長（当直）は、運転員に燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え開始を指示する。</p> <p>④ 運転員（現場）Bは、現場で代替格納容器スプレイポンプを起動し、運転状態及び補助給水ピット水位により補助給水ピット等に異常がないことを確認し、発電課長（当直）に報告する。 代替格納容器スプレイポンプを起動する場合には代替非常用発電機が起動していることを確認し、起動していなければ、代替非常用発電機を起動後に代替格納容器スプレイポンプを起動する。非常用高圧母線による給電が可能な場合は、現場でA又はB－非常用高圧母線の受電遮断器の投入操作を実施する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから水源を燃料取替用水ピットから補助給水ピットへ切り替えるまで35分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊3号炉は本手順着手後、系統構成が完了次第、注水を開始するため開始時期については記載していない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は、水源切替えの準備ですべての系統構成が完了しているため、ポンプ起動により、水源切替開始となる。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映) 【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑫） 【大飯】記載内容の相違 ・泊は、現場での切替操作である。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 操作場所の相違</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(3) 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替の記載より再掲】</p> <p>ディスタンスピース取替え等については速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。</p> <p>(添付資料 1.13.6、1.13.7)</p> <p>【柏崎刈羽原子力発電所 設置変更許可申請書（6号及び7号炉完本）令和2年5月現在 1.13.2.2(1) a. (c)より引用】</p> <p>(c) 淡水貯水池を水源とした可搬型代替注水ポンプ(A-2級)による復水貯蔵槽への補給（あらかじめ敷設してあるホースが使用できない場合）</p> <p>【比較のため1.13.2.3(2) 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替の記載より再掲】</p> <p>重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は、格納容器スプレイを実施するが、格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により供給が必要な場合、燃料取替用水ピットから復水ピットに水源切替えを行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>格納容器スプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、復水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替を行う手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.13.30図に、タイムチャートを第1.13.31図に示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき発電所対策本部長へ燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替準備を指示する。 ② 発電所対策本部長は、緊急安全対策要員に燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替準備を指示する。 ③ 緊急安全対策要員は、現場で燃料取替用水ピットの通水用ディスタンスピースに取替え、水源切替え準備が完了したことを発電所対策本部長へ報告する。 ④ 当直課長は、運転員等に燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替準備を指示する。 	<p>【比較のため1.13.2.2(1) a. の記載より再掲】</p> <p>a. 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え</p> <p>重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないよう、高圧炉心スプレイ系の水源をサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替える。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>サプレッションプール水温度が80°Cに到達した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13-29図に、タイムチャートを第1.13-30図に示す。</p> <p>① 発電課長は、運転員にサプレッションプール水の温度が80°Cに到達した場合、高圧炉心スプレイ系の水源をサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替え、その後の高圧炉心スプレイ系の運転状態に異常がないことを確認するよう指示する。</p> <p>② 運転員（中央制御室）Aは、高圧炉心スプレイ系の水源切替スイッチを「CST」位置にすることで、HPCSポンプCST吸込弁が全開、その後、HPCSポンプS/C吸込弁が全閉し、水源がサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替わることを確認する。また、水源切替え後における高圧炉心スプレイ系の運転状態に異常がないことを確認する。</p>	<p>(添付資料 1.13.10, 1.13.11)</p> <p>b. 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）</p> <p>重大事故等時に必要な水の供給が中断することがないよう、代替格納容器スプレイポンプの水源を燃料取替用水ピットから補助給水ピットへ切り替える。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>原子炉格納容器内へのスプレイ中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、補助給水ピットの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替（原子炉格納容器内へのスプレイ中の場合）手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13.30図に、タイムチャートを第1.13.31図に示す。</p> <p>① 発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき運転員及び災害対策要員に燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替準備を指示する。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【柏崎】参考にした記載として引用</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>・泊の比較対象は操作手順①</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.3(2) 燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替の記載より再掲】</p> <p>⑤ 運転員等は、中央制御室及び現場で燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替及び格納容器スプレイのための系統構成を実施する。</p> <p>⑥ 当直課長は、No. 2淡水タンクの水位低警報発信等により、燃料取替用水ピットからNo. 2淡水タンクへの水源切替ができないことを確認し、運転員等へ燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替開始を指示する。なお、水源切替え開始は、No. 2淡水タンク使用中の場合、No. 2淡水タンクの水位低警報が発信するまでに実施する。</p> <p>⑦ 運転員等は、現場で燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替を実施する。</p> <p>⑧ 運転員等は、中央制御室で復水ピット水位等により、水源切替え後に復水ピット等に異常がないことを確認する。</p> <p>⑨ 運転員等は、現場で恒設代替低圧注水ポンプを起動し、運転状態及び復水ピット水位により復水ピット等に異常がないことを確認する。恒設代替低圧注水ポンプを起動する場合には空冷式非常用発電装置が起動していることを確認し、起動していなければ、空冷式非常用発電装置を起動後に恒設代替低圧注水ポンプを起動する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名、現場にて1ユニット当たり運転員等1名及び緊急安全対策要員3名により作業を実施し、所要時間は約110分と想定する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。作業環境の周囲温度は通常運転状態と同程度である。</p> <p>ディスタンスピース取替え等については速やかに作業ができるよう作業場所近傍に使用工具を配備する。 (添付資料 1.13.6、1.13.7)</p>	<p>【比較のため、川内発電所1／2号炉 技術的能力1.8まとめ資料(1.8.2.1 (1)b. (a) ii)より引用】</p> <p>④ 運転員等は、非常用高圧母線による給電が必要な場合、現場でC又はD非常用母線の受電遮断器の投入操作を実施する。</p> <p>【比較のため 1.13.2.2(1) a. 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替えの記載より再掲】</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから水源をサブレッシュ・チェンバから復水貯蔵タンクへ切り替えるまで4分以内で可能である。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。室温は通常運転時と同程度である。</p>	<p>② 運転員（中央制御室）A、運転員（現場）B及び災害対策要員は、中央制御室及び現場で燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え及び原子炉格納容器内へのスプレイのための系統構成を実施し、燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替準備完了を発電課長（当直）に報告する。</p> <p>③ 発電課長（当直）は、運転員に燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替開始を指示する。</p> <p>④ 運転員（現場）Bは、現場で代替格納容器スプレイポンプを起動し、運転状態及び補助給水ピット水位により補助給水ピット等に異常がないことを確認し、発電課長（当直）に報告する。代替格納容器スプレイポンプを起動する場合には代替非常用発電機が起動していることを確認し、起動していなければ、代替非常用発電機を起動後に代替格納容器スプレイポンプを起動する。非常用高圧母線による給電が可能な場合は、現場でA又はB－非常用高圧母線の受電遮断器の投入操作を実施する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名、運転員（現場）1名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから水源を燃料取替用水ピットから補助給水ピットへ切り替えるまで30分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転時と同程度である。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊3号炉は本手順着手後、系統構成が完了次第、注水を開始するため開始時期については記載していない。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 ・泊は、水源切替えの準備ですべての系統構成が完了しているため、ポンプ起動により、水源切替開始となる。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑩）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑫）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑬）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】操作場所の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑭）</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2(1)の記載より再掲】</p> <p>(1) 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替</p> <p>重大事故等の発生時において、早期に炉心損傷に至ると判断した場合は炉心注水により炉心冷却を実施するが、炉心注水中に燃料取替用水ピットが枯渇又は破損により供給が必要な場合、燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクに水源切替えを行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 炉心注水中に燃料取替用水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、1次系純水タンク及びほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>b. 操作手順 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替手順の概要は以下のとおり。概略系統を第1.13.13図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの水源切替を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室で1次系純水タンク供給弁及びほう酸タンク供給弁を開操作し、燃料取替用水ピット供給弁を閉操作することで、水源切替えを実施する。</p> <p>③ 運転員等は、中央制御室で1次系純水タンク及びほう酸タンク水位により、水源切替え後に1次系純水タンク及びほう酸タンクに異常がないことを確認する。</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて1ユニット当たり運転員等1名により作業を実施し、所要時間は約10分と想定する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1)の記載より再掲】</p> <p>(1) 高压炉心スプレイ系の水源の切替え</p> <p>a. 高压炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え 重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないよう、高压炉心スプレイ系の水源をサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替える。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 サプレッションプール水温度が80°Cに到達した場合。</p> <p>(b) 操作手順 高压炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13-29図に、タイムチャートを第1.13-30図に示す。</p> <p>①発電課長は、運転員にサプレッションプール水の温度が80°Cに到達した場合、高压炉心スプレイ系の水源をサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替え、その後の高压炉心スプレイ系の運転状態に異常がないことを確認するよう指示する。 ②運転員（中央制御室）Aは、高压炉心スプレイ系の水源切替スイッチを「CST」位置にすることで、HPCSポンプCST吸込弁が全開、その後、HPCSポンプS/C吸込弁が全閉し、水源がサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替わることを確認する。また、水源切替え後における高压炉心スプレイ系の運転状態に異常がないことを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから水源をサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替えるまで4分以内で可能である。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。室温は通常運転時と同程度である。</p>	<p>(2) 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え</p> <p>a. 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え 重大事故等時に必要な水の供給が中断することがないよう、充てんポンプの水源を燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへ切り替える。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 原子炉容器への注水中に燃料取替用ピットが枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、1次系純水タンク及びほう酸タンクの水位が確保され、使用できることを確認できた場合。</p> <p>ii. 操作手順 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え手順の概要は以下のとおり。概要図を第1.13-32図に、タイムチャートを第1.13-33図に示す。</p> <p>①発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替えを指示する。 ②運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で1次系純水タンク供給弁及びほう酸タンク供給弁を開操作し、燃料取替用水ピット供給弁を閉操作することで、水源切替えを実施する。 ③運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で1次系純水タンク及びほう酸タンク水位により、水源切替え後に1次系純水タンク及びほう酸タンクに異常がないことを確認し、発電課長（当直）に報告する。</p> <p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから水源を燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへ切り替えるまで10分以内で可能である。操作器による中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。室温は通常運転時と同程度である。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1(1)の記載より再掲】</p> <p>(1) 復水ピットからNo. 3淡水タンクへの水源切替</p> <p>重大事故等の発生時において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合、復水ピットからNo. 3淡水タンクへの水源切替を行う手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水ピットの枯渇又は破損を水位異常低警報等により判断した際に、復水ピット水位計指示値が低下し補助給水ポンプ吸込管が露出する水位5.9%となるまでに、No. 3淡水タンクの水位が確保されており、使用できることを確認した場合。</p> <p>b. 操作手順 復水ピットからNo. 3淡水タンクへの水源切替手順の概要是以下のとおり。概略系統を第1.13.2図に示す。</p> <p>① 当直課長は、手順着手の判断基準に基づき運転員等に復水ピットからNo. 3淡水タンクへの水源切替を指示する。</p> <p>② 運転員等は、中央制御室でNo. 3淡水タンク供給弁を開操作し、復水ピット供給弁を閉操作することで、水源切替えを実施する。</p> <p>③ 運転員等は、中央制御室でNo. 3淡水タンク水位等により、水源切替え後にNo. 3淡水タンク等に異常がないことを確認する。</p>	<p>【比較のため1.13.2.2(1)の記載より再掲】</p> <p>(1) 高圧炉心スプレイ系の水源の切替え</p> <p>a. 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え 重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないよう、高圧炉心スプレイ系の水源をサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替える。</p> <p>【記載表現の参考とした、高浜発電所 設置変更許可申請書（3、4号炉完本）令和3年5月現在1.13.2.1(1)a.より引用】</p> <p>a. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に復水タンク水位計指示値が低下し補助給水ポンプ吸込管が露出する水位3.6%となるまでに、又は復水タンクが枯渇、破損等により機能喪失した場合に、2次系純水タンクの水位が確保され、使用できることを確認した場合。</p> <p>【比較のため1.13.2.2(1)の記載より再掲】</p> <p>(b) 操作手順 高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水時の水源の切替え手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.13-29図に、タイムチャートを第1.13-30図に示す。</p> <p>①発電課長は、運転員にサプレッションブル水の温度が80°Cに到達した場合、高圧炉心スプレイ系の水源をサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替え、その後の高圧炉心スプレイ系の運転状態に異常がないことを確認するよう指示する。</p> <p>②運転員（中央制御室）Aは、高圧炉心スプレイ系の水源切替スイッチを「CST」位置にすることで、HPCSポンプCST吸込弁が全開、その後、HPCSポンプS/C吸込弁が全閉し、水源がサプレッションチャンバーから復水貯蔵タンクへ切り替わることを確認する。また、水源切替え後における高圧炉心スプレイ系の運転状態に異常がないことを確認する。</p>	<p>(3) 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの水源の切替え</p> <p>a. 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替え 重大事故等時に必要な水の供給が中断することがないよう、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの水源を補助給水ピットから2次系純水タンクへ切り替える。</p> <p>i. 手順着手の判断基準 蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に補助給水ピット水位が低下し補助給水ピット水位異常低警報設定値水位である3%となるまでに、又は補助給水ピットが枯渇又は破損により機能喪失した場合に、2次系純水タンクの水位が確保されており、使用できることを確認した場合。</p> <p>ii. 操作手順 電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替え手順の概要是以下のとおり。概要図を第1.13.34図に、タイムチャートを第1.13.35図に示す。</p> <p>①発電課長（当直）は、手順着手の判断基準に基づき、運転員に電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプの水源の切替えを指示する。</p> <p>②運転員（現場）Bは、現場で2次系純水タンク供給弁を開操作し、補助給水ピット供給弁を閉操作することで、水源切替えを実施する。</p> <p>③運転員（中央制御室）Aは、中央制御室で2次系純水タンク水位により、水源切替え後に2次系純水タンク等に異常がないことを確認し、発電課長（当直）に報告する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由⑩） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型による対応手段の相違 【大飯】設備の相違（相違理由⑪） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑫） 【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.1(1) 復水ビットからNo. 3淡水タンクへの水源切替の記載より再掲】</p> <p>c. 操作の成立性 上記の対応は中央制御室にて 1 ユニット当たり運転員等 1 名により作業を実施し、所要時間は約 3 分と想定する。</p>	<p>【比較のため 1.13.2.2(1) 高圧炉心スプレイ系の水源の切替えの記載より再掲】</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の操作は、運転員（中央制御室）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから水源をサブレッショングレンバから復水貯蔵タンクへ切り替えるまで 4 分以内で可能である。操作スイッチによる中央制御室からの遠隔操作であるため、速やかに対応できる。室温は通常運転時と同程度である。</p> <p>(2) 淡水から海水への切替え a. 復水貯蔵タンクへ補給する水源の切替え 重大事故等の収束に必要な水の供給が中断することがないよう、淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）から復水貯蔵タンクへの淡水の供給が継続できない場合は淡水補給から海水補給へ切り替える。 復水貯蔵タンクへの淡水補給から海水補給への水源の切替えは、大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）への海水補給を行うことにより切替操作を行わず大容量送水ポンプ（タイプI）による淡水送水から海水送水へ切り替える。 大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽（No. 1）及び淡水貯水槽（No. 2）への海水補給は、「1.13.2.2(2)a. 大容量送水ポンプ（タイプII）による淡水貯水槽への補給」の手順にて整備する。</p> <p>(3) 外部水源から内部水源への切替え 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に内部水源（サブレーショングレンバ）を水源とした高圧炉心スプレイ系による原子炉圧力容器への注水ができない場合は、主蒸気逃がし安全弁による発電用原子炉の減圧を実施し、外部水源（復水貯蔵タンク）を水源とした低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への各種注水を行うが、その後、事故収束に必要な対応として、外部水源（復水貯蔵タンク）から内部水源（サブレーショングレンバ）への切替えを行う。 a. 外部水源（復水貯蔵タンク）から内部水源（サブレーショングレンバ）への切替え 有効性評価において想定する事故シーケンスグループ</p>	<p>iii. 操作の成立性 上記の操作は、運転員（現場）1名にて作業を実施した場合、作業開始を判断してから水源を補助給水ビットから2次系純水タンクへ切り替えるまで 40 分以内で可能である。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、防護具、照明及び通信連絡設備を整備する。室温は通常運転状態と同程度である。</p> <p>（添付資料 1.13.5）</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 （女川審査実績の反映） 【女川】記載内容の相違 炉型による対応手段の相違 ・泊は、現場での切替操作である。 【女川】記載表現の相違 操作場所の相違</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑬） ・泊3号炉の補助給水ビットから2次系純水タンクへの水源切替操作は現場作業を伴うため、作業の成立性について記載している。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>等である格納容器破損モード「雰囲気圧力・温度による静的負荷（格納容器過圧・過温破損）」発生時の事故の収束に必要な対応として、外部水源（復水貯蔵タンク）から内部水源（サブレッショングレンバ）へ水源を切り替える。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>炉心損傷時、外部水源（復水貯蔵タンク）を使用した低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水を実施している状態において代替循環冷却系が使用可能な場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>外部水源（復水貯蔵タンク）から内部水源（サブレッショングレンバ）への切替手順の概要は以下のとおり。</p> <p>なお、内部水源（サブレッショングレンバ）を使用した代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱手順については、「1.4.2.1(3)a. (b) 代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却」、「1.7.2.1(1)a. 代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱」及び「1.8.2.2(1)c. 代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p> <p>①発電課長は、手順着手の判断基準に基づき、運転員（中央制御室）A に外部水源（復水貯蔵タンク）を使用した低圧代替注水系（常設）（復水移送ポンプ）による原子炉圧力容器への注水手段から、内部水源（サブレッショングレンバ）を使用した代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱手段へ切り替えるため、代替循環冷却ポンプの起動を指示する。</p> <p>②運転員（中央制御室）A は、内部水源（サブレッショングレンバ）を使用した代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱が開始されたこと及び復水移送ポンプを停止したことを発電課長に報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>内部水源（サブレッショングレンバ）を使用した代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水及び原子炉格納容器内の除熱操作の成立性については、「1.13.2.1(2)d.(a) サブレッショングレンバを水源とした代替循環冷却系による残存溶融炉心の冷却」、「1.13.2.1(2)d.(b) サブレッショングレンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉格納容器内の減圧及び除熱」及び「1.13.2.1(2)d.(c) サブレッショングレンバを水源とした代替循環冷却系による原子炉圧力容器への注水」にて整備する。</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>1.13.2.4 その他の手順項目について考慮する手順 大容量送水ポンプ（タイプI）による各接続口から注水等が必要な箇所までの手順については、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」、「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて、それぞれ整備する。</p> <p>海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）又は大容量送水ポンプ（タイプII）による各接続口等から水の供給が必要な設備までの手順については、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」及び「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて、それぞれ整備する。</p> <p>中央制御室監視計器類への電源供給手順並びに常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、大容量送水ポンプ（タイプI）及び大容量送水ポンプ（タイプII）への燃料補給に関する手順については、「1.14 電源確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」にて整備する。</p> <p>1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択 重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。 対応手段の選択フローチャートを第1.13-31図及び第1.13-32図に示す。</p>	<p>1.13.2.4 その他の手順項目について考慮する手順 可搬型大型送水ポンプ車による注水等の手順については、「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.3 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための手順等」、「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」、「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」、「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」、「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」及び「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて、それぞれ整備する。</p> <p>海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車又は可搬型大容量海水送水ポンプ車による水の供給手順については、「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」及び「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて、それぞれ整備する。</p> <p>常設代替交流電源設備に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「代替交流電源設備による給電」にて整備する。</p> <p>代替非常用発電機、可搬型大型送水ポンプ車及び可搬型大容量海水送水ポンプ車への燃料補給に関する手順については、「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4「燃料の補給手順」にて整備する。</p> <p>操作の判断、確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2「重大事故等時の手順等」にて整備する。</p> <p>1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択 重大事故等時の対応手段の選択方法は以下のとおり。 対応手段の選択フローチャートを第1.13-44図に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【女川】記載内容の相違 炉型の相違による対応手段の相違</p> <p>【女川】記載表現の相違 ・女川は、大容量送水ポンプ（タイプI）又は大容量送水ポンプ（タイプII）による対応手段のうち、屋外作業を「1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等」にて整備し、屋内作業については技術的能力の各条文に整備している。</p> <p>・泊は、可搬型大型送水ポンプ車による対応手段のうち、水源へ水を補給するための対応手段を「1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等」にて整備し、水源の利用した対応手段については技術的能力の各条文に整備している。</p> <p>【女川】 記載表現の相違(リンク先の明確化)</p> <p>【女川】 記載表現の相違(リンク先の明確化) 【大飯】記載方針の相違(相違理由①)</p> <p>【女川】 記載表現の相違(リンク先の明確化)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給に係る手順等の記載より再掲】</p> <p>(9) 優先順位</p> <p>重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給手段として、以上の手段を用いて、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水源の確保を図る。</p> <p>復水ピットの枯渇又は破損が発生し水源として使用不可能な場合の供給については、短時間で復水ピットの代替水源として確保できることから、No.3淡水タンクを優先して使用することとし、No.3淡水タンクの水位が低下すれば、A、B2次系純水タンクを用いたNo.3淡水タンクへの補給を実施する。復水ピットからNo.3淡水タンクへ切り替える際については補助給水ポンプを停止することなく切替えを行う。</p> <p>次にNo.3淡水タンクが水源として使用不可能な場合については、脱気器タンクを水源とした蒸気発生器への注水を行う。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に、すべての水源が使用不可能で蒸気発生器水位が低下した場合には、1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p>	<p>(1) 水源を利用した対応手段</p> <p>重大事故等時には、原子炉圧力容器への注水、原子炉格納容器内の冷却等の復水貯蔵タンク又はサプレッションチャンバーを水源とした対応手段を実施するため、必要となる十分な量の水を復水貯蔵タンク又はサプレッションチャンバーに確保する。</p> <p>復水貯蔵タンク又はサプレッションチャンバーを水源とした注水が実施できない場合は、ろ過水タンクを水源としてろ過水ポンプによる原子炉圧力容器等へ注水を実施する。</p> <p>ろ過水タンクを水源としてろ過水ポンプによる原子炉圧力容器等へ注水が実施できない場合は、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器等へ注水を実施する。</p> <p>淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器等への注水が実施できない場合は、淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器等へ注水を実施する。</p> <p>淡水タンクを水源とした注水が実施できない場合は、海を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器等へ注水を実施する。</p>	<p>(1) 水源を利用した対応手段</p> <p>a. 蒸気発生器への注水を利用する水源の優先順位</p> <p>重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）のための代替手段として、「1.13.2.1 水源を利用した対応手順」で示す手段を用いて、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水源の確保を図る。</p> <p>補助給水ピットの枯渇又は破損が発生し水源として使用不可能な場合の供給については、中央制御室で操作可能な脱気器タンクを水源とした蒸気発生器への注水を行うとともに、現場にて容易に実施可能な補助給水ピットから2次系純水タンクへの水源切替えの準備を開始する。2次系純水タンクへの水源切替えの準備が完了すれば、脱気器タンクを水源とした蒸気発生器への注水を停止し、2次系純水タンクを水源とした蒸気発生器への注水を行う。補助給水ピットから2次系純水タンクへ切り替える際については補助給水ポンプを停止することなく切替えを行う。</p> <p>補助給水ピットから海、代替給水ピット又は原水槽への水源切替えは、可搬型大型送水ポンプ車の使用準備に時間を要することから、補助給水ピットが水源として使用できない場合に準備を開始し、準備が整った際に他の水源切替えの手段がなければ使用する。水源の切替えによる注水の中断が発生しない海水を優先して使用し、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合には、準備時間が最も短い代替給水ピットを使用する。海水の取水ができない場合は、保有水量が大きい原水槽を使用する。</p> <p>蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）中に、すべての水源が使用不可能で蒸気発生器水位が低下した場合には、1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p>	<p>【大飯、女川】記載表現の相違 ・泊は、蒸気発生器への注水時と原子炉格納容器へのスプレイ時で、使用する水源や優先順位が異なるため、島根2号炉及び東海第二の「1.13.2.5 重大事故等時の対応手段の選択」の記載を参考に、資料構成を見直し、記載している。以降、同様の相違理由の記載は省略する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違 【大飯】運用の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由①）</p> <p>【大飯】設備の相違 ・泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は複数の水源を選択できることから、可搬型大型送水ポンプ車を使用する場合の水源の優先順位を記載。</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給に係る手順等の記載より再掲】</p> <p>また、復水ピットが使用可能であり、枯渇するおそれがある場合については、短時間で復水ピットの代替水源として確保できることから、No. 3淡水タンクを優先して使用する。</p> <p>No. 3淡水タンクが使用不可能であれば、No. 2淡水タンクを水源とする消防設備から復水ピットへの補給を実施するが、構内で火災が発生している場合において消防設備は、重大事故等時の対応よりも消防活動に優先して使用する。</p> <p>これらのタンク等の水量は有限であるが、補給開始後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないようにし、最終的には海水に水源を切り替えることで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保する。</p> <p>なお、海水を使用する際の取水箇所及び敷設ルートは、複数設定したルートのうち、現場の状況を確認し、アクセス性の良いルートを優先する。</p> <p>また、淡水又は海水を復水ピットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）を成立させるため、復水ピットの保有水量を1,035m³以上に管理する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.13.12図に示す。</p>		<p>なお、海水を使用する際の取水箇所及び敷設ルートは、複数設定したルートのうち、現場の状況を確認し、アクセス性の良いルートを優先する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.13.44図に示す。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源への補給に関する記載は、泊の記載箇所「(2) 水源へ水を補給するための対応手段」にて再掲し、比較している。

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等の記載より再掲】</p> <p>(11) 優先順位</p> <p>重大事故等の発生において、炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給手段として、以上の手段を用いて、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水源の確保を図る。</p> <p>燃料取替用水ピットの枯渇又は破損が発生し水源として使用不可能な場合については、燃料取替用水ピットからの水源切替えを実施し、ほう酸水であり、早期に燃料取替用水ピットの代替水源として使用可能であることから、1次系純水タンク及びほう酸タンクを優先して使用する。次にほう酸タンクの破損等によりほう酸補給系が使用不可能である場合は、燃料取替用水ピットからN o. 2淡水タンクへ水源切替えを実施するが、構内で火災が発生している場合において消防設備は、重大事故等時の対応よりも消防活動に優先して使用する。次に燃料取替用水ピットから復水ピットへ水源切替えを実施する。</p> <p>なお、復水ピットを水源として使用すると判断した場合は、復水ピットへの補給準備を並行して実施する。</p>		<p>b. 原子炉容器への注水に利用する水源の優先順位</p> <p>重大事故等の発生において、原子炉容器への注水のための代替手段として、「1.13.2.1 水源を利用した対応手順」で示す手段を用いて、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水源の確保を図る。</p> <p>燃料取替用水ピットの枯渇又は破損が発生し水源として使用不可能な場合については、燃料取替用水ピットからの水源切替えを実施し、ほう酸水であり、早期に燃料取替用水ピットの代替水源として使用可能であることから、1次系純水タンク及びほう酸タンクを優先して使用する。次にほう酸タンクの破損等によりほう酸補給系が使用不可能である場合は、燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替えを実施する。次に補助給水ピットの破損等により補助給水ピットへの水源切替えが不可能な場合は、燃料取替用水ピットから過水タンクへの水源切替えを実施する。ただし、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p> <p>なお、燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替えを実施する場合は、補助給水ピットへの補給準備を並行して実施する。</p> <p>海、代替給水ピット又は原水槽への水源切替えは、準備に時間を要することから、補助給水ピットへの水源切替えが不可能な場合に準備を開始し、準備が整った時点で他の水源切替えの手段がなければ、海、代替給水ピット又は原水槽へ水源切替えを実施する。水源の切替えによる注水の中止が発生しない海水を優先して使用し、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合には、準備時間が最も短い代替給水ピットを使用する。海水の取水ができない場合は、保有水量が大きい原水槽を使用する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違 ・泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は複数の水源を選択できることから、可搬型大型送水ポンプ車を使用する場合の水源の優先順位を記載。</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等の記載より再掲】</p> <p>燃料取替用水ピットが水源として使用可能な場合については燃料取替用水ピットへの補給を実施し、ほう酸水であり、早期に燃料取替用水ピットの代替水源として使用可能であることから、1次系純水タンク及びほう酸タンクを優先して使用する。次にほう酸タンクの破損等によりほう酸補給系が使用不可能で1次系純水タンクが使用可能である場合は、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。次に1次系純水タンクが使用不可能であれば、No.3淡水タンクを使用済燃料ピットを経由させて燃料取替用水ピットへ補給する。次にNo.2淡水タンクを水源とする消火設備による補給を実施するが、構内で火災が発生している場合において消火設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。次に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。</p> <p>なお、復水ピットの水を燃料取替用水ピットへ供給すると判断した場合は、復水ピットへの補給準備を並行して実施する。</p> <p>これらのタンク等の水量は有限であるが、当初選択した水源からの供給準備が完了後、引き続き次の水源からの供給準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保する。</p> <p>また、淡水を燃料取替用水ピットへ補給すること及び可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ピットの保有水量を1,860m³以上に管理する。</p> <p>以上の炉心注水時に使用する水源に係る手順のフローチャートを第1.13.29図に示す。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源へ水を補給するための対応手段の記載は、泊の記載箇所「(2) 水源へ水を補給するための対応手段」にて再掲し、比較している。 <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給手段を整備しているため、敷設ルートについて記載している。 <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.3格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等の記載より再掲】</p> <p>(10) 優先順位</p> <p>重大事故等の発生において、格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給手段として、以上の手段を用いて、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水源の確保を図る。</p> <p>燃料取替用水ピットの枯渇又は破損が発生し水源として使用不可能な場合については、早期に燃料取替用水ピットの代替水源として使用可能であることから、燃料取替用水ピットからNo.2淡水タンクへの水源切替を優先するが、構内で火災が発生している場合において消火設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。次に燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替を実施する。</p> <p>なお、復水ピットを水源として使用すると判断した場合は、復水ピットへの補給準備を並行して実施する。</p> <p>燃料取替用水ピットが水源として使用可能な場合については燃料取替用水ピットへの補給を実施し、ほう酸水であり、早期に燃料取替用水ピットの代替水源として使用可能であることから、1次系純水タンク及びほう酸タンクを優先して使用する。次にほう酸タンクの破損等によりほう酸補給系が使用不可能で1次系純水タンクが使用可能である場合は、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。1次系純水タンクが使用不可能であれば次にNo.3淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。次にNo.2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を実施するが、構内で火災が発生している場合において消火設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。次に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。</p> <p>なお、復水ピットの水を燃料取替用水ピットへ供給すると判断した場合は、復水ピットへの補給準備を並行して実施する。</p>		<p>c. 原子炉格納容器内へのスプレイに利用する水源の優先順位</p> <p>重大事故等の発生において、原子炉格納容器内へのスプレイのための代替手段として、「1.13.2.1 水源を利用した対応手順」で示す手段を用いて、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水源の確保を図る。</p> <p>燃料取替用水ピットの枯渇又は破損が発生し水源として使用できない場合については、燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替えを実施する。次に補助給水ピットの破損等により補助給水ピットへの水源切替えが不可能な場合は、燃料取替用水ピットからろ過水タンクへの水源切替えを実施する。ただし、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p> <p>なお、燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの水源切替えを実施する場合は、補助給水ピットへの補給準備を並行して実施する。</p> <p>海、代替給水ピット又は原水槽への水源切替えは、準備に時間を要することから、補助給水ピットへの水源切替えが不可能な場合に準備を開始し、準備が整った時点で他の水源切替えの手段がなければ、海、代替給水ピット又は原水槽への水源切替えを実施する。水源の切替えによる注水の中止が発生しない海水を優先して使用し、海水取水箇所へのアクセスに時間を要する場合には、準備時間の最も短い代替給水ピットを使用する。海水の取水ができない場合は、保有水量が大きい原水槽を使用する。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】運用の相違（相違理由④）</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉の可搬型大型送水ポンプ車は複数の水源を選択できることから、可搬型大型送水ポンプ車を使用する場合の水源の優先順位を記載。 <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、水源へ水を補給するための対応手段の記載が炉心注水中と同様であるため、泊の記載箇所「(2) 水源へ水を補給するための対応手段」にて1.13.2.2(1)優先順位を再掲し、比較している。

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.3格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等の記載より再掲】</p> <p>これらのタンク等の水量は有限であるが、当初選択した水源からの供給準備が完了後、引き続き次の水源からの供給準備を開始することで、水源が枯渇しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保する。</p> <p>また、淡水を燃料取替用水ピットへ補給すること及び可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイを成立させたため、燃料取替用水ピットの保有水量を1,860m³以上に管理する。</p> <p>以上の格納容器スプレイ時に使用する水源に係る手順のフローチャートを第1.13.32図に示す。</p> <p>【比較のため1.13.2.2炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等の記載より再掲】</p> <p>(11) 優先順位</p> <p>重大事故等の発生において、炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給手段として、以上の手段を用いて、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水源の確保を図る。</p> <p>燃料取替用水ピットの枯渇又は破損が発生し水源として使用不可能な場合については、燃料取替用水ピットからの水源切替えを実施し、ほう酸水であり、早期に燃料取替用水ピットの代替水源として使用可能であることから、1次系純水タンク及びほう酸タンクを優先して使用する。次にほう酸タンクの破損等によりほう酸補給系等が使用不可能である場合は、燃料取替用水ピットからNo.2淡水タンクへ水源切替えを実施するが、構内で火災が発生している場合において消防設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。次に燃料取替用水ピットから復水ピットへ水源切替えを実施する。</p> <p>なお、復水ピットを水源として使用すると判断した場合は、復水ピットへの補給準備を並行して実施する。</p>		<p>なお、海水を使用する際の取水箇所及び敷設ルートは、複数設定したルートのうち、現場の状況を確認し、アクセス性の良いルートを優先する。</p> <p>以上の原子炉格納容器内へのスプレイ時に使用する水源に係る手順のフローチャートを第1.13.44図に示す。</p> <p>(2) 水源へ水を補給するための対応手段</p> <p>a. 復水貯蔵タンクへの補給</p> <p>復水貯蔵タンクを水源として、原子炉圧力容器への注水等の各種注水時において、純水補給水系が使用可能な場合は、純水タンクを水源として純水移送ポンプにより復水貯蔵タンクへ補給する。</p> <p>純水補給水系が使用できない場合は、淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)を水源として、大容量送水ポンプ(タイプI)により復水貯蔵タンクへ補給する。</p> <p>淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)が使用できない場合で淡水タンクが使用可能な場合は、淡水タンクを水源として、大容量送水ポンプ(タイプI)により復水貯蔵タンクへ補給する。</p> <p>淡水タンクが使用できない場合は、海を水源として、大容量送水ポンプ(タイプI)により復水貯蔵タンクへ補給する。</p> <p>大容量送水ポンプ(タイプI)が使用できない場合は、耐震性防火水槽を水源として、化学消防自動車により復水貯蔵タンクへ補給する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大飯は、水源へ水を補給するための対応手段の記載が炉心注水中と同様であるため、泊の記載箇所「(2) 水源へ水を補給するための対応手段」にて1.13.2.2(1)優先順位を再掲し、比較している。 <p>【大飯】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給手段を整備しているため、敷設ルートについて記載している。 <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源を利用した対応手段の記載は、泊の記載箇所「(1) 水源を利用した対応手段」にて再掲し、比較している。

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.2炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等の記載より再掲】</p> <p>燃料取替用水ピットが水源として使用可能な場合については燃料取替用水ピットへの補給を実施し、ほう酸水であり、早期に燃料取替用水ピットの代替水源として使用可能であることから、1次系純水タンク及びほう酸タンクを優先して使用する。次にほう酸タンクの破損等によりほう酸補給系が使用不可能で1次系純水タンクが使用可能である場合は、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。次に1次系純水タンクが使用不可能であれば、No.3淡水タンクを使用済燃料ピットを経由させて燃料取替用水ピットへ補給する。次にNo.2淡水タンクを水源とする消火設備による補給を実施するが、構内で火災が発生している場合において消火設備は、重大事故等時の対応よりも消火活動に優先して使用する。次に復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。</p> <p>なお、復水ピットの水を燃料取替用水ピットへ供給すると判断した場合は、復水ピットへの補給準備を並行して実施する。</p> <p>これらのタンク等の水量は有限であるが、当初選択した水源からの供給準備が完了後、引き続き次の水源からの供給準備を開始することで、水源が枯渉しないように、最終的には海水から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保する。</p> <p>また、淡水を燃料取替用水ピットへ補給すること及び可搬式代替低圧注水ポンプによる海水注水により、継続的な炉心注水及び代替炉心注水を成立させるため、燃料取替用水ピットの保有水量を1,860m³以上に管理する。</p> <p>以上の炉心注水時に使用する水源に係る手順のフローチャートを第1.13.29図に示す。</p>			
		<p>燃料取替用水ピットが水源として使用可能な場合については燃料取替用水ピットへの補給を実施し、ほう酸水であり、早期に燃料取替用水ピットの代替水源として使用可能であることから、1次系純水タンク及びほう酸タンクを優先して使用する。次にほう酸タンクの破損等によりほう酸補給系が使用不可能で1次系純水タンクが使用可能である場合は、1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給を実施する。次に1次系純水タンクが使用不可能であれば、2次系純水タンクから使用済燃料ピットを経由させて燃料取替用水ピットへ補給する。次にろ過水タンクを水源とする消火設備による補給を実施する。ただし、重大事故等対処に悪影響を与える火災が発生していないことを確認して使用する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給は、準備に時間を要することから、燃料取替用水ピットへの補給が必要であると判断した場合に準備を開始する。保有水量が大きい原水槽を優先して使用するが、原水槽が使用できない場合は、代替給水ピットを使用する。</p> <p>これらのタンク等の水量は有限であるが、当初選択した水源からの送水準備が完了後、引き続き次の水源からの送水準備を開始することで、水源が枯渉しないように、最終的には海から取水することで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保する。</p> <p>なお、海水を使用する際の取水箇所及び敷設ルートは、複数設定したルートのうち、現場の状況を確認し、アクセス性の良いルートを優先する。</p> <p>また、淡水又は海水を燃料取替用水ピットへ補給すること及び可搬型大型送水ポンプ車による淡水又は海水の注水により、継続的な炉心注水及び代替炉心注水並びに格納容器スプレイ及び代替格納容器スプレイを成立させるため、燃料取替用水ピットの保有水量を1,700m³以上に管理する。</p> <p>以上の使用する水源に係る手順のフローチャートを第1.13.44図に示す。</p>	<p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） ・泊3号炉の代替給水ピットは、約473m³と容量が小さいことから、原水槽を優先して使用する。</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載内容の相違 ・泊は、可搬型大型送水ポンプ車による補給手段を整備しているため、敷設ルートについて記載している。</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑥） 【大飯】設備の相違（相違理由⑤、⑦） 【大飯】記載表現の相違 【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p>

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため1.13.2.1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給に係る手順等の記載より再掲】</p> <p>(9) 優先順位</p> <p>重大事故等の発生において、蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給手段として、以上の手段を用いて、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水源の確保を図る。</p> <p>復水ピットの枯渇又は破損が発生し水源として使用不可能な場合の供給については、短時間で復水ピットの代替水源として確保できることから、No.3淡水タンクを優先して使用することとし、No.3淡水タンクの水位が低下すれば、A、B2次系純水タンクを用いたNo.3淡水タンクへの補給を実施する。復水ピットからNo.3淡水タンクへ切り替える際については補助給水ポンプを停止することなく切替えを行う。</p> <p>次にNo.3淡水タンクが水源として使用不可能な場合については、脱気器タンクを水源とした蒸気発生器への注水を行う。</p> <p>蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）中に、すべての水源が使用不可能で蒸気発生器水位が低下した場合には、1次冷却系のフィードアンドブリードを行う。</p> <p>また、復水ピットが使用可能であり、枯渇するおそれがある場合については、短時間で復水ピットの代替水源として確保できることから、No.3淡水タンクを優先して使用する。</p> <p>No.3淡水タンクが使用不可能であれば、No.2淡水タンクを水源とする消防設備から復水ピットへの補給を実施するが、構内で火災が発生している場合において消防設備は、重大事故等時の対応よりも消防活動に優先して使用する。</p>	<p>b. 淡水貯水槽への補給</p> <p>淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による原子炉圧力容器への注水等において、淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）が枯渇しないように、大容量送水ポンプ（タイプII）により、海からの補給を実施する。</p> <p>海から淡水貯水槽（No.1）及び淡水貯水槽（No.2）への補給は、取水口からの取水を優先し、取水口が使用できない場合には、海水ポンプ室から取水する。</p>	<p>b. 補助給水ピットへの補給を利用する水源の優先順位</p> <p>重大事故等の発生において、補助給水ピットへの供給手段として、「1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順」で示す手段を用いて、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水源の確保を図る。</p> <p>また、補助給水ピットが使用可能であり、枯渇するおそれがある場合については、短時間で補助給水ピットの代替水源として確保できることから、2次系純水タンクを優先して使用する。</p> <p>可搬型大型送水ポンプ車による補助給水ピットへの補給は、準備に時間を要することから、補助給水ピットへの補給が必要であると判断した場合に準備を開始する。保有水量が大きい原水槽を優先して使用するが、原水槽が使用できない場合は、代替給水ピットを使用する。</p>	<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源を利用した対応手段の記載は、泊の記載箇所「(1) 水源を利用した対応手段」にて再掲し、比較している。 <p>【大飯】設備の相違（相違理由⑪）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由④） <ul style="list-style-type: none"> ・泊3号炉の代替給水ピットは、約473m³と容量が小さいことから、原水槽を優先して使用する。 </p>

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>【比較のため 1.13.2.1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給に係る手順等の記載より再掲】</p> <p>これらのタンク等の水量は有限であるが、補給開始後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで、水源が枯渇しないようにし、最終的には海水に水源を切り替えることで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保する。</p> <p>なお、海水を使用する際の取水箇所及び敷設ルートは、複数設定したルートのうち、現場の状況を確認し、アクセス性の良いルートを優先する。</p> <p>また、淡水又は海水を復水ピットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）を成立させるため、復水ピットの保有水量を1,035m³以上に管理する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.13.12図に示す。</p>		<p>これらのタンク等の水量は有限であるが、補給開始後、引き続き次の水源からの補給準備を開始することで水源が枯渇しないようにし、最終的には海に水源を切り替えることで水の供給が中断することなく、重大事故等の収束に必要となる十分な量の水を確保する。</p> <p>なお、海水を使用する際の取水箇所及び敷設ルートは、複数設定したルートのうち、現場の状況を確認し、アクセス性の良いルートを優先する。</p> <p>また、淡水又は海水を補助給水ピットへ補給することにより、継続的な蒸気発生器2次側からの除熱による発電用原子炉の冷却（注水）を成立させるため、補助給水ピットの保有水量を570m³以上に管理する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.13.44図に示す。</p> <p>c. 原水槽への補給を利用する水源の優先順位</p> <p>原水槽への補給は、2次系純水タンク又はろ過水タンクから移すことにより行う。ただし、ろ過水タンクは、重大事故等対処に悪影響を与える火災の発生がない場合に使用する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第1.13.44図に示す。</p>	<p>【大飯】記載表現の相違</p> <p>【大飯】記載表現の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>・泊との比較は、1.13.2.1(7) a. (a)にて 大飯を再掲し比較する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <p>・泊との比較は、1.13.2.1(3) e. (a)にて 大飯を再掲し比較する。</p>
<p>1.13.2.5 使用済燃料ピットへの水の供給時に係る手順等</p> <p>(1) N.o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、N.o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(2)「N.o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。</p> <p>(2) N.o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水</p> <p>使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、N.o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(3)「N.o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋内消火栓）」及び1.11.2.1(4)「N.o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水（屋外消火栓）」にて整備する。</p>			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(3) ポンプ車によるN o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、ポンプ車によるN o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(5)「ポンプ車によるN o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。			【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊との比較は、1.13.2.1(4)i. (a)にて大飯を再掲し比較する。
(4) ポンプ車によるN o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、ポンプ車によるN o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(6)「ポンプ車によるN o. 2淡水タンクから使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。			【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊との比較は、1.13.2.1(5)i. (a)にて大飯を再掲し比較する。
(5) 1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(7)「1次系純水タンクから使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。			【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊との比較は、1.13.2.1(6)i. (a)にて大飯を再掲し比較する。
(6) 海水から使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへの水の供給が必要な場合に、海水から使用済燃料ピットへの注水の手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.1(8)「海水から使用済燃料ピットへの注水」にて整備する。			【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊との比較は、1.13.2.1(9)i. (a)にて大飯を再掲し比較する。
(7) その他の手順項目にて考慮する手順 送水車への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」にて整備する。 操作の判断及び確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2「重大事故等時の手順等」にて整備する。			【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は、女川の審査実績反映に伴い、「1.13.2.4 その他の手順項目にて考慮する手順」にまとめて記載している。

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.13.2.6 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ及び放水に係る手順等</p> <p>(1) 送水車による使用済燃料ピット又は原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へのスプレイ 使用済燃料ピットから大量の水の漏えいが発生した場合に、送水車及びスプレイヘッダにより海水を使用済燃料ピットへスプレイする手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(1)「送水車による使用済燃料ピットへのスプレイ」にて整備する。また、貯蔵槽内燃料体等の著しい損傷のおそれがある場合に、送水車及びスプレイヘッダにより海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）に放水する手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、1.12.2.2(1) a、「送水車及びスプレイヘッダによる大気への拡散抑制」にて整備する。</p> <p>(2) 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水 使用済燃料ピットからの大量の水の漏えい等が発生した場合において、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ放水を行う手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」のうち、1.11.2.2(2)「大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）への放水」にて整備する。また、貯蔵槽内燃料体等が著しい損傷に至るおそれがある場合に、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により原子炉周辺建屋（貯蔵槽内燃料体等）へ海水を放水する手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、1.12.2.2(1) b、「大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」にて整備する。</p> <p>(3) その他の手順項目にて考慮する手順 送水車への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(2)「送水車への燃料補給」にて整備する。 大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。 操作の判断及び確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2「重大事故等時の手順等」にて整備する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊との比較は、1.13.2.1(9) i. (b)にて 大飯を再掲し比較する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊との比較は、1.13.2.1(9) i. (b)にて 大飯を再掲し比較する。</p> <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は、女川の審査実績反映に伴い、「1.13.2.4 その他の手順項目にて考慮する手順」にまとめて記載している。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1.13.2.7 炉心の著しい損傷及び格納容器の破損時の格納容器及びアニュラス部への放水に係る手順等</p> <p>(1) 大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による格納容器及びアニュラス部への放水</p> <p>重大事故等の発生により、大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲により海水を格納容器及びアニュラス部へ放水を行う手順は「1.12 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」のうち、1.12.2.1(1) a、「大容量ポンプ（放水砲用）及び放水砲による大気への拡散抑制」にて整備する。</p> <p>(2) その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>大容量ポンプ（放水砲用）への燃料補給の手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.4(1)「電源車（可搬式代替低圧注水ポンプ用）、大容量ポンプへの燃料補給」にて整備する。</p> <p>操作の判断及び確認に係る計装設備に関する手順は「1.15 事故時の計装に関する手順等」のうち、1.15.2「重大事故等時の手順等」にて整備する。</p>			<p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊との比較は、1.13.2.1(9) 1. (b)にて大飯を再掲し比較する。 <p>【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)</p> <ul style="list-style-type: none"> 泊は、女川の審査実績反映に伴い、「1.13.2.4 その他の手順項目にて考慮する手順」にまとめて記載している。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉							女川原子力発電所2号炉		泊発電所3号炉		相違理由		
第1.13.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)のための代替手段及び復水ビットへの供給)										【大阪】 泊の比較箇所に再掲して比較する。			
										赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）			
分類	種別喪失想定する 設計基準事例対応設備	対応手段	対応設備	設備 分類 ^a	整備する手順	手順の分類							
蒸気発生器2次側による 炉心冷却(注水) のための代替手段 及び復水ビットへの供給	復水ボンプ (周囲以降) 水取扱い装置 による水取扱い のための代替手段	N.o. 3汲水タック 電動排水ポンプ ターピング動排水ポンプ											
	A. B.2次系 水タンク (N.o. 2復水 タンクへの 供給) の廃止	A. B.2次系純水タンク (N.o. 2復水 タンクへの 供給) の廃止											
	復水ボンプ による水取扱 い装置への 供給	復水タック による水取扱 い装置への 供給											
	1度冷却系の フロント ブリッジ ^b ブリッジ ^c	1度冷却系の フロント ブリッジ ^b ブリッジ ^c											
	N.o. 3復水 タンクから復 水ボンプへの 供給	N.o. 3復水タック から復水ボン プへの供給											
	N.o. 2復水 タンクから復 水ボンプへの 供給	N.o. 2復水タック から復水ボン プへの供給											
	海水井 からの供給	海水井 からの供給											
	N.o. 3海水 タックからの 海水ポンプへの 供給	N.o. 3海水タック からの海水ポン プへの供給											
	N.o. 2海水 タックからの 海水ポンプへの 供給	N.o. 2海水タック からの海水ポン プへの供給											
	海水を用いた 海水ポンプの 廃止	海水を用いた 海水ポンプの 廃止											
※1：人件を組み、重大事故等における対応手段と整備する手順 ※2：グーセン冷却塔により給水する。 ※3：手順1：1.2段目の中止操作(ランダリ)直前に電動用ポンプを止め(手の手順)にて整備する。 ※4：手順2：1.2段目の中止操作(ランダリ)直前に電動用ポンプを止め(手の手順)にて整備する。 ※5：重大事故等対応(ふれいへい)手順のうち、 a：当該多式に適合する重大事故等対応設備 b：当該多式に適合する重大事故等対応設備 c：自己防護として整備する重大事故等対応設備										第1.13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (伊川往水のための代替手段及び燃料冷却水ポンプへの供給)(1/2)			
分類	種別喪失想定する 設計基準事例対応設備	対応手段	対応設備	設備 分類 ^a	整備する手順	手順の分類							
伊川往水のため の代替手段及び 燃料冷却水ポン プへの供給	燃料冷却用 水ポンプの廃 止	1次系純水タック 1次系純水ポン プ											
	燃料冷却用 水ポンプの廃 止	1次系純水タック 1次系純水ポン プ											
	燃料冷却用 水ポンプの廃 止	1次系純水タック 1次系純水ポン プ											
	燃料冷却用 水ポンプの廃 止	1次系純水タック 1次系純水ポン プ											
	燃料冷却用 水ポンプの廃 止	1次系純水タック 1次系純水ポン プ											
	燃料冷却用 水ポンプの廃 止	1次系純水タック 1次系純水ポン プ											
	燃料冷却用 水ポンプの廃 止	1次系純水タック 1次系純水ポン プ											
	燃料冷却用 水ポンプの廃 止	1次系純水タック 1次系純水ポン プ											
	燃料冷却用 水ポンプの廃 止	1次系純水タック 1次系純水ポン プ											
	燃料冷却用 水ポンプの廃 止	1次系純水タック 1次系純水ポン プ											
※1：大阪府規則 第一大事事故等に対する手順(伊川往水のための代替手段と整備する手順) ※2：グーセン冷却塔により給水する。 ※3：手順1：1.4段目の中止操作(ランダリ)直前に電動用ポンプを止め(手の手順)にて整備する。 ※4：手順2：1.4段目の中止操作(ランダリ)直前に電動用ポンプを止め(手の手順)にて整備する。 ※5：電動用ポンプ代用(注水ポンプ)のうち、手順1：1.6番手(手順存続中のための手順)にて整備する。 ※6：足踏み(手順代用)は同一の手順(手順)のうち、手順1：1.6番手(手順存続中のための手順)にて整備する。 ※7：当該多式に適合する重大事故等対応設備 b：自己防護として整備する重大事故等対応設備										1.13-386			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																							
第13.2表 重大事故等における対応手段と整備する手段 (炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給、格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給) (2/2)																																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>種類喪失想定する 設計基準事故処置</th> <th>対応手段</th> <th>整備する手段番号</th> <th>手段の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">燃料取替用水ピット (核炉)(a)</td> <td>N.o. 2淡水タンクから使用済み燃料棒を転出した燃料取替用水ピットへの供給</td> <td>N.o. 3淡水タンク</td> <td>原子炉圧力容器への 淡水のための水源を確保するための手段 使用済燃料ピットポンプ^{a2}</td> <td>炉心の新しい相違及び格納容器スプレイのための手段</td> </tr> <tr> <td>N.o. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの供給</td> <td>N.o. 2淡水タンク</td> <td>N.o. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの供給のための手段 S.A手段^{a1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>淡水ピットから燃料取替用水ピットへの供給</td> <td>淡水ピット</td> <td>原子炉圧力容器への 淡水のための水源を確保するための手段 淡水ピット出水配管 種別の手段 S.A手段^{a1}</td> <td>炉心の新しい相違及び格納容器スプレイのための手段</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>種類喪失想定する 設計基準事故処置</th> <th>対応手段</th> <th>整備する手段番号</th> <th>手段の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">燃料取替用水ピット (核炉又は被災) 燃料取替用水ピット (被災又は被災) 燃料取替用水ピット (核炉又は被災)</td> <td>N.o. 2淡水タンク 電動排水ポンプ ディーゼル消防ポンプ</td> <td>燃料取替用水ピットからN.o. 2淡水タンクへの水漏れ切替^{a3}</td> <td>燃料の漏れはありのための水源を確保する手段 S.A手段^{a1}</td> <td>炉心の新しい相違が 発生した場合に 対応する手段番号</td> </tr> <tr> <td>復水ピット</td> <td>復水ピット</td> <td>原子炉圧力容器のための水源を確保する手段 S.A手段^{a1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>加設代替低圧注水ポンプ</td> <td>加設代替低圧注水ポンプ^{a4}</td> <td>原子炉圧力容器のための手段 S.A手段^{a1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>燃料取替用水ピットからの水漏れ切替^{a5}</td> <td>燃料取替用水ピットからの水漏れ切替^{a6}</td> <td>原子炉圧力容器のための手段 S.A手段^{a1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>重油タンク^{a7}</td> <td>重油タンク^{a7}</td> <td>原子炉圧力容器のための手段 S.A手段^{a1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>タンクローリー^{a8}</td> <td>タンクローリー^{a8}</td> <td>原子炉圧力容器のための手段 S.A手段^{a1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>可燃式代替低圧注水ポンプ</td> <td>可燃式代替低圧注水ポンプ^{a9}</td> <td>原子炉圧力容器のための手段 S.A手段^{a1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電動式(噴射式)代替低圧注水ポンプ^{a10}</td> <td>電動式(噴射式)代替低圧注水ポンプ^{a10}</td> <td>原子炉圧力容器のための手段 S.A手段^{a1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>仮設低圧式水槽</td> <td>仮設低圧式水槽</td> <td>原子炉圧力容器のための手段 S.A手段^{a1}</td> <td></td> </tr> <tr> <td>送水車</td> <td>送水車</td> <td>原子炉圧力容器のための手段 S.A手段^{a1}</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>種類喪失想定する 設計基準事故処置</th> <th>対応手段</th> <th>整備する手段番号</th> <th>手段の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>燃料取替用水ピット (核炉)</td> <td>②炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給の燃料取替用水ピットの始動時に対応する手段に用いる手段と同様</td> <td>②炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給の燃料取替用水ピットの始動時に対応する手段に用いる手段と同様</td> <td>原子炉圧力容器への 淡水のための手段 S.A手段^{a1}</td> <td>原子炉圧力容器への 淡水のための手段 S.A手段^{a1}</td> </tr> </tbody> </table>	分類	種類喪失想定する 設計基準事故処置	対応手段	整備する手段番号	手段の分類	燃料取替用水ピット (核炉)(a)	N.o. 2淡水タンクから使用済み燃料棒を転出した燃料取替用水ピットへの供給	N.o. 3淡水タンク	原子炉圧力容器への 淡水のための水源を確保するための手段 使用済燃料ピットポンプ ^{a2}	炉心の新しい相違及び格納容器スプレイのための手段	N.o. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの供給	N.o. 2淡水タンク	N.o. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの供給のための手段 S.A手段 ^{a1}		淡水ピットから燃料取替用水ピットへの供給	淡水ピット	原子炉圧力容器への 淡水のための水源を確保するための手段 淡水ピット出水配管 種別の手段 S.A手段 ^{a1}	炉心の新しい相違及び格納容器スプレイのための手段	分類	種類喪失想定する 設計基準事故処置	対応手段	整備する手段番号	手段の分類	燃料取替用水ピット (核炉又は被災) 燃料取替用水ピット (被災又は被災) 燃料取替用水ピット (核炉又は被災)	N.o. 2淡水タンク 電動排水ポンプ ディーゼル消防ポンプ	燃料取替用水ピットからN.o. 2淡水タンクへの水漏れ切替 ^{a3}	燃料の漏れはありのための水源を確保する手段 S.A手段 ^{a1}	炉心の新しい相違が 発生した場合に 対応する手段番号	復水ピット	復水ピット	原子炉圧力容器のための水源を確保する手段 S.A手段 ^{a1}		加設代替低圧注水ポンプ	加設代替低圧注水ポンプ ^{a4}	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}		燃料取替用水ピットからの水漏れ切替 ^{a5}	燃料取替用水ピットからの水漏れ切替 ^{a6}	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}		重油タンク ^{a7}	重油タンク ^{a7}	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}		タンクローリー ^{a8}	タンクローリー ^{a8}	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}		可燃式代替低圧注水ポンプ	可燃式代替低圧注水ポンプ ^{a9}	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}		電動式(噴射式)代替低圧注水ポンプ ^{a10}	電動式(噴射式)代替低圧注水ポンプ ^{a10}	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}		仮設低圧式水槽	仮設低圧式水槽	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}		送水車	送水車	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}		分類	種類喪失想定する 設計基準事故処置	対応手段	整備する手段番号	手段の分類	燃料取替用水ピット (核炉)	②炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給の燃料取替用水ピットの始動時に対応する手段に用いる手段と同様	②炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給の燃料取替用水ピットの始動時に対応する手段に用いる手段と同様	原子炉圧力容器への 淡水のための手段 S.A手段 ^{a1}	原子炉圧力容器への 淡水のための手段 S.A手段 ^{a1}
分類	種類喪失想定する 設計基準事故処置	対応手段	整備する手段番号	手段の分類																																																																						
燃料取替用水ピット (核炉)(a)	N.o. 2淡水タンクから使用済み燃料棒を転出した燃料取替用水ピットへの供給	N.o. 3淡水タンク	原子炉圧力容器への 淡水のための水源を確保するための手段 使用済燃料ピットポンプ ^{a2}	炉心の新しい相違及び格納容器スプレイのための手段																																																																						
	N.o. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの供給	N.o. 2淡水タンク	N.o. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの供給のための手段 S.A手段 ^{a1}																																																																							
	淡水ピットから燃料取替用水ピットへの供給	淡水ピット	原子炉圧力容器への 淡水のための水源を確保するための手段 淡水ピット出水配管 種別の手段 S.A手段 ^{a1}	炉心の新しい相違及び格納容器スプレイのための手段																																																																						
分類	種類喪失想定する 設計基準事故処置	対応手段	整備する手段番号	手段の分類																																																																						
燃料取替用水ピット (核炉又は被災) 燃料取替用水ピット (被災又は被災) 燃料取替用水ピット (核炉又は被災)	N.o. 2淡水タンク 電動排水ポンプ ディーゼル消防ポンプ	燃料取替用水ピットからN.o. 2淡水タンクへの水漏れ切替 ^{a3}	燃料の漏れはありのための水源を確保する手段 S.A手段 ^{a1}	炉心の新しい相違が 発生した場合に 対応する手段番号																																																																						
	復水ピット	復水ピット	原子炉圧力容器のための水源を確保する手段 S.A手段 ^{a1}																																																																							
	加設代替低圧注水ポンプ	加設代替低圧注水ポンプ ^{a4}	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}																																																																							
	燃料取替用水ピットからの水漏れ切替 ^{a5}	燃料取替用水ピットからの水漏れ切替 ^{a6}	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}																																																																							
	重油タンク ^{a7}	重油タンク ^{a7}	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}																																																																							
	タンクローリー ^{a8}	タンクローリー ^{a8}	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}																																																																							
	可燃式代替低圧注水ポンプ	可燃式代替低圧注水ポンプ ^{a9}	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}																																																																							
	電動式(噴射式)代替低圧注水ポンプ ^{a10}	電動式(噴射式)代替低圧注水ポンプ ^{a10}	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}																																																																							
	仮設低圧式水槽	仮設低圧式水槽	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}																																																																							
	送水車	送水車	原子炉圧力容器のための手段 S.A手段 ^{a1}																																																																							
分類	種類喪失想定する 設計基準事故処置	対応手段	整備する手段番号	手段の分類																																																																						
燃料取替用水ピット (核炉)	②炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給の燃料取替用水ピットの始動時に対応する手段に用いる手段と同様	②炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給の燃料取替用水ピットの始動時に対応する手段に用いる手段と同様	原子炉圧力容器への 淡水のための手段 S.A手段 ^{a1}	原子炉圧力容器への 淡水のための手段 S.A手段 ^{a1}																																																																						
			【大飯】 泊の比較箇所に再掲して比較する。																																																																							

a1 : 大型事故等時に重大事故等時に起因する原子炉施設の保全のための活動に関する手段

a2 : ダイオード発電機等により供給する

a3 : 手順は「自ら原子炉格納容器内のための手段」にて記載する

a4 : 2台の低圧代用ポンプからの給水手順について、「L1.1.電源の喪失に伴う子順序」にて整備する

a5 : 2台の低圧代用ポンプからの給水手順について、「L1.6.原子炉格納容器や冷却塔等のための手段」にて整備する

a6 : 2台の低圧代用ポンプからの給水手順について、「L1.6.原子炉格納容器や冷却塔等のための手段」にて整備する

a7 : 通常の燃料補給に付ける適用用のものである。手順は「L1.6.原子炉格納容器や冷却塔等のための手段」にて整備する

a8 : 大型事故等に対応するための手段

a9 : 当該条件に適合する重大事故等対応設備

a10 : 自主的対策として整備する重大事故等対応設備

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1.13表 重大事故等における対応手段と整備する手順
(格納容器再循環ポンプを水素とした再循環運転)

分類	機連喪失を想定する 設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備 分類*	整備する手順書	手順の分類
			格納容器再循環ポンプ			
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	再循環運転	格納容器再循環ポンプ スクリーン	a,b	高圧注入ポンプを用いた再循環運転により原子炉を冷却する手順	安心の新しい手順及び格納容器破損を防止する運転手順書
			高圧注入ポンプ			
格納 容 器 再 循 環 サ ン プ を 水 素 と し た 再 循 環 運 転	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器 及 び 高圧注入ポンプ	代替再循環 運転 ^②	格納容器再循環ポンプ	A	格納容器スプレイポンプを用いた代替再循環運転により原子炉を冷却する手順	安心の新しい手順及び格納容器破損を防止する運転手順書
			格納容器再循環ポンプ スクリーン	a,b	B高圧注入ポンプ(海水冷却水)を用いた代替再循環運転により原子炉を冷却する手順	安心の新しい手順及び格納容器破損を防止する運転手順書
			B高圧注入ポンプ 海水冷却水		大容量ポンプによる原子炉冷却水海水道の運転手順書	安心の新しい手順及び格納容器破損を防止する運転手順書
			海水冷却水海水道		99%海水冷却水海水道の運転手順書	
			大容量ポンプ		S.A手順 ^④	
			燃料溶射装置 ^⑤			
			重油タンク ^⑥			
			タンクトローラー ^⑦			
			格納容器再循環ポンプ			
			格納容器再循環ポンプ スクリーン	新 手 順 書	A余熱除去ポンプ(空調用冷水)を用いた代替再循環運転により原子炉を冷却する手順	
			A余熱除去ポンプ (空調用冷水)			

※1：「大飯発電所3号炉重大事故等対応手順」における原子炉冷却水全分類の手順に付する手順書

※2：手順は「1.4 原子炉冷却水ポンプカバーガード遮断時の冷却手段手順」にて整備する。

※3：空調式冷却用発電装置からの給電手順及び燃料精査手順については、「1.14 電動の冷却に掛ける手順等」にて整備する。

※5：大容量ポンプの燃料精査に付する。手順は「1.6 原子炉冷却装置や冷却等のための手順」にて整備する。

※6：重大事故等対応手順に付する重油の供給手順

※7：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b: 37 条に適合する重大事故等対応設備 e: 自主的対策として整備する重大事故等対応設備

【大阪】

泊の比較箇所に再掲して比較する。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

色：女川2号炉の記載のうち、WR固有の設備や対応手段であり、3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

第1.13.4表 重大事故における対応手段と整備する手順
(使用済燃料ピットへの水の供給)

分類	液体漏洩を想定する 設計基準事例NS規範	対応手段	対応設備	設置 分類	整備する手順	手順の分類
燃 料 取 替 用 済 燃 料 ビ ッ ト へ の 供 給	N-n. 3海水 タンクからの 使用済燃料ピット への注水 ^{※3}	N-n. 3海水タンク			使用済燃料ピットの 海水による対応手段	対応手段と実施する事 件に応じて選ぶ運 転手順書
	N-n. 2海水 タンクからの 使用済燃料ピット への注水 ^{※3}	N-n. 2海水タンク			N-n. 2海水タンク からの使用済燃料 ピットへの注水手段 ^{※4} N-n. 3海水タンク からの使用済燃料 ピットへの注水手段 ^{※4}	対応手段と実施する事 件に応じて選ぶ運 転手順書
燃 料 取 替 用 済 燃 料 ビ ッ ト へ の 供 給	ポンプ車による N-n. 3海水タンク からの使用済燃料 ピットへの注水 ^{※5}	N-n. 3海水タンク			ポンプ車による N-n. 3海水タンク からの使用済燃料 ピットへの注水手段 ^{※6}	△△運転 ^{※7}
	ポンプ車による N-n. 2海水タンク からの使用済燃料 ピットへの注水 ^{※5}	N-n. 2海水タンク			ポンプ車による N-n. 2海水タンク からの使用済燃料 ピットへの注水手段 ^{※6}	△△運転 ^{※7}
燃 料 取 替 用 済 燃 料 ビ ッ ト へ の 供 給	1基赤潮水タンク からの使用済燃料 ピットへの注水 ^{※8}	1基赤潮水タンク			1基赤潮水タンクか らの使用済燃料ピット への注水手段 ^{※9}	
	1次系補給水ポンプ ^{※10}	1次系補給水ポンプ ^{※10}		a,b	逆水市による1次系 補給水ポンプ ^{※10} の 運用	
燃 料 取 替 用 済 燃 料 ビ ッ ト へ の 供 給	雨水からの 使用済燃料ピット への注水 ^{※11}	雨水庫			雨水庫による1次系 補給水ポンプ ^{※10} の 運用	
	雨水からの 使用済燃料ピット への注水 ^{※11}	雨水由来雨水庫 ^{※12}				

表1：大阪府道所「重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための行動に関する指針」

電池：ディーゼル発電機等により蓄電する。

第4 送水車の燃料補給に使用する切替用のものである。手冊1「1.6 原子炉格納

b = 37 歳に達する最大年齢時刻の確率
n = 自由度対応として算出する重み

8. -111.050000-108.11777777777777 9. -111.050000-108.11777777777777 10. -111.050000-108.11777777777777

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

【大飯】
泊の比較箇所に再
掲して比較する。

【大販】
油の比較箇所に再掲して比較する。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

色：女川2号炉の記載のうち、WR固有の設備や対応手段であり、3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

第 1. 13. 1 表より抜粋して掲載

第1.13-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順
対応手段、対処設備及び手順書一覧(1/11)

機器喪失を想定する 設計基本事故に対する設備	対応手段	対応設備	手順等
原子炉内冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉圧力容器への注水	復水貯蔵タンク 高圧代替注水系(高压代替注水系ポンプ)	重 大 事 件 防 止 措 施	手順は「L.2 原子炉冷却圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「L.8 原子炉格納容器下部の浴槽側心を冷却するための手順等」にて整備する。
	復水貯蔵タンク 原子炉隔離時冷却系(原子炉隔離時冷却系ポンプ) 高圧炉心スプレイ系(高圧炉心スプレイ系ポンプ)	重 大 事 件 防 止 措 施	手順は「L.2 原子炉冷却圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。
サブレッシュンチューブ	復水貯蔵タンク 抑制沸騰動水圧系(抑制熱型動水ポンプ)	自 主 制 御 設 備	手順は「L.2 原子炉冷却圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「L.8 原子炉格納容器下部の浴槽側心を冷却するための手順等」にて整備する。
	復水貯蔵タンク 圧力代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)	重 大 事 件 防 止 措 施	手順は「L.1 原子炉冷却圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「L.8 原子炉格納容器下部の浴槽側心を冷却するための手順等」にて整備する。
原子炉内冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉圧力容器への注水	復水貯蔵タンク 圧力代替注水系(常設)(直流水動圧低圧注水系ポンプ)	重 大 事 件 防 止 措 施	手順は「L.4 原子炉冷却圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「L.8 原子炉格納容器下部の浴槽側心を冷却するための手順等」にて整備する。
	復水貯蔵タンク 低圧代替注水系(常設)(直流水動圧低圧注水系ポンプ)	自 主 制 御 設 備	手順は「L.8 原子炉格納容器下部の浴槽側心を冷却するための手順等」にて整備する。
原子炉内冷却材圧力バウンダリ常設	復水貯蔵タンク 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)(復水移送ポンプ)	重 大 事 件 防 止 措 施	手順は「L.6 原子炉格納容器内の浴槽等のための手順等」にて整備する。

表1 2013年度実行・重点実施箇別出納における取扱い障害と健全のための活動に当たる面

余1：大震災電力重大事障害発生時に、当該の障害が施設の機能のため活動に障害を及ぼす。
余2：ディーゼル発電機等に上り給電する。

子則は「J.2 前子則の高見利正が「ウンダリ高見利時に御用船子則の治めを治めするための手筋」にて整理する。

重大事故対策には、主に用いる設備の分類

¹ 手順は「1-14 電線の破損に関する手順等」にて簡便する。

3. 本条文「解説」(3)項を構成するための仕様換水原（脚注）

泊発電所 3号炉

第1.13.1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順
対応手段、対処設備、手順書一覧。(1/17)

【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

- ・泊は、水源ごとに 対応手段及び設備を整理。
 - ・泊は重大事故等 対処設備（設計基準拡張）による対応手段を整理。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

対応手段、対処設備及び手順書一覧(2/11)		対応手段、対処設備、手順書一覧(2/17)	
分類	機能喪失を想定する 設計基準事故対処設備	対応手段	対応手段
復水貯蔵タンクを水槽として対応	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)(復水移送ポンプ)	重大事故等対処設備 手順は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	既存取扱用本ピット 既存格納容器スプレイポンプ
原子炉の挿入水 ^a を水槽として対応	復水貯蔵タンク 原子炉格納容器代替往水系(常設)(燃料プール補給水泵ポンプ)	自主対策設備 手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。	既存取扱用本ピット 既存格納容器スプレイポンプ
サブレッショングレンチ等 ^b を水槽として対応	原子炉の炉底炉蓋材取付用器具へのダクト ^c の注水高圧仕事 ^d 原子炉冷却管圧力パウンドリ低圧時の原子炉圧力容器への注水	サブレッショングレンチ 高圧心スプレイ系(低圧心スプレイ系) 重大事故等対処設備 手順は「1.2 犀子が冷却材圧力パウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。	既存取扱用本ピット 既存格納容器スプレイポンプ
	サブレッショングレンチ 低圧熱除去系(残留熱除去系) 低圧心スプレイ系(低圧心スプレイ系) 重大事故等対処設備 手順は「1.4 原子炉冷却材圧力パウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。	サブレッショングレンチ 代替循環冷却系(代替循環冷却ポンプ) 重大事故等対処設備 手順は「1.4 原子炉冷却材圧力パウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	既存取扱用本ピット 既存格納容器スプレイポンプ
	サブレッショングレンチ 代替循環冷却系(代替循環冷却ポンプ) 重大事故等対処設備 手順は「1.4 原子炉冷却材圧力パウンドリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等」にて整備する。	サブレッショングレンチ 残留熱除去系(残留熱除去系) 重大事故等対処設備 手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	既存取扱用本ピット 既存取扱用本ピット 既存格納容器スプレイポンプ
泊3号炉との比較対象なし			

※1：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2：本文【解説】1b)項を満足するための代替往水系(措置)

- 【大阪】記載方針の相違（女川審査実績の反映）
- ・泊は、水源ごとに対応手段及び設備を整理。
- ・泊は重大事故等対処設備（設計基準拡張）による対応手段を整理。

自發電所 3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

次色：女川2号炉の記載のうち、WR固有の設備や対応手段であり、3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

第1.13-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対応設備と整備する手順 対応手段、対応設備及び手順書一覧(1/11)		泊発電所3号炉								
【比較のため1.13-1表(1/11)を再掲】		対応手段、対応設備、手順書一覧(3/17)								
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対応設備	対応手段	手順書	対応手段	手順書	対応手段	手順書	対応手段	手順書	
復水貯蔵タンク 高圧代替注水系(底圧代替注水系ポンプ)	復水貯蔵タンク 原子炉底廻路冷却材供給装置等 の復水	手順は「1.2 原子炉底却 材圧力バウンダリ高圧時 に電源用ポンプ伊を冷却す るために手順等」にて整 備する。	復水貯蔵タンク 原子炉底廻路冷却材供給装置等 の復水	手順は「1.2 原子炉底却 材圧力バウンダリ高圧時 に電源用ポンプ伊を冷却す るために手順等」にて整 備する。	復水貯蔵タンク 原子炉底廻路冷却材供給装置等 の復水	手順は「1.2 原子炉底却 材圧力バウンダリ高圧時 に電源用ポンプ伊を冷却す るために手順等」にて整 備する。	復水貯蔵タンク 原子炉底廻路冷却材供給装置等 の復水	手順は「1.2 原子炉底却 材圧力バウンダリ高圧時 に電源用ポンプ伊を冷却す るために手順等」にて整 備する。	復水貯蔵タンク 原子炉底廻路冷却材供給装置等 の復水	手順は「1.2 原子炉底却 材圧力バウンダリ高圧時 に電源用ポンプ伊を冷却す るために手順等」にて整 備する。
復水貯蔵タンク 底圧代替注水系(底圧動転注水系ポンプ)	復水貯蔵タンク 原子炉底廻路冷却材供給装置等 の復水	手順は「1.4 原子炉底却 材圧力バウンダリ高圧時 に電源用ポンプ伊を冷却す るために手順等」及び 「1.8 底子炉格納容器 下部の溶融が心を冷却す るために手順等」にて整 備する。	復水貯蔵タンク 底圧代替注水系(底圧動転注水系ポンプ)	手順は「1.4 原子炉底却 材圧力バウンダリ高圧時 に電源用ポンプ伊を冷却す るために手順等」及び 「1.8 底子炉格納容器 下部の溶融が心を冷却す るために手順等」にて整 備する。	復水貯蔵タンク 底圧代替注水系(底設)(底水移送ポンプ)	手順は「1.4 原子炉底却 材圧力バウンダリ高圧時 に電源用ポンプ伊を冷却す るために手順等」及び 「1.8 底子炉格納容器 下部の溶融が心を冷却す るために手順等」にて整 備する。	復水貯蔵タンク 底圧代替注水系(底設)(底水移送ポンプ)	手順は「1.4 原子炉底却 材圧力バウンダリ高圧時 に電源用ポンプ伊を冷却す るために手順等」及び 「1.8 底子炉格納容器 下部の溶融が心を冷却す るために手順等」にて整 備する。	復水貯蔵タンク 底圧代替注水系(底設)(底水移送ポンプ)	手順は「1.4 原子炉底却 材圧力バウンダリ高圧時 に電源用ポンプ伊を冷却す るために手順等」及び 「1.8 底子炉格納容器 下部の溶融が心を冷却す るために手順等」にて整 備する。
底子炉格納容器 内子炉格納容器等 の冷却水	底子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設) (底水移送ポンプ)	手順は「1.6 底子炉格納 容器内の冷却等のための 手順等」にて整備する。	底子炉格納容器 内子炉格納容器等 の冷却水	手順は「1.6 底子炉格納 容器内の冷却等のための 手順等」にて整備する。						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

第1.13.2表(1/2)より抜粋して掲載

燃料取扱用工具 ビットのみ	No. 2 洪水タンク	蓄
	No. 2 電動消防ポンプ	
	液体タンクへの 水抜き栓等の 水抜き装置	ディーゼル消防ポンプ

※1：「大飯発電所 重大事故等時に必要な水の供給手順等」の添付に記載する所用

※2：ディーゼル発電機等により給水する。

※3：手順は「1.4 原子炉冷却塔(ルーバンダ)乾燥器に発電用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。

※4：空冷式冷却塔の冷却水循環ポンプの運転停止時及び運転開始時に起動する手順は「1.16 原子炉格納容器下部注水系(常温) (代替循環冷却却ポンプ)」にて整備する。

※5：送水車の運転手順は使用する送水車の手順等にて整備する。

※6：重大事故等時に起動する消防ポンプ

a：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37 条に適合する重大事故等対応設備 c：目的的対策として整備する重大事故等対応設備

女川原子力発電所2号炉

対応手段、対処設備及び手順書一覧(3/11)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事象対応設備	対応手段	対応設備	手順等
サブレッショングランジ を水抜きとした対応	原子炉子午線圧力容器 炉内への注水 及び 水抜き及び 水抜き栓等の 水抜き装置	—	サブレーションチャンバー 代替循環冷却却系(代替循環冷却却ポンプ)	手順は「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて整備する。
復水貯蔵タンク	原子炉子午線圧力容器下部 注水系	重大事故等対応設備	サブレーションチャンバー 代替循環冷却却系(代替循環冷却却ポンプ) 原子炉格納容器下部注水系(常温)(代替循環冷却却ポンプ)	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の冷却水を冷却するための手順等」にて整備する。
ろ過水タンク ろ過水系(ろ過水ポンプ)	原子炉子午線圧力容器 炉内への注水 及び 水抜き栓等の 水抜き装置	自上対策設備	—	手順は「1.4 原子炉冷却塔(ルーバンダ)乾燥器に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の冷却水を冷却するための手順等」にて整備する。
ろ過水タンク ろ過水系(ろ過水ポンプ)	原子炉子午線圧力容器 炉内への注水	自上対策設備	—	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の冷却水を冷却するための手順等」にて整備する。
復水貯蔵タンク サブレーションチャンバー	原子炉子午線圧力容器 炉内への注水	自上対策設備	—	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の冷却水を冷却するための手順等」にて整備する。
復水貯蔵タンク	原子炉子午線圧力容器下部への注水	自上対策設備	—	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の冷却水を冷却するための手順等」にて整備する。
復水貯蔵タンク	原子炉子午線圧力容器下部への注水	自上対策設備	—	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の冷却水を冷却するための手順等」にて整備する。
ろ過水タンク ろ過水系(ろ過水ポンプ)	—	自上対策設備	—	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却水供給のための手順等」にて整備する。

※1：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

※2：本条文【解説】(b)項を満足するための代替汲み水装置(措置)

泊発電所3号炉

対応手段、対処設備、手順書一覧(4/17)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事象対応設備	対応手段	該費 算用 手順 書	常備する手順書	手順書の分類
海水取扱用水ポンプ	原子炉子午線圧力容器 炉内への注水 及び 水抜き栓等の 水抜き装置	自上対策設備	海水タンク 海水循環熱交換器 ディーゼル駆動消防ポンプ	手順は「1.4 原子炉冷却塔(ルーバンダ)乾燥器に発電用原子炉を冷却するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の冷却水を冷却するための手順等」にて整備する。	自上対策設備
海水タンク	原子炉子午線圧力容器 炉内への注水	自上対策設備	海水タンク 海水循環熱交換器 ディーゼル駆動消防ポンプ	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。	自上対策設備
海水タンク 海水循環熱交換器 海水ポンプ	原子炉子午線圧力容器 炉内への注水	自上対策設備	海水タンク 海水循環熱交換器 ディーゼル駆動消防ポンプ	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び「1.7 原子炉格納容器の蒸発抑制を図るための手順等」にて整備する。	自上対策設備
海水タンク 海水系(海水ポンプ)	原子炉子午線圧力容器 炉内への注水	自上対策設備	海水タンク 海水循環熱交換器 ディーゼル駆動消防ポンプ	手順は「1.6 原子炉格納容器下部の冷却水を冷却するための手順等」にて整備する。	自上対策設備
海水タンク 海水系(海水ポンプ)	—	自上対策設備	海水タンク 海水循環熱交換器 ディーゼル駆動消防ポンプ	手順は「1.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却水供給のための手順等」にて整備する。	自上対策設備

※1：重大事故等時に起動する手順等における手順書の分類

a：既設条文に適合する重大事故等対応設備 b：沿用に適合する重大事故等対応設備 c：目的的対策として整備する重大事故等対応設備

相違理由

【大阪】
記載方針の相違
(女川審査実績の反映)
・泊は、水源ごとに
対応手段及び設備を整理。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

対応手段、対処設備及び手順書一覧(4/11)				対応手段、対処設備、手順書一覧(5/17)			
分類	機器喪失想定する 設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	分類	機器喪失想定する 設計基準事故対応設備	対応手段	対応評価
大容量送水ポンプ（タイプI）による送水	大容量送水ポンプ（タイプI） ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口 燃料補給設備 ※1	重大事故等	重大事故等対応遮断器 「大容量送水ポンプによる送水」	被動給水ピット	被動給水ピット 内蔵型大型送水ポンプ庫 内蔵型ホース・接続口 ホース延長・回収車（送水専用） 燃料補給設備 ■1	日主 対応設備	判断書
復水貯蔵タンク サプレッションチャンバー	淡水貯水槽（No. 1）※2 淡水貯水槽（No. 2）※2	自主 対策設備		内蔵型大型送水ポンプ庫 内蔵型ホース・接続口 ホース延長・回収車（送水専用） 燃料補給設備 ■1	日主 対応設備	判断書	判断書は「1.2 原子炉停機時力パワード泊止時に発電用系子伊を冷却するための手順等」にて記載する。
原子炉の運転停止後泊止各部への水抜き装置	貯水貯蔵タンク 内蔵型大型送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等	重大事故等	原子炉停機の心を冷却するための手順等。及び「1.4 原子炉停機材下部の溶融物を冷却するための手順等」にて記載する。	内蔵型大型送水ポンプ庫 内蔵型ホース・接続口 ホース延長・回収車（送水専用） 燃料補給設備 ■1	日主 対応設備	判断書	判断書は「1.2 原子炉停機時力パワード泊止時に発電用系子伊を冷却するための手順等」及び「1.4 原子炉停機材下部の溶融物を冷却するための手順等」にて記載する。
原子炉格納容器代替スプレイ泊滞系（可搬型） (大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等)	淡水貯水槽（No. 1）※2 淡水貯水槽（No. 2）※2	自主 対策設備	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて記載する。	内蔵型大型送水ポンプ庫 内蔵型ホース・接続口 ホース延長・回収車（送水専用） 燃料補給設備 ■1	日主 対応設備	判断書	判断書は「1.4 原子炉停機材下部の溶融物を冷却するための手順等」にて記載する。
原子炉格納容器代替スプレイ泊滞系（可搬型） (大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等)	淡水貯水槽（No. 1）※2 淡水貯水槽（No. 2）※2	自主 対策設備	手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて記載する。	内蔵型大型送水ポンプ庫 内蔵型ホース・接続口 ホース延長・回収車（送水専用） 燃料補給設備 ■1	日主 対応設備	判断書	判断書は「1.2 原子炉停機材下部の溶融物を冷却するための手順等」及び「1.4 原子炉停機材下部の溶融物を冷却するための手順等」にて記載する。
原子炉格納容器代替スプレイ泊滞系（可搬型） (大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等)	淡水貯水槽（No. 1）※2 淡水貯水槽（No. 2）※2	自主 対策設備	手順は「1.5 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための手順等」及び「1.7 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための手順等」にて記載する。	内蔵型大型送水ポンプ庫 内蔵型ホース・接続口 ホース延長・回収車（送水専用） 燃料補給設備 ■1	日主 対応設備	判断書	判断書は「1.2 原子炉停機材下部の溶融物を冷却するための手順等」及び「1.4 原子炉停機材下部の溶融物を冷却するための手順等」にて記載する。
—	—	—	—	—	—	—	—

*1：手順は「1.11 電源の確保に関する手順等」にて記載する。

*2：本条文【解説】1b)項を満足するための持続水槽（積載）

*1：手順は「1.11 電源の確保に関する手順等」にて記載する。

*2：重大事故等対応において用いる設備の分類

a：該当条件に適合する優先度対応設備 b：該当に適合する準太事故等対応設備 c：自主的対応として整備する重大事故等対応設備

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

第1.13.4表より抜粋して掲載

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

対応手段、対処設備及び手順書一覧 (5/11)				対応手段、対処設備、手順書一覧 (6/17)			
分類	機速喪失を想定する 設計基準事例対応設備	対応手段	対処設備	分類	機速喪失を想定する 設計基準事例対応設備	対応手段	対処設備
原子炉格納容器底部注水系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回収車, ホース・注水用ヘッダ・接続口等) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回収車, ホース・注水用ヘッダ・接続口等)	原子炉格納容器底部注水系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回収車, ホース・注水用ヘッダ・接続口等) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回収車, ホース・注水用ヘッダ・接続口等)	重 大 事 故 等 対 応 設 備	手 順 等	原子炉格納容器底部注水系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回収車, ホース・注水用ヘッダ・接続口等) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回収車, ホース・注水用ヘッダ・接続口等)	代 替 設 備	自 主 対 応 設 備	手 順 等
復水貯蔵タンク 原子炉格納容器底部注水系への注水	復水貯蔵タンク 原子炉格納容器底部注水系への注水	自 主 対 応 設 備	手 順 等	復水貯蔵タンク 原子炉格納容器底部注水系への注水	代 替 設 備	自 主 対 応 設 備	手 順 等
淡水貯水槽 原子炉格納容器底部注水系への注水	淡水貯水槽 原子炉格納容器底部注水系への注水	自 主 対 応 設 備	手 順 等	淡水貯水槽 原子炉格納容器底部注水系への注水	代 替 設 備	自 主 対 応 設 備	手 順 等
燃料取扱用水ピット ボンブ車による N.o. 3淡水タンク クランク 使用済燃料ピット ～～/往水等	ボンブ車による N.o. 3淡水タンク クランク 使用済燃料ピット ～～/往水等	多 重 性 記 載 手 順 書	ボンブ車による N.o. 3淡水タンク クランク 使用済燃料ピットへの往水手順	ボンブ車による N.o. 3淡水タンク クランク 使用済燃料ピットへの往水手順	代 替 設 備	自 主 対 応 設 備	ボンブ車による N.o. 3淡水タンク クランク 使用済燃料ピットへの往水手順
※1：大飯発電所「重大事故等対応における原子炉遮蔽の保全のための活動に関する所定」 ※2：「L.1.11 使用済燃料の搬出等のための手順等」にて記載する。 ※3：手順は「L.1.11 使用済燃料の搬出等のための手順等」にて記載する。 ※4：重大事故等対策における設備の分類 a：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備	※1：大飯発電所「重大事故等対応における原子炉遮蔽の保全のための活動に関する所定」 ※2：「L.1.11 使用済燃料の搬出等のための手順等」及び「L.1.7 原子炉遮蔽の内部構造のための手順等」にて記載する。 ※3：手順は「L.1.11 使用済燃料の搬出等のための手順等」にて記載する。 ※4：重大事故等対策における設備の分類 a：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備			※1：手順は「L.1.11 使用済燃料の搬出等のための手順等」にて記載する。 ※2：「L.1.11 使用済燃料の搬出等のための手順等」及び「L.1.7 原子炉遮蔽の内部構造のための手順等」にて記載する。			
※1：手順は「L.1.11 使用済燃料の搬出等のための手順等」にて記載する。 ※2：本条文【解説】(b)項を満足するための代替供給水源（代替）	※1：手順は「L.1.11 使用済燃料の搬出等のための手順等」にて記載する。 ※2：本条文【解説】(b)項を満足するための代替供給水源（代替）			※1：手順は「L.1.11 使用済燃料の搬出等のための手順等」及び「L.1.7 原子炉遮蔽の内部構造のための手順等」にて記載する。			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

【大阪】
記載方針の相違
(女川審査実績の反映)
・泊は、水源ごとに
対応手段及び設備を整理。

対応手段、対処設備及び手順書一覧(6/11)

分類	機器喪失を想定する 設計系準手順対応信頼	対応手段	対応設備	手順等
淡水タンクを水源とした対応	○ 大容量送水ポンプによる淡水（タイプ1）	淡水タンク ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 ろ過水系配管・常 給排水系統設備配管・常 燃料補給設備 ■ 1	自 主 対 応 設 備	重大事故等対応手順書 「大容量送水ポンプによる淡水」
	○ 原子炉内水槽 サブレッショントエンパ クション	淡水タンク 原庄代替水系（可燃型）（大容量送水ポンプ （タイプ1））、ホース延長回収車、ホース・注 水用ヘッド・接続口等	自 主 対 応 設 備	手順は「L.4 原子炉内水槽 耐圧力バウンダリ低圧時に電気用原庄伊を冷却する ための手順等」及び 「L.8 原子炉格納容器下部の溶融芯心を冷却する ための手順等」にて整備する。
	○ 原子炉内水槽 内水槽用 器具	淡水タンク 原子炉格納容器代替スフレイ冷却系（可燃 型）（大容量送水ポンプ（タイプ1）、ホース 延長回収車、ホース・注水用ヘッド・接続口 等）	自 主 対 応 設 備	手順は「L.0 原子炉格納 容器内の冷却等のための 手順等」にて整備する。
	○ 原子炉内水槽 内水槽用 器具	淡水タンク 原子炉内水槽 ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 ろ過水系配管・常 給排水系統設備配管・常 燃料補給設備 ■ 1	自 主 対 応 設 備	手順は「L.5 最終ヒート シングルへ熱を輸送するた めの手順等」及び「L.7 原子炉格納容器下部の凝 固を防止するための手順 等」にて整備する。
海水循環タンク	○ 原子炉内水槽 内水槽用 器具	淡水タンク 原子炉格納容器下部注水系（可燃型）（大容量 送水ポンプ（タイプ1））、ホース延長回収車、 ホース・注水用ヘッド・接続口等	自 主 対 応 設 備	手順は「L.8 原子炉格納 容器下部の凝固熱を冷 却するための手順等」に て整備する。
	○ 原子炉内水槽 内水槽用 器具	淡水タンク 原子炉格納容器底循水系（可燃型）（大容量 送水ポンプ（タイプ1））、ホース延長回収車、 ホース・注水用ヘッド・接続口等	自 主 対 応 設 備	手順は「L.10 水漏爆発 による原子炉建屋等の損 傷を防止するための手順 等」にて整備する。

※1：手順は「L.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
※2：本文文【解説】16項を対応するための代替品を記載（指摘）

対応手段、対処設備、手順書一覧(7/17)

分類	機器喪失を想定する 設計系準手順対応信頼	対応手段	該当分 類	常備する手順書	手順書の分類
海水循環ポンプ	○ 原子炉内水槽 内水槽用 器具	海水循環ポンプ ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 ろ過水系配管・常 給排水系統設備配管・常 燃料補給設備 ■ 1	自 主 対 応 設 備	手順は「L.2 原子炉内水槽 内水槽用ポンプ等 ホース延長・回収車（送水用） 燃料補給設備 ■ 1	自 主 対 応 設 備
海水循環ポンプ	○ 原子炉内水槽 内水槽用 器具	海水循環ポンプ ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 ろ過水系配管・常 給排水系統設備配管・常 燃料補給設備 ■ 1	自 主 対 応 設 備	手順は「L.2 原子炉内水槽 内水槽用ポンプ等 ホース延長・回収車（送水用） 燃料補給設備 ■ 1	自 主 対 応 設 備
海水循環ポンプ	○ 原子炉内水槽 内水槽用 器具	海水循環ポンプ ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 ろ過水系配管・常 給排水系統設備配管・常 燃料補給設備 ■ 1	自 主 対 応 設 備	手順は「L.2 原子炉内水槽 内水槽用ポンプ等 ホース延長・回収車（送水用） 燃料補給設備 ■ 1	自 主 対 応 設 備
海水循環ポンプ	○ 原子炉内水槽 内水槽用 器具	海水循環ポンプ ホース延長回収車 ホース・注水用ヘッド・接続口 ろ過水系配管・常 給排水系統設備配管・常 燃料補給設備 ■ 1	自 主 対 応 設 備	手順は「L.2 原子炉内水槽 内水槽用ポンプ等 ホース延長・回収車（送水用） 燃料補給設備 ■ 1	自 主 対 応 設 備

*1：手順は「L.10 海水漏出対策に関する手順等」にて整備する。
*2：重大事故等対応において用いる設備の分類
a：既開発済みに適合する重大事故対応設備 b：新規に適合する重大事故対応設備 c：自主的対応として整備する重大事故対応設備

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1.13.4表より抜粋して掲載

(枯渇又は被封)	ポンプ軸による N o. 2送水タンクから使用燃料 ビッケルへの注水 ^a	N o. 2送水タンク	ポンプ軸による N o. 2送水タンクから使用燃料ビッ トへの注水手順 ^b	S A済用 ^c
----------	---	-------------	--	--------------------

*1:「大飯発電所 重大事故等発生時に係る原子炉監視の体制」に該当する手順

*2:「ドライ発電機の冷却水供給手順」

*3:「ドライ発電機の冷却水供給手順」に該当する手順

*4:送水系の燃料精査に使用する計測器のものである。手順は「L6 級子午線炉内内の抜粋等のための手順等」にて該当する。

*5:重大事故等対応に該当する設備のうち

a:当該条文に適合する重大事故等対応設備 b:37 条に適合する重大事故等対応設備 c:自主的対策として整備する重大事故等対応設備

対応手段、対応設備及び手順書一覧(7/11)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事後対応設備	対応手段	対応設備	手順等
淡水タンクを水源とした対応	使用燃料貯蔵槽ブリールへの注水 ^d による ポンプ軸による ポンプ車	淡水タンクを水源とした対応	燃料ブール代替注水系（常設配管）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等） 燃料ブール代替注水系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド等） 燃料ブールスプレイ系（常設配管）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド、スプレイノズル等） 燃料ブールスプレイ系（可搬型）（大容量送水ポンプ（タイプI）、ホース延長回収車、ホース・注水用ヘッド、スプレイノズル等）	手順は「L.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて該当する。
海水貯蔵タンクを水源とした対応	使用燃料貯蔵槽ブリールへの注水 ^d による ポンプ軸による ポンプ車	海水貯蔵タンクを水源とした対応	淡水タンク 大型化学高圧放水車 化学消防自動車 ホース・接続口 石墨水系配管・半 燃焼水系配管・半 燃焼水系配管化系配管・半 燃料ブール冷却浄化系配管・半 スプレイノズル 使用済燃料ブール	手順は「L.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて該当する。
海水貯蔵タンクを水源とした対応	海水貯蔵タンクをブレッシングチャンバーによる送水 ^e	海水貯蔵タンクを水源とした対応	大容量送水ポンプ（タイプI） ホース延長回収車 貯留槽 取水口 取水路 海水ポンプ室 ホース・注水用ヘッダ・接続口 燃料補給設備 ※1	重大事故等対応手順書 「大容量送水ポンプによる送水」
海水貯蔵タンクを水源とした対応	海水貯蔵タンクを水源とした送水 ^e	海水貯蔵タンクを水源とした送水 ^e	大容量送水ポンプ（タイプI） 大容量送水ポンプ（タイプII） ホース延長回収車 貯留槽 取水口 取水路 海水ポンプ室 ホース・接続口 燃料補給設備 ※1	重大事故等対応手順書 「大容量送水ポンプによる送水」

*1:手順は「L.14 電源の確保に関する手順等」にて該当する。

*2:本条文【解釈】1b)項を満足するための代替淡水膜(措置)

【大飯との比較対象箇所を青枠で示す。】

対応手段、対応設備、手順書一覧(8/17)

立場	機能喪失を想定する 設計基準事後対応設備	対応手段	対応設備	手順書 分類	差異する手順書	手順書の分類
淡水タンクを水源とした対応	燃料取扱用ポンプ	手動 操作 内部の 冷却	海水ポンプ 大型逆流海水ポンプ 可搬型ホース・接続口 ホース延長回収車（送水専用） 燃料補給設備※1	手順は「L.6 女川2号炉内炉内冷却等のための手順等」にて該当する。		
海水貯蔵槽とした対応	海水貯蔵槽 内側の 冷却	手動 操作 海水貯蔵槽 内側の 冷却	海水ポンプ 大型逆流海水ポンプ 可搬型ホース・接続口 ホース延長回収車（送水専用） 燃料補給設備※1	手順は「L.6 女川2号炉内炉内冷却等のための手順等」及び「L.7 女川2号炉内炉内冷却等のための手順等」にて該当する。		
海水貯蔵タンクを水源とした対応	海水貯蔵タンク 内側の 冷却	手動 操作 海水貯蔵タンク 内側の 冷却	海水ポンプ 大型逆流海水ポンプ 可搬型ホース・接続口 ホース延長回収車（送水専用） 燃料補給設備※1	手順は「L.8 女川2号炉内炉内冷却等のための手順等」にて該当する。		
海水貯蔵タンクを水源とした対応	海水貯蔵タンクを 水源とした 送水	手動 操作 海水貯蔵タンクを 水源とした 送水	海水ポンプ 大型逆流海水ポンプ 可搬型ホース・接続口 ホース延長回収車（送水専用） 燃料補給設備※1	手順は「L.11 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための手順等」にて該当する。		

*1:手順は「L.14 電源の確保に関する手順等」にて該当する。

*2:重大事故等対応において用いる設備の分類

*3:当該条文に適合する重大事故等対応設備 b:当該条文に適合する重大事故等対応設備 c:日本の規則として整備する重大事故等対応設備

【大飯】
記載方針の相違
(女川審査実績の反映)
・泊は、水源ごとに
対応手段及び設備を整理。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1.13.4表より抜粋して掲載

1次系純水タンク から地井底燃料 ビットへの 注水 ^{a2}	1次系純水タンク	1次系純水タンクから地井底燃料 ビットへの 注水 ^{a2}
--	----------	--

No.3沸水 タングラム 使用済み燃料ビット への注水 ^{a3}	No.3沸水タンク	使用済み燃料ビットの 燃焼炉の対応手順 と No.3沸水タンク
--	-----------	--

※1：「大飯発電所 重大事故等発生時ににおける原子炉遮蔽の安全のための活動に関する所定」

※2：デーゼル発電機等に上り起動する。

※3：手順は「L11 使用済み燃料ビットの燃焼炉のための手順等」にて整備する。

※4：「重大事故等対策における用いる設備の分類」である。手順は「L8 原子炉遮蔽各部内の冷却等のための手順等」にて整備する。

※5：当該条文に適合する重大事故等対応設備 e：自主的対策として整備する重大事故等対応設備

第1.13.1表より抜粋して掲載

蒸気又は液圧 代用主給水ポンプ	海水ビット から地井底 タンクへの 水路切替	海水タンク	海水タンク から地井底 タンクへの 水路主給水ポンプ	蒸気発生器2次側に よる水位のため の水路を確保する手 順等	炉心の蒸し出損及 び堆積物遮蔽を防 止する運転手順等
--------------------	---------------------------------	-------	-------------------------------------	---	----------------------------------

※1：「大飯発電所 重大事故等発生時ににおける原子炉遮蔽の安全のための活動に関する所定」

※2：デーゼル発電機等により起動する。

※3：手順は「L11 使用済み燃料ビットの燃焼炉のための手順等」にて整備する。

※4：「重大事故等対策における用いる設備の分類」である。手順は「L8 原子炉遮蔽各部内の冷却等のための手順等」にて整備する。

※5：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：汎用に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備

泊3号炉との比較対象なし

【大飯との比較対象箇所を青枠で示す。】

対応手段、対応設備、手順書一覧 (9/17)

分類	機能別共通検討する 対応手順と対応設備	対応手段	該当箇所	整備する手順書	手順書の分類
1 主 因 と 固 結 した 対 応 手 段	—	1次系純水タンク 1次系純水ポンプ	手順は「L11 使用済み燃料ビットの燃焼炉のための手順等」にて整備する。	手順は「L11 使用済み燃料ビットの燃焼炉のための手順等」にて整備する。	手順書
2 主 因 と 固 結 した 対 応 手 段	—	海水タンク 海水主給水ポンプ 海水ポンプ	手順は「L11 使用済み燃料ビットの燃焼炉のための手順等」にて整備する。	手順は「L11 使用済み燃料ビットの燃焼炉のための手順等」にて整備する。	手順書
3 主 因 と 固 結 した 対 応 手 段	海水 タンク 海水 ポン プ	海水タンク 海水主給水ポンプ 海水ポンプ	手順は「L2 原子炉遮蔽各部のパウンドを減圧するための手順等」にて整備する。	手順は「L2 原子炉遮蔽各部のパウンドを減圧するための手順等」にて整備する。	手順書
4 主 因 と 固 結 した 対 応 手 段	海水 タンク 海水 ポン プ	海水タンク 海水主給水ポンプ 海水ポンプ	手順は「L3 原子炉遮蔽各部のパウンドを減圧するための手順等」にて整備する。	手順は「L3 原子炉遮蔽各部のパウンドを減圧するための手順等」にて整備する。	手順書
5 主 因 と 固 結 した 対 応 手 段	海水 タンク 海水 ポン プ	海水タンク 海水主給水ポンプ 海水ポンプ	手順は「L4 原子炉遮蔽各部のパウンドを減圧するための手順等」にて整備する。	手順は「L4 原子炉遮蔽各部のパウンドを減圧するための手順等」にて整備する。	手順書

*1：重大事故等対策における用いる設備の分類
a：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：汎用に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備

自發電所 3号炉 技術的能力 比較表

色：女川2号炉の記載のうち、WR固有の設備や対応手段であり、3号炉と比較対象とならない記載

文字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
音字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
二字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

第1.13.2表(1/2)より抜粋して掲載

		ひ格被布高吸田を むとする地種子耕
		S A 衍連 ^④
	微生物活用 ビントから 培養 水素切替 ^④	用了中止の時 への注水ポンプを 木製を確保す るための手帳
	燃料改質用水 燃科改質器 重油タンク ^④	可燃性や揮発性 注水ポンプを用 いた代替物が注 水に上り易いが を活用する手帳
	タンクローリー ^④	
	軽油レフム ^④	

※1 「大阪労働局 重大事故等発生時ににおける原子炉施設の保全のための活動に関する所

特2：ディーゼル発電機等に上り船団する。

第33：子期は「L4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手段等」にて教訓する。
第34：発電用原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手段等

電船式非常用発電装置の名前不規則で「船内発電機」や「船外発電機」といっては、1114 電源の確保に要する手順等、どこで船内（回転式）代替航行用ポンプ用）の燃料消耗に使用する。手順は「1.6 手子供格納容器内の油封管のた

1996 本市の標準地価に使用する貯蔵用のものである。千種等 1.5 墓石價格の算出が容易となるため手順等にて備考する。

¹⁷ 本件は、後述する「東京の政治小説」のうち、最も注目されるべきものである。

b: 三輪車又に適合する重大事故等対応装置 b: 87.6%に適合する重大事故等対応装置 c: 85.4%に適合する重大事故等対応装置

封店手段，封如設備及《手順書一覽》(8/11)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事象対応設備	対応手段	対応設備	手順等
海水貯蔵タンク サブレッシュ・チャンバ	原子 炉の 冷却 系水 槽内 耐圧 容器 圧力 容器 水底 圧	軽圧代替送水系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回取車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等)		手順は「1.4 原子炉冷却系圧力パウダーリ低圧時に緊急用原水ポンプを加熱するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器底部の溶融堆心を冷却するための手順等」にて整備する。
	原子炉格納容器底部内の冷却	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回取車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等)		手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて整備する。
海水貯蔵タンク 復水装置	原子 炉の 冷却 系水 槽内 耐圧 容器 圧力 容器 水底 部へ	原子炉格納容器下部圧水系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回取車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等) 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回取車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等)	重大 事 故 等 対 応 施 設 備	手順は「1.8 原子炉格納容器下部の溶融堆心を冷却するための手順等」にて整備する。
	原子 炉の 冷却 系水 槽内 耐圧 容器 圧力 容器 水底 部へ	原子炉格納容器底部圧水系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回取車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等)	自 由 対 応 施 設 備	手順は「1.10 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための手順等」にて整備する。
—	原子 炉の 冷却 系水 槽内 耐圧 容器 圧力 容器 水底 部へ の注水	燃料ブール代替送水系(常設配管)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回取車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等) 燃料ブール代替送水系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回取車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等) 燃料ブールスプレイ系(常設配管)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回取車、ホース・注水用ヘッダ・接続口、スプレイノズル等) 燃料ブールスプレイ系(可搬型)(大容量送水ポンプ(タイプ1), ホース延長回取車、ホース・注水用ヘッダ・接続口等)	重 大 事 故 等 対 応 施 設 備	手順は「1.11 使用済機器冷却構造の冷却等のための手順等」にて整備する。
	使用済機器ブールへの注水 ／スプレイ			

※1：手順は「L-14. 電源の確保に関する手順等」にて概要する。
※2：本条文【解説】16)項を満足するための代替淡水藻（桔梗）

泊発電所 3 号炉 相違理由

対応手段、対処設備、手順書一覧 (10/17)

相違理由 【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

- ・泊は、水源ごとに対応手段及び設備を整理。
 - ・泊は流路及び給電に使用する設備を記載。

自發電所 3号炉 技術的能力 比較表

色：女川2号炉の記載のうち、WR固有の設備や対応手段であり、3号炉と比較対象とならない記載

文字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
記載箇所: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
記載表現: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

相違理由

第1.13.2表(2/2) より抜粋して掲載

大事故 対応方針	が心の新しい相談が 生まれた場合に 対応する要領・手順書	
	S/A手順 ^①	a.b
燃料取扱機本 ピットから 荷木への 本製切替 ^②	可燃式代替瓦斯注入ポンプ 電動車(可燃式代替瓦斯注入ポンプ用) 既設瓦斯水槽 送牟斗車 燃料油貯蔵タンク ^③ 重油タンク ^④ タンクローリー ^⑤ 軽油ドライ缶 ^⑥	新規開拓地本のため の水路を確保する手 程 可燃式代替瓦斯注入ポンプによる床溝容 積スプレーの手順

①「家庭教育、重大事故等による障害に対する子の障害の保護のための措置に関する法律」
②「デリケート・エイジ・マニピュレーションによる子の虐待」
③「児童虐待の防止に関する法律(児童虐待の防止のための手帳)」に該当する
④「児童虐待の防止に関する法律(児童虐待の防止のための手帳)」に該当する
⑤「家庭内暴力の防止に関する法律(家庭内暴力の防止のための手帳)」にて整備する。
⑥「家庭内暴力の防止に関する法律(家庭内暴力の防止のための手帳)」にて整備する。
⑦「家庭内暴力の防止に関する法律(家庭内暴力の防止のための手帳)」にて整備する。
⑧「重大事故等による障害に対する子の障害の保護のための措置に関する法律」
a: 当該法律に適合する重大事故等に対する対応策
b: 重大事故等による障害に対する対応策
c: 自由の対応としてして整備する重大事故等に対する対応策

第 1. 13. 4 表より抜粋して掲載

雨水小口 梶田燃料ボット への注水	送水車	重 対応 等	a,b	送水市に上る梶田用 燃料ボットへの注水 手順
	軽油ドラム缶			

質) ① 大陸資源開拓、小島資源開拓に当たる種子手帳設計の企画ための活動に関する質問
② ディーザル発電機の運転に関する質問
③ 質問) 1.11 水素燃焼熱電炉の冷却塔のための手順等について整備する。
④ 降水時の燃料補給に使用する機器のものである。手順は「H2 燃料槽燃焼熱電炉の冷却塔等のための手順等」にて整備する。
⑤ 重大事態等対応規則における用語の分類
a) 黒川第一原子力発電所の主要な事故事例等を列記せよ c) 在主の対策として想定する重大な事故等が想定設置

【比較のため、1.13-1 表 (8/11) を再掲】

対応手段、対処設備及び手順書一覧(8/11)

【比較のため、1-13-1表（9/11）より抜粋して掲載】

対応手段、対処設備及び手順書一覧(9/11)

分類	構造要素を想定する 設計基準事例(対象設備)	対応手段	対応設備	手順等	
				重大事 件改 善事 件の 進捗	(注)
伊原 植木球 による 冷却水 漏洩	原子炉種冷却水系(原子炉種冷却水ポンプを含む)、(原子炉種冷却水ポンプ及び原子炉種冷却水ポンプ)	原子炉種冷却水系(原子炉種冷却水ポンプを含む)、(原子炉種冷却水ポンプ及び原子炉種冷却水ポンプ)	手順は「1.5 最終ヒートシングルへ熱を輸送するための手順等」にて整備す る。		

【大飯との比較対象箇所を青枠で示す。】

応手段、対処設備、手順書一覧 (11/17)

一覽 (11/17)

【大飯】

記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

- ・泊は、水源ごとに
対応手段及び設
備を整理。
 - ・泊は流路使用す
る設備を記載。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

第 1, 13, 5 表及び 6 表を再掲

第 1.13.5 表 重大事故等における対応手段と整備する手順
 (使用済燃料ビットからの大量の水の漏えい発生時の使用済燃料ビット又は原子炉周辺建屋(貯蔵槽内燃料体等)へのスプレイ及び

参考1：「大阪電気軌道 重大事故等発生時における解子作業脱の保全のための活動」に開示
参考2：手順は「1.1.1 使用酒器料飲食の危機等のための手順等」にて整備する。

※3：手順は「1.12 工場等外への放射性物質の搬出を防ぐための手順等」にて
※4：手順は「1.13 放射性物質の搬出を防ぐための手順等」にて

第4：大容量ポンプの燃料補給に使用する。手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて記述する。

第5：送水車の燃料補給に使用する貯藏用のものである。手順は「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」にて記述する。

④重大事故対策に用いる設備の分類

b：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b-37 品に適合する重大事故等対応設備 e：自主的対策として整備する重大事故等対応設備

第1.13.6表 重大事故等における対応手段と整備する手段 (格納容器及びアニュラス部への放水)

分類	機械本体を構成する設計基準事項別対応設備	対応手段	直結 分類 ¹⁴⁾	間接手順制御	手順の分類
格納庫等アニラル部への放水	大容量ポンプ（放水専用） 放水栓 燃料油貯蔵タンク ¹⁵⁾ 重油タンク ¹⁶⁾ タンクローリー ¹⁷⁾	重大事故等対処設備	8	放水栓・シートフェンスによる 活性化物質封鎖 初期手順	S/A手順 ¹⁸⁾

Q11 「大阪府知事 蓮大市政修業時に司るる頃、子供、姫路の場合は、ための行動に関する問題」
Q12 「平成11年12月、丁耕等が外への地政地税問題の取扱を相談するための面接等」にて相談する

392：子細は「L12 1基炉心への放射性物質の伝播を抑制するための子細等」にて費備する。
393：大容量ポンプの燃料給油に使用する。子細は「L6 原子炉格納容器内の冷却等のための子細等」にて費備する。

※4：重大事故等対策において用いる設備の分類
 a：当該条文に適合する重大事故対策は該設備、b：対多く適合する重大事故対策の設備、c：自動的対策と干渉

a：当該本文に適合する重大事例等に対する対応策 b：37 条に適合する重大事例等に対する対応策 c：主旨的対策として整備する重大事例等に対する対応策

対応手段、対処設備及び手順書一覧(9/11)

分類	機能喪失を想定する設計基準事象対応設備	対応手段	対応設備	手順等
	原子炉冷却却水系(原子炉冷却却水ポンプ及び原子炉冷却却水系ポンプ)	原子炉冷却却水系(原子炉冷却却水ポンプ及び原子炉冷却却水ポンプ)		手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて記載する。
	最終ヒートシンク(海への)代用搬送	原子炉冷却却水系(大容量送水ポンプ(タイプI)、熱交換器ユニット、ホース延長回収車、ホース・除熱用ヘッド・接続口) 貯留槽 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃焼給水設備 ※ 1	重大事故対応設備	手順は「1.5 最終ヒートシンクへ熱を輸送するための手順等」にて記載する。
	大気への放射性物質遮蔽装置	大容量送水ポンプ(タイプII) ホース延長回収車 貯留槽 ホース 貯留槽 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃焼給水設備 ※ 1	重大事故放散等対応設備	手順は「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて記載する。
	前立膜危険燃料火災への	大容量送水ポンプ(タイプII) ホース延長回収車 貯留槽 荷物火薬削除合資機 ホース 貯留槽 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃焼給水設備 ※ 1	重大事故放散等対応設備	手順は「1.12 発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための手順等」にて記載する。
	ほう酸水注入系へのガラス酸水注入系	ほう酸水注入系の吸込ランク ほう酸水注入系(ほう酸水注入ポンプ)	重大事故放散等対応設備	手順は「1.1 緊急停止失敗時での発電所が安全運転界隈に至るための手順等」、「1.2 原子炉冷却却水圧力カウンタ(真直計)による原子炉ポンプを冷却却するための手順等」及び「1.8 原子炉冷却却水底部の溶融物を冷却却するための手順等」にて記載する。

※上：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて記載する。

※2：本条文【解説】16)項を満足するための代替洗水源（排水）

1.13-401

色：女川2号炉の記載のうち、WR固有の設備や対応手段であり、3号炉と比較対象とならない記載

相違字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
相違字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
相違字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉

【大飯との比較対象箇所を青枠で示す。】

相違理由

【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の 反映)

- ・泊は、水源ごとに
対応手段及び設
備を整理。
 - ・泊は流路使用す
る設備を記載。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

第1.13.3表を再掲

第1.13.3表 重大事故等における対応手段と整備する手順
(格納容器再循環サンプルを水源とした再循環運転)

分類	機組喪失を認めたう る設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備 分解 分類 ^a	整備する手順書	手順の分類
格 納 容 器 再 循 環 運 転	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	再循環 運転	格納容器再循環サンプル ポンプ	a,b	真口注入ポンプを用 いた再循環運転によ り原子炉を冷却する手順	重心の著しい損傷 及び格納容器破損を 防ぐための手順書
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器 及び 真口注入ポンプ	代井所用場 運転 ^b	格納容器再循環サンプル ポンプ	a,b	A格納容器スプレイ ポンプを用いた代替 再循環運転により原 子炉を冷却する手順	重心の著しい損傷 及び格納容器破損を 防ぐための手順書
	全交流動力遮断 又は 原子炉制御冷却水系	代井所用場 運転 ^b	格納容器再循環サンプル ポンプ	a,b	B真口注入ポンプ (海水冷却) を用い た代替再循環運転に よる原子炉を冷却す る手順	重心の著しい損傷 及び格納容器破損を 防ぐための手順書
重 量 水 源 と し た 再 循 環 運 転	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	代井所用場 運転 ^b	大容器ポンプ	S,A所適用	大容器ポンプによる 原子炉内冷却水供 給水の手順 空冷式水素消火装置 遮断時補給水の手順	重心の著しい損傷 及び格納容器破損を 防ぐための手順書
	燃焼炉防護タンク ^{c,d}					
	重油タンク ^{e,f}					
	タンクローリー ^{e,f}					
	格納容器再循環サンプル ポンプ					
	格納容器再循環サンプル ポンプ					
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器					
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器					
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器					
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器					

*61 :「大阪府地裁 第一大事案等民事事件における原子炉場所の保全のための手順」に関する所定

*62 : ディーゼル発電機等により給電する。

*63 : 手順は「L4 原子炉冷却ポンプ(カバウンドリポンプ)に緊急電源原子炉を冷却するための手順等」にて記載する。

*64 : 他の機器の故障等による緊急電源原子炉手順等については、「L4 電源の遮断に関する手順等」にて記載する。

*65 : 余熱除去ポンプの燃料機能に使用する手順は「L6 原子炉制御冷却水系の冷却水循環」にて記載する。

*66 : 重大事故等対応手順に用いる設備のうち、A:当該条文に適合する重大事故等対応設備 b:当該条に適合する重大事故等対応設備 c:当該条文に適合する重大事故等対応設備 d:当該条に適合する重大事故等対応設備 e:当該条に適合する重大事故等対応設備 f:当該条に適合する重大事故等対応設備

泊3号炉との比較対象なし

対応手段、対応設備、手順書一覧 (13/17)

分類	機組喪失を認めたう る設計基準事故対応設備	対応手段	対応設備	設備 分解 分類 ^a	整備する手順書	手順書の分類	
他 格 納 容 器 再 循 環 運 転	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器		格納容器再循環サンプル ポンプ	-	格納容器再循環サンプル ポンプ	重 大 事 故 等 対 応 設 備	
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器				余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	重 大 事 故 等 対 応 設 備	
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器					余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	重 大 事 故 等 対 応 設 備
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器					余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	重 大 事 故 等 対 応 設 備
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器					余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	重 大 事 故 等 対 応 設 備
重 量 水 源 と し た 再 循 環 運 転	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器		余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	-	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	重 大 事 故 等 対 応 設 備	
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器				余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	重 大 事 故 等 対 応 設 備	
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器					余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	重 大 事 故 等 対 応 設 備
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器					余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	重 大 事 故 等 対 応 設 備
	余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器					余熱除去ポンプ 又は 余熱除去冷却器	重 大 事 故 等 対 応 設 備

*71 : 小網山「1.11 流出の発生に伴う手順等」にて記載する。

*72 : 重大事故等対応手順において用いる設備の分類

a : 係掛本文に適合する重大事故等対応設備 b:当該条に適合する重大事故等対応設備 c:当該条に適合する重大事故等対応設備

d : 係掛本文に適合する重大事故等対応設備 e:当該条に適合する重大事故等対応設備 f:当該条に適合する重大事故等対応設備

【大阪】
記載方針の相違
(女川審査実績の反映)
・泊は、水源ごとに
対応手段及び設
備を整理。

發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

色：女川2号炉の記載のうち、
WR固有の設備や対応手段であり、
3号炉と比較対象とならない記載

示字	設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
音字	記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
象字	記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

第 1, 13, 2 表を抜粋して再掲

対応手段、対処設備及び手順書一覧(10/11)

分類	機能喪失を想定する 設計基準事例対応設備	対応手段	初期設備	手順等
復水貯蔵タンク	大火量送込ポンプ(タイプ1)	重大事故等対応策 「復水貯蔵タンクから復水貯蔵タンクへの補給」		
火災時の水の供給	ホース延長回収車			
火災時の水の供給	ホース・注水用ヘッド・接続口 補給水系配管・弁			
火災時の水の供給	消防栓給水設備 ※1			
復水貯蔵タンク	大火量送込ポンプ(タイプ1)	重大事故等対応策 「復水貯蔵タンクから復水貯蔵タンクへの補給」		
火災時の水の供給	ホース延長回収車			
火災時の水の供給	ホース・注水用ヘッド・接続口 ろ過水タップ 原水タンク 補給水系配管・弁 ろ過水系配管・弁 給排水気泡消音装置配管・弁 燃料補給設備 ※1	自生対策設備	重大事故等対応策 「復水タンクから復水貯蔵タンクへの補給」	
復水貯蔵タンク	大火量送込ポンプ(タイプ1)	重大事故等対応策 「復水貯蔵タンクから復水貯蔵タンクへの補給」		
火災時の水の供給	ホース延長回収車			
火災時の水の供給	ホース・注水用ヘッド・接続口 補給水系配管・弁 切削锯 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※1	重大事故等対応策 「高から復水貯蔵タンクへの補給」		
復水貯蔵タンク	大火量送込ポンプ(タイプ1)	重大事故等対応策 「高から復水貯蔵タンクへの補給」		
火災時の水の供給	ホース延長回収車			
火災時の水の供給	ホース・注水用ヘッド・接続口 補給水系配管・弁 切削锯 取水口 取水路 海水ポンプ室 燃料補給設備 ※1	自生対策設備	重大事故等対応策 「高から復水貯蔵タンクへの補給」	
復水貯蔵タンク	化学消防自動車	重大事故等対応策 「耐震性防火構造から復水貯蔵タンクへの補給」		
火災時の水の供給	ホース			
火災時の水の供給	耐震性防火構造			

表1：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。

表2：本条文【解説】1b)項を満足するための代替淡水源（措置）

泊発電所 3号炉

手段、対処設備、手順書一覧 (14/17)

（1）手順は「1.16 電源の確保に囲む手順等」にて熟習する。
（2）各手順を順次実行して、用いた機器を合算

（二） 康大標等著者等において、和から英語の分類
　　該著文に適合する標準改修版の改訂版

相違理由

【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)

- ・泊は、水源ごとに対応手段及び設備を整理。
 - ・泊は流路に使用する設備を記載。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

色：女川2号炉の記載のうち、WR固有の設備や対応手段であり、3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																
第1.13.1表を抜粋して再掲			【大飯との比較対象箇所を青枠で示す。】																																																
対応手段、対処設備、手順書一覧 (16/17)			【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映) ・泊は、水源ごとに 対応手段及び設 備を整理。 ・泊は、流域に使 用する設備を記 載。																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分析</th><th>機能喪失を想定した設計基準対応設備</th><th>対応手段</th><th>対処設備</th><th>設備 日付</th><th>警報する手順書</th><th>手順書の分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海水を用いた 海水ピットへの補給 するための 対応手段</td><td>海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述^a</td><td>止水率 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述^b</td><td>海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述^c</td><td>自 主 対 応 措 置</td><td>余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等</td><td>船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書</td></tr> <tr> <td>No.3海水 タンクから復 水ピットへの 補給</td><td>No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給</td><td>No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給</td><td>自 主 対 応 措 置</td><td>余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等</td><td>船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書</td></tr> <tr> <td colspan="3">泊3号炉との比較対象なし</td><td>【泊3号炉との比較対象なし】</td></tr> <tr> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析</th><th>機能喪失を想定した設計基準対応設備</th><th>対応手段</th><th>対処設備</th><th>設備 日付</th><th>警報する手順書</th><th>手順書の分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海水を用いた 海水ピットへの 補給 するための 対応手段</td><td>海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述^a</td><td>止水率 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述^b</td><td>海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述^c</td><td>自 主 対 応 措 置</td><td>余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等</td><td>船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書</td></tr> <tr> <td>No.3海水 タンクから復 水ピットへの 補給</td><td>No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給</td><td>No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給</td><td>自 主 対 応 措 置</td><td>余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等</td><td>船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書</td></tr> <tr> <td colspan="3">※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の健全化のための活動に関する所定」 ※2：ディーゼル発電機等により給油する。 ※3：海水を用いた海水ピットへの海水補給のための手順等にて整備する。 ※4：手順書「1.2 厚子炉冷却ポンプカーランダリ高圧給水に海水用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※5：「1.3 厚子炉冷却ポンプカーランダリ高圧給水に海水用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※6：「重大事故等発生時に用いる設備の分類」 a：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37 条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</td><td>【】：手順は「1.4 故障の発見と初期対応」にて掲載する。 ※2：重云体操等対応において用いる設備の分類 ※4：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</td></tr> </tbody> </table> </td><td colspan="2">【】：手順は「1.4 故障の発見と初期対応」にて掲載する。 ※2：重云体操等対応において用いる設備の分類 ※4：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</td></tr> </tbody> </table>	分析	機能喪失を想定した設計基準対応設備	対応手段	対処設備	設備 日付	警報する手順書	手順書の分類	海水を用いた 海水ピットへの補給 するための 対応手段	海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^a	止水率 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^b	海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^c	自 主 対 応 措 置	余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等	船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書	No.3海水 タンクから復 水ピットへの 補給	No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給	No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給	自 主 対 応 措 置	余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等	船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書	泊3号炉との比較対象なし			【泊3号炉との比較対象なし】	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分析</th><th>機能喪失を想定した設計基準対応設備</th><th>対応手段</th><th>対処設備</th><th>設備 日付</th><th>警報する手順書</th><th>手順書の分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海水を用いた 海水ピットへの 補給 するための 対応手段</td><td>海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述^a</td><td>止水率 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述^b</td><td>海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述^c</td><td>自 主 対 応 措 置</td><td>余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等</td><td>船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書</td></tr> <tr> <td>No.3海水 タンクから復 水ピットへの 補給</td><td>No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給</td><td>No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給</td><td>自 主 対 応 措 置</td><td>余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等</td><td>船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書</td></tr> <tr> <td colspan="3">※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の健全化のための活動に関する所定」 ※2：ディーゼル発電機等により給油する。 ※3：海水を用いた海水ピットへの海水補給のための手順等にて整備する。 ※4：手順書「1.2 厚子炉冷却ポンプカーランダリ高圧給水に海水用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※5：「1.3 厚子炉冷却ポンプカーランダリ高圧給水に海水用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※6：「重大事故等発生時に用いる設備の分類」 a：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37 条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</td><td>【】：手順は「1.4 故障の発見と初期対応」にて掲載する。 ※2：重云体操等対応において用いる設備の分類 ※4：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</td></tr> </tbody> </table>	分析	機能喪失を想定した設計基準対応設備	対応手段	対処設備	設備 日付	警報する手順書	手順書の分類	海水を用いた 海水ピットへの 補給 するための 対応手段	海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^a	止水率 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^b	海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^c	自 主 対 応 措 置	余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等	船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書	No.3海水 タンクから復 水ピットへの 補給	No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給	No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給	自 主 対 応 措 置	余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等	船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書	※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の健全化のための活動に関する所定」 ※2：ディーゼル発電機等により給油する。 ※3：海水を用いた海水ピットへの海水補給のための手順等にて整備する。 ※4：手順書「1.2 厚子炉冷却ポンプカーランダリ高圧給水に海水用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※5：「1.3 厚子炉冷却ポンプカーランダリ高圧給水に海水用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※6：「重大事故等発生時に用いる設備の分類」 a：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37 条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備			【】：手順は「1.4 故障の発見と初期対応」にて掲載する。 ※2：重云体操等対応において用いる設備の分類 ※4：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備	【】：手順は「1.4 故障の発見と初期対応」にて掲載する。 ※2：重云体操等対応において用いる設備の分類 ※4：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備	
分析	機能喪失を想定した設計基準対応設備	対応手段	対処設備	設備 日付	警報する手順書	手順書の分類																																													
海水を用いた 海水ピットへの補給 するための 対応手段	海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^a	止水率 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^b	海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^c	自 主 対 応 措 置	余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等	船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書																																													
	No.3海水 タンクから復 水ピットへの 補給	No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給	No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給	自 主 対 応 措 置	余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等	船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書																																													
泊3号炉との比較対象なし			【泊3号炉との比較対象なし】																																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>分析</th><th>機能喪失を想定した設計基準対応設備</th><th>対応手段</th><th>対処設備</th><th>設備 日付</th><th>警報する手順書</th><th>手順書の分類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">海水を用いた 海水ピットへの 補給 するための 対応手段</td><td>海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述^a</td><td>止水率 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述^b</td><td>海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述^c</td><td>自 主 対 応 措 置</td><td>余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等</td><td>船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書</td></tr> <tr> <td>No.3海水 タンクから復 水ピットへの 補給</td><td>No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給</td><td>No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給</td><td>自 主 対 応 措 置</td><td>余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等</td><td>船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書</td></tr> <tr> <td colspan="3">※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の健全化のための活動に関する所定」 ※2：ディーゼル発電機等により給油する。 ※3：海水を用いた海水ピットへの海水補給のための手順等にて整備する。 ※4：手順書「1.2 厚子炉冷却ポンプカーランダリ高圧給水に海水用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※5：「1.3 厚子炉冷却ポンプカーランダリ高圧給水に海水用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※6：「重大事故等発生時に用いる設備の分類」 a：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37 条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</td><td>【】：手順は「1.4 故障の発見と初期対応」にて掲載する。 ※2：重云体操等対応において用いる設備の分類 ※4：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備</td></tr> </tbody> </table>	分析	機能喪失を想定した設計基準対応設備	対応手段	対処設備	設備 日付	警報する手順書	手順書の分類	海水を用いた 海水ピットへの 補給 するための 対応手段	海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^a	止水率 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^b	海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^c	自 主 対 応 措 置	余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等	船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書	No.3海水 タンクから復 水ピットへの 補給	No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給	No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給	自 主 対 応 措 置	余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等	船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書	※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の健全化のための活動に関する所定」 ※2：ディーゼル発電機等により給油する。 ※3：海水を用いた海水ピットへの海水補給のための手順等にて整備する。 ※4：手順書「1.2 厚子炉冷却ポンプカーランダリ高圧給水に海水用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※5：「1.3 厚子炉冷却ポンプカーランダリ高圧給水に海水用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※6：「重大事故等発生時に用いる設備の分類」 a：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37 条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備			【】：手順は「1.4 故障の発見と初期対応」にて掲載する。 ※2：重云体操等対応において用いる設備の分類 ※4：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備	【】：手順は「1.4 故障の発見と初期対応」にて掲載する。 ※2：重云体操等対応において用いる設備の分類 ※4：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備																										
分析	機能喪失を想定した設計基準対応設備	対応手段	対処設備	設備 日付	警報する手順書	手順書の分類																																													
海水を用いた 海水ピットへの 補給 するための 対応手段	海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^a	止水率 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^b	海水ピット 海水ピット への補給 海水を用いた海水ピットへの補給のための手順 S.A.所述 ^c	自 主 対 応 措 置	余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等	船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書																																													
	No.3海水 タンクから復 水ピットへの 補給	No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給	No.3海水タンク 海水を用いた 海水ピットへの 補給	自 主 対 応 措 置	余熱除去設備の異常発 生における対応手順書 余熱用原子炉の冷却を維持する手順書等	船舶及び設計基準事故に對応する船舶手順書 ④心の新しい船舶及び原子炉施設若船員を防止する船舶手順書																																													
※1：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の健全化のための活動に関する所定」 ※2：ディーゼル発電機等により給油する。 ※3：海水を用いた海水ピットへの海水補給のための手順等にて整備する。 ※4：手順書「1.2 厚子炉冷却ポンプカーランダリ高圧給水に海水用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※5：「1.3 厚子炉冷却ポンプカーランダリ高圧給水に海水用原子炉を冷却するための手順等」にて整備する。 ※6：「重大事故等発生時に用いる設備の分類」 a：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37 条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備			【】：手順は「1.4 故障の発見と初期対応」にて掲載する。 ※2：重云体操等対応において用いる設備の分類 ※4：当該条文に適合する重大事故等対応設備 b：37条に適合する重大事故等対応設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対応設備																																																

自發電所 3号炉 技術的能力 比較表

色：女川 2 号炉の記載のうち、
WR 固有の設備や対応手段であり、
3 号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

第1, 13, 2表(1/2)より抜粋して掲載

様取用形水ピット (枯れ泥は被膜)	滲水ピット 但専代替田注本ボンブ 大てんポン ²² 空冷式非常用発電機 ²³ 配管的温シタ ²⁴ 燃料油 ²⁵ 重油シタ ²⁶ タンクローリー ²⁷	■ 重大事	原子炉压力容器 ハリ生産ため の原水を確保する ための手順
----------------------	---	----------	--

【例】「人気版画屋へ長崎で暮す時における匠の手腕の高さ」の問題に關する所論

①デイー安藤要蔵による考究

手稿は、1.4 号から 1.6 号までである。手稿内に現用版画屋を記すための手稿にて、暫く断筆する。

②電通（10）号及び電通（日本）ノベルの資料利用による考究

手稿は、1.5 号から 1.6 号までである。手稿内に現用版画屋を記すための手稿にて、暫く断筆する。

③近藤（10）号及び電通（日本）ノベルの資料利用による考究

手稿は、1.5 号から 1.6 号までである。手稿内に現用版画屋を記すための手稿にて、暫く断筆する。

a: 当該文と連絡する直近の資料を対照

b: 37 号に合致する「長崎で暮す」等の表現

c: 主觀的立場として想定する大争戦等に対する

第 1.13.2 表(2/2)より抜粋して掲載

	雨水ピット			
	恒設代修床下注水ポンプ			
	空冷式非常用発電装置 ^④			
	燃料油貯蔵タンク ^⑤			
	蓄電タンク ^⑥			
	タンクローリー ^⑦			
燃料油貯蔵タンク のための外壁 フレーム	燃料取扱油温 計 ^⑧	恒設代修床下注水ポンプ	雨水ピット	格納庫内注水 ^⑨ のため の木枠を保有する手 順
燃料取扱用雨水ピット 「私道」又は「公道」	雨水ピット出入口配管 接続の手順	空冷式非常用発電装置 貯熱機能の手順		

第 1.13.2 表(1/2)より抜粋して掲載

		<p>燃料取扱用水 ピット水^① 1次系純水 タンク及び ほう酸タンク への通路切替</p>	<p>I次系純水タンク I次系粗給水ポンプ^② ほう酸タンク ほう酸ポンプ^③ 充電式ポンプ^④</p>	<p>多様性用閥門</p>	<p>原子炉主力ポンプ への通路のため の多様性用閥門 なるものと想定</p>	<p>軽いのを著しい増加及 て燃料容積の増加を防 止する遮断形閥門</p>
--	--	--	--	---------------	---	---

女川原子力発電所 2号炉

第 1.13-1 表(11/11)より抜粋して掲載

		復水貯蔵タンク 高圧炉心スプレイ系（高圧炉心スプレイ系ボンブ）	重大事象放送等対応設備 (設計基準超脱想定) 重大多事象放送等対応設備 (設計基準超脱想定)	非常時操作手順書 (微候ベース) (未位確保)等
	高圧炉心スプレイ系の水漏れの因替え	サプレッションシェンバ 高圧炉心スプレイ系（高圧炉心スプレイ系ボンブ）	重大事象放送等対応設備 (設計基準超脱想定)	非常時操作手順書 (設置別) 「高圧炉心スプレイ系ボンブによる原子炉住止水」
	海水漏れから海水槽へ漏る海水を補給している場合(→復水貯蔵タンク)	大容量送水ポンプ（タイプB） ホース延長回収車 ホース 貯留槽 取扱い 取水路 海水ボンブ室 燃料給油設備 ※1	重大事象放送等対応設備 重大事故等対応設備 自立封管	重大事故等対応設備書 「海から漏れる海水槽への補給」
		淡水貯水槽（No. 1）※2 淡水貯水槽（No. 2）※2	設置備	
	復水貯蔵タンク サプレッションシェンバ 低圧代替供給系（窓設）（復水移送ポンプ） 代替船底帶却御（代替船底帶却御ポンプ）	重大事象放送等対応設備 重大事故等対応設備	手順は「1.4 原子炉周辺鋼材圧力パウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」、「1.7 原子炉格納建物内壁の過圧破損を防止するための手順等」及び「1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉芯を冷却するための手順等」にて整備する。	
	外部水槽から内部水槽への切替え（外部水槽内水漏れによる水漏れの因替え）			

※1：手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。
※2：本条文【解説】(b)項を満足するための代替透水面（堤防）

泊発電所 3 号機

應手段、對処設備、手順畫一覽 (17/17)

* 1 : 第四回は「1.18 遠洋の艦隊に倒せる千葉等」にて締め下す。
* 2 : 廣大學校等対策において用いる設置の分類

相違理由

【大阪】 記載方針の相違 (女川審査実績の 反映)

- ・泊は、水源ごとに
対応手段及び設
備を整理。
 - ・泊は流域に使用
する設備を記
載。

第1.13.1表より抜粋して掲載

			No. 3 洗水タンク	
	複数ピットからNo. 3洗水タンクへの水路切替		電動補助給水ポンプ ^④	
			ターピン動用給水ボンブ	多様

#01 : 大量事故発生時に於ける原子炉施設の保全のための活動に関する所見
#02 : ディーアクセシビリティと給排水設備に関する所見
#03 : 原子炉の冷却水供給装置、タービン駆動装置等の冷却水供給装置に関する所見
#04 : 放射性物質を含む排出する漏出のものである。手順は「16 節子格納器内の中止操作等」にて網羅する。
#05 : 事故対応計画に対する用い方の所見
g. 「施設名」: 東京電力蒲田第二原発第2号機
h. 37頁: 「適合した東北地方太平洋沖地震」
i. 「主な目的」: てんかんによる原子炉施設計画的規制

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
第1.13.7表 重大事故等対処に係る監視計器			第1.13.2表 重大事故等対処に係る監視計器																							
1.13 重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等			監視計器一覧 (1/3)																							
監視計器一覧 (1/14)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>手順番号</th><th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th><th>監視パラメータ (計器)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.13.2.1 木原を利用した対応手順 (④) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ (タイプ1) による送水</td><td>操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保</td><td>木原の確保 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)</td></tr> <tr> <td>重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」</td><td>操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保</td><td>木原の確保 淡水貯水槽タンク水位</td></tr> <tr> <td>1.13.2.1 淡水を利用した対応手順 (⑤) 淡水タンクを水源とした対応手順 a. 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ (タイプ1) による送水</td><td>操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保</td><td>淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)</td></tr> <tr> <td>重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」</td><td>操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保</td><td>淡水貯水槽タンク水位</td></tr> <tr> <td>1.13.2.1 木原を利用した対応手順 (⑥) 海を水源とした対応手順 a. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水 (各種海水)</td><td>操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保</td><td>海水利用</td></tr> <tr> <td>重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」</td><td>操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保</td><td>海水利用</td></tr> </tbody> </table>			手順番号	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)	1.13.2.1 木原を利用した対応手順 (④) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ (タイプ1) による送水	操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	木原の確保 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	木原の確保 淡水貯水槽タンク水位	1.13.2.1 淡水を利用した対応手順 (⑤) 淡水タンクを水源とした対応手順 a. 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ (タイプ1) による送水	操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	淡水貯水槽タンク水位	1.13.2.1 木原を利用した対応手順 (⑥) 海を水源とした対応手順 a. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水 (各種海水)	操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	海水利用	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	海水利用
手順番号	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ (計器)																								
1.13.2.1 木原を利用した対応手順 (④) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ (タイプ1) による送水	操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	木原の確保 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)																								
重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	木原の確保 淡水貯水槽タンク水位																								
1.13.2.1 淡水を利用した対応手順 (⑤) 淡水タンクを水源とした対応手順 a. 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ (タイプ1) による送水	操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)																								
重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	淡水貯水槽タンク水位																								
1.13.2.1 木原を利用した対応手順 (⑥) 海を水源とした対応手順 a. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水 (各種海水)	操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	海水利用																								
重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	操作 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	海水利用																								
1.13.2.1 蒸気発生器2次側による炉心冷却 (注水) のための代替手段及び復水ピットへの供給に係る手順等			【大飯、女川】 泊の比較箇所に再掲して比較する。																							
(1) 復水ピットからNo. 3淡水タンクへの水源切替	判断基準	最終ヒートシンクの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器補助給水流量計 ・復水ピット水位計 ・No. 3淡水タンク水位計 (CRT) 																							
	操作	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・復水ピット水位計 ・No. 3淡水タンク水位計 (CRT) 																							
(2) A、B 2次系純水タンクからNo. 3淡水タンクへの補給	判断基準	最終ヒートシンクの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器補助給水流量計 ・No. 3淡水タンク水位計 (CRT) ・A、B 2次系純水タンク水位計 (CRT) 																							
	操作	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・No. 3淡水タンク水位計 (CRT) ・A、B 2次系純水タンク水位計 (CRT) 																							
(3) 復水ピットから脱気器タンクへの水源切替	判断基準	最終ヒートシンクの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器補助給水流量計 ・復水ピット水位計 ・No. 3淡水タンク水位計 (CRT) ・A、B 2次系純水タンク水位計 (CRT) ・脱気器タンク水位計 (CRT) 																							
	操作	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・No. 3淡水タンク水位計 (CRT) 「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)a、「電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。 																							

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

監視計器一覧 (2/14)

対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器
------	--------------------	------

1.13.2.1 蒸気発生器2次側による軽い冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給に係る手順等

(4) 1次冷却系のフィードアンドブリード	最終ヒートシンクの確保 判断基準	蒸気発生器水位計（広域） 蒸気発生器補助給水流量計 燃料取替用氷ピット水位計 復水ピット水位計 No. 3淡水タンク水位計（CRT） 脱気器タンク水位計（CRT）
		「1.2 原子炉冷却材圧力パウンドアリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(1)「1次冷却系のフィードアンドブリード」にて整備する。

(5) No. 3淡水タンクから復水ピットへの補給	最終ヒートシンクの確保 判断基準	蒸気発生器補助給水流量計
		復水ピット水位計 No. 3淡水タンク水位計（CRT）

(6) No. 2淡水タンクから復水ピットへの補給	最終ヒートシンクの確保 判断基準	復水ピット水位計 No. 3淡水タンク水位計（CRT）
		復水ピット水位計 No. 2淡水タンク水位計（CRT） No. 3淡水タンク水位計（CRT）

(7) 海水を用いた復水ピットへの補給	最終ヒートシンクの確保 判断基準	復水ピット水位計 No. 3淡水タンク水位計（CRT）
		復水ピット水位計 No. 3淡水タンク水位計（CRT） A、B 2次系純水タンク水位計（CRT） No. 2淡水タンク水位計（CRT）

女川原子力発電所2号炉		
監視計器一覧 (2/3)		

手順書	重大事態等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ（計器）
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (1) 復水貯蔵タンクへ水を補給するための対応手順 a. 大容量送水泵（タイプ1）による復水貯蔵タンクへの補給		
重大事故等対応要領書 「復水貯蔵タンクから復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 復水貯水槽（No. 1） 復水貯水槽（No. 2）
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 復水貯水槽（No. 1） 復水貯水槽（No. 2）
重大事故等対応要領書 「復水タンクから復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位
重大事故等対応要領書 「海水から復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位
重大事故等対応要領書 「耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給」	判断基準 水源の確保	復水貯蔵タンク水位
	操作 水源の確保	復水貯蔵タンク水位

泊発電所3号炉	相違理由
	【大阪、女川】 泊の比較箇所に再掲して比較する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

監視計器一覧 (3／14)		
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器
1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等		
(1) 燃料取替用水ピットから 1次系純水タンク及びほう 酸タンクへの水源切替	判断基準	原子炉圧力容器内 への注水量
		・余熱除去流量計
		・高圧注入流量計
		・燃料取替用水ピット水位計
		・ほう酸タンク水位計
	操作	水源の確保
		・1次系純水タンク水位計(CRT)
		・燃料取替用水ピット水位計
		・ほう酸タンク水位計
		・1次系純水タンク水位計(CRT)
(2) 燃料取替用水ピットから N o. 2淡水タンクへの水 源切替	判断基準	原子炉圧力容器内 への注水量
		・余熱除去流量計
		・高圧注入流量計
		・燃料取替用水ピット水位計
		・ほう酸タンク水位計
	操作	水源の確保
		・1次系純水タンク水位計(CRT)
		・N o. 2淡水タンク水位計(CRT)
		・ほう酸タンク水位計
		・1次系純水タンク水位計(CRT)
(3) 燃料取替用水ピットから 復水ピットへの水源切替	判断基準	原子炉圧力容器内 への注水量
		・余熱除去流量計
		・高圧注入流量計
		・蒸気発生器水位計(広域)
		・蒸気発生器水位計(狭域)
	操作	水源の確保
		・蒸気発生器補助給水流量計
		・燃料取替用水ピット水位計
		・復水ピット水位計
		・燃料取替用水ピット水位計
(4) 燃料取替用水ピットから 海水への水源切替	判断基準	原子炉圧力容器内 への注水量
		・余熱除去流量計
		・高圧注入流量計
		・燃料取替用水ピット水位計
		・復水ピット水位計
	操作	水源の確保
		・復水ピット水位計
		「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)b,d 「可搬式代替圧注水ポンプによる代替炉心注水」にて 整備する。

女川原子力発電所2号炉

監視計器一覧 (3/3)		
手順書	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視パラメータ(計器)
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (2)淡水貯水槽へ水を補給するための対応手順 a. 大容量注水ポンプ(タイプII)による淡水貯水槽への補給		
重大事故等対応要領書 「海から淡水貯水槽への補給」	判断基準	本源の確保
	操作	淡水貯水槽(No.1) 淡水貯水槽(No.2)
1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (1)高圧炉心スプレイ系の水源の切替え		
非常時操作手順書 (海水→海水) 「水位確保」等	判断基準	原子炉格納容器内の温度
	操作	サプレッションブル水温度
	操作	原子炉格納容器の温度 原子炉格納容器の水位 圧力抑制弁水位
1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (2)海水から海水への切替え a. 復水貯蔵タンクへ補給する水源の切替え		
重大事故等対応要領書 「海から淡水貯水槽への補給」	判断基準	海水貯水槽(No.1) 海水貯水槽(No.2)
	操作	海水貯水槽(No.1) 海水貯水槽(No.2) 海水利用

泊発電所3号炉

相違理由

【大阪、女川】
泊の比較箇所に再
掲して比較する。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
監視計器一覧 (4／14)					【大飯】 泊の比較箇所に再掲して比較する。
対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器			
1.13.2.2 売心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等					
(5) 1次系純水タンク及びほう 酸タンクから燃料取替用 水ピットへの補給	判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器内の注水量 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉格納容器内の温度 原子炉格納容器内の圧力 原子炉格納容器内の水位 原子炉周辺建屋サンプタング水位計 (CRT) 排気筒ガスマニタ 復水器空気抽出器ガスマニタ 蒸気発生器プローダウン水セニタ 高密度型主蒸気管モニタ 主蒸気圧力計 余熱除去ポンプ吐出圧力計 格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) 格納容器エアロック区域エリアモニタ 炉内計装区域エリアモニタ 格納容器じんあいモニタ 格納容器ガスマニタ 燃料取替用水ピット水位計 ほう酸タンク水位計 1次系純水タンク水位計 (CRT) 安全注入作動警報 			
	操作	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取替用水ピット水位計 ほう酸タンク水位計 1次系純水タンク水位計 (CRT) 			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
監視計器一覧（5／14）					
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器			
(G) 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給					【大飯】 泊の比較箇所に再掲して比較する。
判断基準					

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																															
監視器一覧 (6/14)				【大阪】 泊の比較箇所に再掲して比較する。																															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th><th>監視器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</td></tr> <tr> <td rowspan="10">(7) N.o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給</td><td>原子炉圧力容器内の水位</td><td>・加圧器水位計</td></tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内への注水量</td><td>・高圧注入流量計 ・余熱除去流量計</td></tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td><td>・1次冷却材圧力計</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の温度</td><td>・格納容器内温度計</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td><td>・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水位</td><td>・格納容器再循環サンプル水位計（広域）</td></tr> <tr> <td>格納容器バイパスの監視</td><td>・原子炉周辺建屋サンプタンク水位計（CRT） ・排気筒ガスモニタ ・復水器空気抽出器ガスモニタ ・蒸気発生器ブローダウン水モニタ ・高濃度型主蒸気管モニタ ・主蒸気圧力計 ・余熱除去ポンプ吐出圧力計</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の放射線量率</td><td>・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器エアロック区域エリアモニタ ・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスモニタ</td></tr> <tr> <td>水源の確保</td><td>・燃料取替用水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計（CRT） ・N.o. 3淡水タンク水位計（CRT） ・使用済燃料ピット水位計（CRT）</td></tr> <tr> <td>信号</td><td>・安全注入作動警報</td></tr> <tr> <td>操作</td><td>水源の確保</td><td>・燃料取替用水ピット水位計 ・N.o. 3淡水タンク水位計（CRT） ・使用済燃料ピット水位計（CRT） ・1次系純水タンク水位計（CRT）</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視器	1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等			(7) N.o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計	原子炉圧力容器内への注水量	・高圧注入流量計 ・余熱除去流量計	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位計（広域）	格納容器バイパスの監視	・原子炉周辺建屋サンプタンク水位計（CRT） ・排気筒ガスモニタ ・復水器空気抽出器ガスモニタ ・蒸気発生器ブローダウン水モニタ ・高濃度型主蒸気管モニタ ・主蒸気圧力計 ・余熱除去ポンプ吐出圧力計	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器エアロック区域エリアモニタ ・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスモニタ	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計（CRT） ・N.o. 3淡水タンク水位計（CRT） ・使用済燃料ピット水位計（CRT）	信号	・安全注入作動警報	操作	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・N.o. 3淡水タンク水位計（CRT） ・使用済燃料ピット水位計（CRT） ・1次系純水タンク水位計（CRT）					
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視器																																	
1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等																																			
(7) N.o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計																																	
	原子炉圧力容器内への注水量	・高圧注入流量計 ・余熱除去流量計																																	
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計																																	
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計																																	
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計																																	
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位計（広域）																																	
	格納容器バイパスの監視	・原子炉周辺建屋サンプタンク水位計（CRT） ・排気筒ガスモニタ ・復水器空気抽出器ガスモニタ ・蒸気発生器ブローダウン水モニタ ・高濃度型主蒸気管モニタ ・主蒸気圧力計 ・余熱除去ポンプ吐出圧力計																																	
	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器エアロック区域エリアモニタ ・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスモニタ																																	
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計（CRT） ・N.o. 3淡水タンク水位計（CRT） ・使用済燃料ピット水位計（CRT）																																	
	信号	・安全注入作動警報																																	
操作	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・N.o. 3淡水タンク水位計（CRT） ・使用済燃料ピット水位計（CRT） ・1次系純水タンク水位計（CRT）																																	

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																				
監視計器一覧 (7/14)					【大飯】 泊の比較箇所に再掲して比較する。																																				
<table border="1"> <tr> <td>対応手段</td><td>重大事故等の対応に必要となる監視項目</td><td>監視計器</td></tr> </table> <p>1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="10">(8) N.o. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給</td><td rowspan="10">判断基準</td><td>原子炉圧力容器内の水位</td><td>・加圧器水位計</td></tr> <tr><td>原子炉圧力容器内への注水量</td><td>・高圧注入流量計 ・余熱除去流量計</td></tr> <tr><td>原子炉圧力容器内の圧力</td><td>・1次冷却材圧力計</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器内の温度</td><td>・格納容器内温度計</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器内の圧力</td><td>・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計</td></tr> <tr><td>原子炉格納容器内の水位</td><td>・格納容器再循環サンプル水位計（広域）</td></tr> <tr><td></td><td>・原子炉周辺建屋サンプルタンク水位計（CRT） ・排気筒ガスマニタ</td></tr> <tr><td></td><td>・復水器空気抽出器ガスマニタ ・蒸気発生器プローダウン水モニタ</td></tr> <tr><td></td><td>・高感度型主蒸気管モニタ ・主蒸気圧力計 ・余熱除去ポンプ吐出圧力計</td></tr> <tr><td></td><td>・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器エアロック区域エリアモニタ</td></tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器内の放射線量率</td><td rowspan="4">原子炉格納容器内の放射線量率</td><td>・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ</td></tr> <tr><td></td><td>・燃料取替用水ピット水位計</td></tr> <tr><td></td><td>・N.o. 2淡水タンク水位計(CRT)</td></tr> <tr><td></td><td>・N.o. 3淡水タンク水位計(CRT)</td></tr> <tr> <td rowspan="3">操作</td><td rowspan="3">水源の確保</td><td>信号</td><td>・安全注入作動警報 ・燃料取替用水ピット水位計 ・N.o. 2淡水タンク水位計(CRT) ・N.o. 3淡水タンク水位計(CRT)</td></tr> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	(8) N.o. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	判断基準	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計	原子炉圧力容器内への注水量	・高圧注入流量計 ・余熱除去流量計	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位計（広域）		・原子炉周辺建屋サンプルタンク水位計（CRT） ・排気筒ガスマニタ		・復水器空気抽出器ガスマニタ ・蒸気発生器プローダウン水モニタ		・高感度型主蒸気管モニタ ・主蒸気圧力計 ・余熱除去ポンプ吐出圧力計		・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器エアロック区域エリアモニタ	原子炉格納容器内の放射線量率	原子炉格納容器内の放射線量率	・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ		・燃料取替用水ピット水位計		・N.o. 2淡水タンク水位計(CRT)		・N.o. 3淡水タンク水位計(CRT)	操作	水源の確保	信号	・安全注入作動警報 ・燃料取替用水ピット水位計 ・N.o. 2淡水タンク水位計(CRT) ・N.o. 3淡水タンク水位計(CRT)			
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器																																							
(8) N.o. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	判断基準	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計																																						
		原子炉圧力容器内への注水量	・高圧注入流量計 ・余熱除去流量計																																						
		原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計																																						
		原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計																																						
		原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計																																						
		原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位計（広域）																																						
			・原子炉周辺建屋サンプルタンク水位計（CRT） ・排気筒ガスマニタ																																						
			・復水器空気抽出器ガスマニタ ・蒸気発生器プローダウン水モニタ																																						
			・高感度型主蒸気管モニタ ・主蒸気圧力計 ・余熱除去ポンプ吐出圧力計																																						
			・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器エアロック区域エリアモニタ																																						
原子炉格納容器内の放射線量率	原子炉格納容器内の放射線量率	・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ																																							
			・燃料取替用水ピット水位計																																						
			・N.o. 2淡水タンク水位計(CRT)																																						
			・N.o. 3淡水タンク水位計(CRT)																																						
操作	水源の確保	信号	・安全注入作動警報 ・燃料取替用水ピット水位計 ・N.o. 2淡水タンク水位計(CRT) ・N.o. 3淡水タンク水位計(CRT)																																						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
監視計器一覧（8／14）					【大飯】 泊の比較箇所に再掲して比較する。
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器			
(9) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給	判断基準	1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器内の水位 <ul style="list-style-type: none"> ・加圧器水位計 原子炉圧力容器内への注水量 <ul style="list-style-type: none"> ・高圧注入流量計 ・余熱除去流量計 原子炉圧力容器内の圧力 <ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材圧力計 原子炉格納容器内の温度 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内温度計 原子炉格納容器内の圧力 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計 原子炉格納容器内の水位 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器再循環サンプル水位計（広域） ・原子炉周辺建屋サンプタンク水位計（C R T） ・排気筒ガスマニタ ・復水器空気抽出器ガスマニタ ・蒸気発生器プローダウン水モニタ ・高感度型主蒸気管モニタ ・主蒸気圧力計 ・余熱除去ポンプ吐出圧力計 最終ヒートシンクの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・蒸気発生器水位計（広域） ・蒸気発生器水位計（狭域） ・蒸気発生器補助給水流量計 原子炉格納容器内の放射線量率 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器エアロック区域エリアモニタ ・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ 水源の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット水位計 ・ほう酸タンク水位計 ・復水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計（C R T） 信号 <ul style="list-style-type: none"> ・安全注入作動警報 		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

J.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
監視計器一覧 (8 / 14)					【大阪】 泊の比較箇所に再掲して比較する。
	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器			
1.13.2.2 炉心に水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等					
(9) 復水ピットから燃料取替用 水ピットへの補給	操作	・復水ピット水位計 ・燃料取替用水ピット水位計 ・N o. 2淡水タンク水位計(C R T)			
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等					
(1) 燃料取替用水ピットから No. 2淡水タンクへの水 源切替	判断基準	原子炉格納容器内 への注水量	・格納容器スプレイ流量計		
	操作	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・N o. 2淡水タンク水位計(C R T)		
		「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1 (1)b,(b)「電動消防ポンプ又はディーゼル消防ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。			
(2) 燃料取替用水ピットから 復水ピットへの水源切替	判断基準	原子炉格納容器内 への注水量	・格納容器スプレイ流量計		
	操作	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・N o. 2淡水タンク水位計(C R T)		
(3) 燃料取替用水ピットから 海水への水源切替	判断基準	原子炉格納容器内 への注水量	・格納容器スプレイ流量計		
	操作	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・N o. 2淡水タンク水位計(C R T)		
		「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1 (1)b,(e)「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。			
監視計器一覧 (10 / 14)					
	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器			
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等					
(4) 1次系純水タンク及びもう 1次系純水タンクから燃料取替用 水ピットへの補給	判断基準	原子炉圧力容器内 の水位 原子炉圧力容器内 の圧力 原子炉格納容器内 の温度 原子炉格納容器内 の圧力 原子炉格納容器内 の水位 原子炉格納容器内 への注水量 原子炉格納容器内 の放射線量率 水源の確保 信号	・加圧器水位計 ・1次冷却材圧力計 ・格納容器内温度計 ・格納容器圧力計(広域) ・AM用格納容器圧力計 ・格納容器再循環サンプ水位計 (広域) ・格納容器スプレイ流量計 ・格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) ・格納容器エアロック区域エリアモニタ ・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガベセニタ ・燃料取替用水ピット水位計 ・ほう水タンク水位計 ・1次系純水タンク水位計(C R T) ・安全注入動作警報		
	操作	1.13.2.2 (5)と同様。			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

J.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
監視計器一覧 (11/14)					【大飯】 泊の比較箇所に再掲して比較する。
	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器		
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等					
	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計			
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計			
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計			
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域）			
	原子炉格納容器内の水位	・AM用格納容器圧力計 ・格納容器再循環サンプル水位計（広域）			
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計			
		・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）			
		・格納容器エアロック区域エリアモニタ			
	原子炉格納容器内の放射線量率	・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ			
		・燃料取替用水ピット水位計			
	水槽の確保	・ほう酸タンク水位計 ・1次系純水タンク水位計（CRT） ・加圧器逃がしタンク水位計			
		信号	・安全注入作動警報		
	操作	加圧器逃がしタンク経由の補給は1.13.2.2(6)aと同様。 使用清燃料ピット脱塩塔経由の補給は1.13.2.2(6)bと同様。			
監視計器一覧 (12/14)					
	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器		
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等					
	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計			
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計			
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計			
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域）			
	原子炉格納容器内の水位	・AM用格納容器圧力計 ・格納容器再循環サンプル水位計（広域）			
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計			
		・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）			
		・格納容器エアロック区域エリアモニタ			
	原子炉格納容器内の放射線量率	・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ			
		・燃料取替用水ピット水位計			
	水槽の確保	・1次系純水タンク水位計（CRT） ・N o. 3淡水タンク水位計（CRT） ・使用清燃料ピット水位計（CRT）			
		信号	・安全注入作動警報		
	操作	1.13.2.2(7)と同様。			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
監視計器一覧 (13 / 14)					【大飯】 泊の比較箇所に再掲して比較する。
対応手段	重大事故等の対応に必要な る監視項目	監視計器			
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等					
(D) No. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給					
初期基準	原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉格納容器内の温度 原子炉格納容器内の圧力 AM用格納容器圧力計 原子炉格納容器内の水位 原子炉格納容器内の注水量 原子炉格納容器内の放射線量率 水槽の確保 信号	・加圧器水位計 ・1次冷却材圧力計 ・格納容器内温度計 ・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計 ・格納容器再循環サンプル水位計（広域） ・格納容器スプレイ流量計 ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器エアロック区域エリアモニタ ・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんかくモニタ ・格納容器ガスマニタ ・燃料取替用水ピット水位計 ・No. 3淡水タンク水位計(CRT) ・No. 2淡水タンク水位計(CRT)			
操作	1.13.2.2 (8) ～ 同様。				
監視計器一覧 (14 / 14)					
対応手段	重大事故等の対応に必要な る監視項目	監視計器			
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等					
(E) 優水ピットから燃料取替用水ピットへの補給					
初期基準	原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉格納容器内の温度 原子炉格納容器内の圧力 AM用格納容器圧力計 原子炉格納容器内の水位 原子炉格納容器内の注水量 原子炉格納容器内の放射線量率 水槽の確保 信号	・加圧器水位計 ・1次冷却材圧力計 ・格納容器内温度計 ・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計 ・格納容器再循環サンプル水位計（広域） ・格納容器スプレイ流量計 ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器エアロック区域エリアモニタ ・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんかくモニタ ・格納容器ガスマニタ ・燃料取替用水ピット水位計 ・ほう酸タンク水位計 ・優水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計(CRT)			
操作	水源の確保 水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・優水ピット水位計 ・No. 2淡水タンク水位計(CRT)			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
監視計器一覧(2/14)より抜粋して掲載											
監視計器一覧 (2/14)											
<table border="1"> <tr> <td>対応手段</td> <td>重大事故等の 対応に必要となる 監視項目</td> <td>監視計器</td> <td colspan="2" rowspan="2"></td><td></td></tr> </table>					対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器				
対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器									
1.13.2.1 蒸気発生器2次側による炉心冷却（注水）のための代替手段及び復水ピットへの供給 に係る手順等											
(4) 1次冷却系のフィードアンドブリード	最終ヒートシンク の確保	・蒸気発生器水位計（広域） ・蒸気発生器補助給水流量計									
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・N o. 3淡水タンク水位計 (CRT) ・脱気器タンク水位計 (CRT)									
	操作	「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子 炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1 (1) 「1次冷 却系のフィードアンドブリード」にて整備する。									
監視計器一覧(3/14)より抜粋して掲載											
監視計器一覧 (3/14)											
<table border="1"> <tr> <td>原子炉圧力容器内 への注水量</td> <td>・余熱除去流量計 ・高圧注入流量計 ・燃料取替用水ピット水位計</td> <td>監視計器</td> <td colspan="2"></td><td></td></tr> </table>					原子炉圧力容器内 への注水量	・余熱除去流量計 ・高圧注入流量計 ・燃料取替用水ピット水位計	監視計器				
原子炉圧力容器内 への注水量	・余熱除去流量計 ・高圧注入流量計 ・燃料取替用水ピット水位計	監視計器									
(2) 燃料取替用水ピットから N o. 2淡水タンクへの水 源切替	水源の確保	・ほう酸タンク水位計 ・1次系純水タンク水位計(CRT) ・N o. 2淡水タンク水位計(CRT)									
	操作	・ほう酸タンク水位計 ・1次系純水タンク水位計(CRT)									
		「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子 炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1 (1)b,c 「電 動消火ポンプ又はディーゼル消火ポンプによる代替炉心 注水」にて整備する。									
監視計器一覧(9/14)より抜粋して掲載											
監視計器一覧 (9/14)											
<table border="1"> <tr> <td>原子炉格納容器内 への注水量</td> <td>・格納容器スプレイ流量計</td> <td>監視計器</td> <td colspan="2"></td><td></td></tr> </table>					原子炉格納容器内 への注水量	・格納容器スプレイ流量計	監視計器				
原子炉格納容器内 への注水量	・格納容器スプレイ流量計	監視計器									
(1) 燃料取替用水ピットから N o. 2淡水タンクへの水 源切替	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計									
	操作	・N o. 2淡水タンク水位計(CRT)									
		「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のう ち、1.6.2.1 (1)b,(b) 「電動消火ポンプ又はディーゼル消 火ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。									
泊3号炉との比較対象なし											
泊3号炉との比較対象なし											
第1.13.2表 重大事故等対応に係る監視計器											
監視計器一覧 (1/29)											
<table border="1"> <tr> <td>対応手段</td> <td>重大事故等の 対応に必要となる 監視項目</td> <td>監視計器</td> <td colspan="2" rowspan="3"></td><td></td></tr> </table>					対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器				
対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器									
L13.2.1 水源を利用した対応手順											
(1) 燃料取替用水ピットを水源とした対応手順 a. 燃料取替用水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の原子炉容器への注水											
(4) 1次冷却系のフィードアンドブリード	最終ヒートシンク の確保	・蒸気発生器水位 (広域) ・補助給水流量									
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位									
(a) 燃料取替用水ピットを水源とした 1次冷却系のフィードアンドブリード											
1.1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を 冷却するための手順等」のうち、1.1.2.1(1)「1次冷却系の フィードアンドブリードによる発電用原子炉の冷却」にて整 備する。											
(3) ろ過水タンクを水源とした対応手順 a. ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水											
(2) 燃料取替用水ピットから N o. 2淡水タンクへの水 源切替	原子炉圧力容器内 への注水量	原子炉圧力容器 への注水量									
	操作	・低圧注入流量 ・高圧注入流量									
(a) ろ過水タンクを水源とした 電動機駆動消火ポンプ又は ディーゼル駆動消火ポンプによる 原子炉容器への注水											
(3) ろ過水タンクを水源とした対応手順 a. ろ過水タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水	水槽の確保	・燃料取替用水ピット水位 ・補助給水ピット水位 ・ろ過水タンク水位									
	操作	1.1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を 冷却するための手順等」のうち、1.1.2.1(1)b, (c) 「電動機 駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉 容器への注水」にて整備する。									
b. ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内の冷却											
(1) 燃料取替用水ピットから N o. 2淡水タンクへの水 源切替	原子炉格納容器内 への注水量	原子炉格納容器 への注水量									
	操作	・B-格納容器スプレイ流量 ・A-格納容器出口積算 流量 (AHF) ・燃料取替用水ピット水位 ・補助給水ピット水位 ・ろ過水タンク水位									
(a) ろ過水タンクを水源とした 電動機駆動消火ポンプ又は ディーゼル駆動消火ポンプによる 原子炉格納容器内のスプレイ											
(1) 燃料取替用水ピットから N o. 2淡水タンクへの水 源切替	水槽の確保	1.1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、 1.6.2.1(1)b, (b) 「電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆 動消火ポンプによる原子炉格納容器内のスプレイ」及び 1.6.2.2(1)b, (b) 「電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆 動消火ポンプによる原子炉格納容器内のスプレイ」にて整 備する。									
	操作	b. ろ過水タンクを水源とした原子炉格納容器内のスプレイ									

【大阪】記載方針
の相違
(女川審査実績の反映)
【女川】記載内容
の相違
炉型の相違による
対応手段の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																					
泊3号炉との比較対象なし		<p>監視計器一覧 (2/29)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th><th>監視計器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 代替給水ピットを水源とした対応手順 a. 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水</td><td>原子炉圧力容器内の温度 最終ヒートシンクの確保 水源の確保</td><td>原子炉圧力容器内 の温度 ・ 1次冷却材温度（広域－高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域－低溫側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位</td></tr> <tr> <td>(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水</td><td>操作</td><td>「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)d、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。</td></tr> <tr> <td>b. 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水</td><td>原子炉圧力容器内の温度 最終ヒートシンクの確保 水源の確保</td><td>原子炉圧力容器内 の温度 ・ 1次冷却材温度（広域－高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域－低溫側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位</td></tr> <tr> <td>(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水</td><td>操作</td><td>「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)d、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。</td></tr> <tr> <td>c. 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水</td><td>原子炉圧力容器への水量 水位の確保</td><td>代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 ・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量 ・ 燃料取扱用水ピット水位 ・ 補助給水ピット水位</td></tr> <tr> <td>(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水</td><td>操作</td><td>「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)b., (e)「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」にて整備する。</td></tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 代替給水ピットを水源とした対応手順 a. 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水	原子炉圧力容器内の温度 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	原子炉圧力容器内 の温度 ・ 1次冷却材温度（広域－高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域－低溫側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	操作	「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)d、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	b. 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水	原子炉圧力容器内の温度 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	原子炉圧力容器内 の温度 ・ 1次冷却材温度（広域－高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域－低溫側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	操作	「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)d、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	c. 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水	原子炉圧力容器への水量 水位の確保	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 ・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量 ・ 燃料取扱用水ピット水位 ・ 補助給水ピット水位	(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	操作	「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)b., (e)「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」にて整備する。	【大飯】設備の相違(相違理由②)
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																						
1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 代替給水ピットを水源とした対応手順 a. 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水	原子炉圧力容器内の温度 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	原子炉圧力容器内 の温度 ・ 1次冷却材温度（広域－高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域－低溫側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位																						
(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	操作	「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)d、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。																						
b. 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための蒸気発生器への注水	原子炉圧力容器内の温度 最終ヒートシンクの確保 水源の確保	原子炉圧力容器内 の温度 ・ 1次冷却材温度（広域－高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域－低溫側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位																						
(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	操作	「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)d、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。																						
c. 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の原子炉容器への注水	原子炉圧力容器への水量 水位の確保	代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 ・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量 ・ 燃料取扱用水ピット水位 ・ 補助給水ピット水位																						
(a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水	操作	「1.4 原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.4.2.1(1)b., (e)「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」にて整備する。																						
泊3号炉との比較対象なし	監視計器一覧 (1/3) より抜粋して掲載		【大飯】設備の相違(相違理由②)																					
泊3号炉との比較対象なし			【大飯】設備の相違(相違理由②)																					
泊3号炉との比較対象なし																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																						
<p>泊3号炉との比較対象なし</p> <p style="text-align: center;">監視計器一覧(1/3)より抜粋して掲載</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left; padding: 5px;">1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による送水</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center; width: 10%;">判断基準</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center; width: 10%;">操作</td> <td style="padding: 5px;">重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水源の確保</td> <td style="padding: 5px;">淡水貯水槽タンク水位</td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left; padding: 5px;">1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による送水</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center; width: 10%;">判断基準</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center; width: 10%;">操作</td> <td style="padding: 5px;">重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">水源の確保</td> <td style="padding: 5px;">淡水貯水槽(No. 1) 淡水貯水槽(No. 2)</td> </tr> </table>	1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による送水			判断基準	操作	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	水源の確保	淡水貯水槽タンク水位	1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による送水			判断基準	操作	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	水源の確保	淡水貯水槽(No. 1) 淡水貯水槽(No. 2)	<p style="text-align: center;">監視計器一覧 (3/29)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">対応手段</td> <td style="width: 10%;">重大事故等の対応に必要な監視項目</td> <td style="width: 10%;">監視計器</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left; padding: 5px;">1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 代替給水ピットを水源とした対応手順 d. 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center; width: 10%;">判断基準</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center; width: 10%;">操作</td> <td style="padding: 5px;">原子炉圧力容器内の温度 最終ヒートシングルの確保 水源の確保</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・ 1次冷却材温度（広域-高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域-低温側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left; padding: 5px;">「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)d、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left; padding: 5px;">「1. 代替給水ピットを水源とした原子炉格納容器内の冷却</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center; width: 10%;">判断基準</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center; width: 10%;">操作</td> <td style="padding: 5px;">原子炉格納容器への注水量 水位の確保</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">・ 格納容器スプレイ流量 ・ B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用) ・ 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 ・ 燃料取替用ピット水位 ・ 補助給水ピット水位</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: left; padding: 5px;">「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b～(d)「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」及び1.6.2.2(1)b～(d)「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。</td> </tr> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 代替給水ピットを水源とした対応手順 d. 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水			判断基準	操作	原子炉圧力容器内の温度 最終ヒートシングルの確保 水源の確保	・ 1次冷却材温度（広域-高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域-低温側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位	「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)d、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。			「1. 代替給水ピットを水源とした原子炉格納容器内の冷却			判断基準	操作	原子炉格納容器への注水量 水位の確保	・ 格納容器スプレイ流量 ・ B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用) ・ 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 ・ 燃料取替用ピット水位 ・ 補助給水ピット水位	「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b～(d)「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」及び1.6.2.2(1)b～(d)「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。			<p>【大飯】設備の相違(相違理由②)</p> <p>【大飯】設備の相違(相違理由②)</p>
1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による送水																																									
判断基準	操作	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」																																							
		水源の確保	淡水貯水槽タンク水位																																						
1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 淡水貯水槽を水源とした対応手順 a. 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ(タイプI)による送水																																									
判断基準	操作	重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」																																							
		水源の確保	淡水貯水槽(No. 1) 淡水貯水槽(No. 2)																																						
対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																							
1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (4) 代替給水ピットを水源とした対応手順 d. 代替給水ピットを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水																																									
判断基準	操作	原子炉圧力容器内の温度 最終ヒートシングルの確保 水源の確保																																							
		・ 1次冷却材温度（広域-高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域-低温側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位																																							
「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)d、「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。																																									
「1. 代替給水ピットを水源とした原子炉格納容器内の冷却																																									
判断基準	操作	原子炉格納容器への注水量 水位の確保																																							
		・ 格納容器スプレイ流量 ・ B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用) ・ 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 ・ 燃料取替用ピット水位 ・ 補助給水ピット水位																																							
「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b～(d)「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプによる原子炉格納容器内へのスプレイ」及び1.6.2.2(1)b～(d)「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内へのスプレイ」にて整備する。																																									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																												
泊3号炉との比較対象なし	<p>監視計器一覧(1/3)より抜粋して掲載</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (5) 洪水タンクを水源とした対応手順 a. 洪水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による送水</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">判断基準 重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」</td> <td style="width: 33%;">水源の確保</td> <td style="width: 33%;">復水貯蔵タンク水位</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位</td> </tr> </table>	1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (5) 洪水タンクを水源とした対応手順 a. 洪水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による送水			判断基準 重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	水源の確保	復水貯蔵タンク水位	操作	ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位	<p>監視計器一覧 (4/29)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の 対応に必要な 監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (5) 原水槽を水源とした対応手順 a. 原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力パウンドアリ高圧時の蒸気発生器への注水</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">判断基準 操作</td> <td style="width: 33%;">原子炉圧力容器内の温度</td> <td style="width: 33%;">・ 1次冷却材温度（広域－高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域－低溫側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位</td> </tr> <tr> <td>最終ヒートシンクの確保</td> <td>「1.2 原子炉冷却材圧力パウンドアリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">判断基準 操作</td> <td>原子炉圧力容器内の温度</td> <td>・ 1次冷却材温度（広域－高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域－低溫側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位</td> </tr> <tr> <td>最終ヒートシンクの確保</td> <td>「1.2 原子炉冷却材圧力パウンドアリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle; text-align: center;">判断基準 操作</td> <td>原子炉圧力容器への注水量</td> <td>・ 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 ・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量 ・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補助給水ピット水位</td> </tr> <tr> <td>水槽の確保</td> <td>「1.4 原子炉冷却材圧力パウンドアリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」にて整備する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p> <p>【大飯】設備の相違（相違理由②）</p>	対応手段	重大事故等の 対応に必要な 監視項目	監視計器	1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (5) 原水槽を水源とした対応手順 a. 原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力パウンドアリ高圧時の蒸気発生器への注水			判断基準 操作	原子炉圧力容器内の温度	・ 1次冷却材温度（広域－高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域－低溫側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位	最終ヒートシンクの確保	「1.2 原子炉冷却材圧力パウンドアリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	判断基準 操作	原子炉圧力容器内の温度	・ 1次冷却材温度（広域－高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域－低溫側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位	最終ヒートシンクの確保	「1.2 原子炉冷却材圧力パウンドアリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	判断基準 操作	原子炉圧力容器への注水量	・ 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 ・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量 ・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補助給水ピット水位	水槽の確保	「1.4 原子炉冷却材圧力パウンドアリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」にて整備する。
1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (5) 洪水タンクを水源とした対応手順 a. 洪水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による送水																															
判断基準 重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	水源の確保	復水貯蔵タンク水位																													
	操作	ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位																													
対応手段	重大事故等の 対応に必要な 監視項目	監視計器																													
1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (5) 原水槽を水源とした対応手順 a. 原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力パウンドアリ高圧時の蒸気発生器への注水																															
判断基準 操作	原子炉圧力容器内の温度	・ 1次冷却材温度（広域－高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域－低溫側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位																													
	最終ヒートシンクの確保	「1.2 原子炉冷却材圧力パウンドアリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。																													
判断基準 操作	原子炉圧力容器内の温度	・ 1次冷却材温度（広域－高溫側） ・ 1次冷却材温度（広域－低溫側） ・ 補助給水流量 ・ 蒸気発生器水位（広域） ・ 蒸気発生器水位（狭域） ・ 補助給水ピット水位																													
	最終ヒートシンクの確保	「1.2 原子炉冷却材圧力パウンドアリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。																													
判断基準 操作	原子炉圧力容器への注水量	・ 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 ・ 低圧注入流量 ・ 高圧注入流量 ・ 燃料取替用水ピット水位 ・ 補助給水ピット水位																													
	水槽の確保	「1.4 原子炉冷却材圧力パウンドアリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」にて整備する。																													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

泊3号炉との比較対象なし

監視計器一覧(1/3)より抜粋して掲載

1.13.2.1 水源を利用した対応手順			
(5) 洗水タンクを水源とした対応手順			
a. 洗水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による送水			
重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	判断基準 操作	水源の確保 洗水タンク水位	復水貯蔵タンク水位
		水源の確保 洗水タンク水位	ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位

監視計器一覧 (5/29)

対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器
1.13.2.1 水源を利用した対応手順		
(5) 原水槽を水源とした対応手順		
d. 原水槽を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水	判断基準 操作	<ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材温度（広域-高溫側） 1次冷却材温度（広域-低溫側） 補助給水流量 蒸気発生器水位（広域） 蒸気発生器水位（狭域） 補助給水ピット水位 <p>「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)e、「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて準備する。</p>
「f. 原水槽を水源とした原子炉格納容器内の冷却		
(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却		
<ul style="list-style-type: none"> 格納容器スプレイ流量 B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用) 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量 燃料取替用水ピット水位 補助給水ピット水位 <p>「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b、(a)「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器へのスプレー」及び1.6.2.2(1)b、(e)「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器へのスプレー」にて準備する。</p>		

【大飯】設備の相違（相違理由②）

【大飯】設備の相違（相違理由⑦）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

監視計器一覧(1/14)より抜粋して掲載

判断基準	最終ヒートシンクの確保	・蒸気発生器補助給水流量計
		・復水ピット水位計
	水源の確保	・N o. 3淡水タンク水位計(CRT)
		・A、B2次系純水タンク水位計(CRT)
		・脱気器タンク水位計(CRT)
	水源の確保	・N o. 3淡水タンク水位計(CRT)
		「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)a、「電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。

泊3号炉との比較対象なし

泊3号炉との比較対象なし

泊3号炉との比較対象なし

監視計器一覧(1/3)より抜粋して掲載

1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (6) 海を水源とした対応手順 a. 海を水源とした大容量送水ポンプによる送水（各種注水）		
重大事故等対応要領書 「大容量送水ポンプによる送水」	判断基準 操作	水源の確保 復水貯蔵タンク水位
	操作	海を利用

監視計器一覧 (6/29)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.13.2.1 水源を利用した対応手順 (8) 脱気器タンクを水源とした対応手順 a. 脱気器タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水		
(a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	判断基準 操作	最終ヒートシンクの確保 水位の確保 ・補助給水ピット水位 ・脱気器タンク水位
b. 脱気器タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等のうち、1.2.2.1(2)a、「電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。	判断基準 操作	最終ヒートシンクの確保 水位の確保 ・補助給水ピット水位 ・脱気器タンク水位
c. 脱気器タンクを水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ低圧時の蒸気発生器への注水	判断基準 操作	最終ヒートシンクの確保 水位の確保 ・補助給水ピット水位 ・脱気器タンク水位
(a) 脱気器タンクを水源とした電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水	判断基準 操作	「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)a、「電動主給水ポンプによる蒸気発生器への注水」にて整備する。
(b) 海を水源とした原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時の蒸気発生器への注水	判断基準 操作	最終ヒートシンクの確保 水位の確保 ・補助給水ピット水位
(a) 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水	判断基準 操作	「1.2 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)c、「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。

【大飯】記載方針の相違
(女川審査実績の反映)

【女川】記載内容の相違
炉型の相違による対応手段の相違

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																			
泊3号炉との比較対象なし																																																						
泊3号炉との比較対象なし	監視計器一覧(1/3)より抜粋して掲載	監視計器一覧(7/29)	【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)																																																			
	監視計器一覧(9/14)より抜粋して掲載	監視計器一覧(9/14)より抜粋して掲載	【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)																																																			
<p>(3) 燃料取替用水ピットから海水への水源切替</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">判断基準</td> <td>原子炉格納容器内への注水量</td> <td>・格納容器スプレイ流量計</td> </tr> <tr> <td>水源の確保</td> <td>・燃料取替用水ピット水位計</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>・復水ピット水位計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b.(c)「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。</td> </tr> </table>	判断基準	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計	操作	・復水ピット水位計		「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b.(c)「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。	<p>監視計器一覧(9/14)より抜粋して掲載</p> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">判断基準</td> <td>原子炉格納容器内への注水量</td> <td>・格納容器スプレイ流量計</td> </tr> <tr> <td>水源の確保</td> <td>・燃料取替用水ピット水位計</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>・復水ピット水位計</td> </tr> </table>	判断基準	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計	操作	・復水ピット水位計	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">判断基準</td> <td>原子炉格納容器への注水量</td> <td>・格納容器スプレイ流量</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>・燃料取替用水ピット水位計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b.(c)「海水を用いた可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">判断基準</td> <td>原子炉格納容器への注水量</td> <td>・低圧注入流量</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>・高圧注入流量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「1.2 原子炉格納材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)c. 「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">判断基準</td> <td>原子炉格納容器への注水量</td> <td>・低圧注入流量</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>・高圧注入流量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「1.2 原子炉格納材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(1)b. (d)「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」にて整備する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">判断基準</td> <td>原子炉格納容器への注水量</td> <td>・格納容器スプレイ流量</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>・燃料取替用水ピット水位計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「1.2 原子炉格納材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)c. 「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。</td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">判断基準</td> <td>原子炉格納容器への注水量</td> <td>・格納容器スプレイ流量</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>・燃料取替用水ピット水位計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b. (c)「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び1.6.2.2(1)b. (c)「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内のスプレイ」にて整備する。</td> </tr> </table>	判断基準	原子炉格納容器への注水量	・格納容器スプレイ流量	操作	・燃料取替用水ピット水位計		「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b.(c)「海水を用いた可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。	判断基準	原子炉格納容器への注水量	・低圧注入流量	操作	・高圧注入流量		「1.2 原子炉格納材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)c. 「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	判断基準	原子炉格納容器への注水量	・低圧注入流量	操作	・高圧注入流量		「1.2 原子炉格納材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(1)b. (d)「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」にて整備する。	判断基準	原子炉格納容器への注水量	・格納容器スプレイ流量	操作	・燃料取替用水ピット水位計		「1.2 原子炉格納材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)c. 「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。	判断基準	原子炉格納容器への注水量	・格納容器スプレイ流量	操作	・燃料取替用水ピット水位計		「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b. (c)「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び1.6.2.2(1)b. (c)「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内のスプレイ」にて整備する。	【大飯】記載方針の相違 (女川審査実績の反映)
判断基準		原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計																																																			
		水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計																																																			
		操作	・復水ピット水位計																																																			
		「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b.(c)「可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。																																																				
判断基準	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計																																																				
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計																																																				
	操作	・復水ピット水位計																																																				
判断基準	原子炉格納容器への注水量	・格納容器スプレイ流量																																																				
	操作	・燃料取替用水ピット水位計																																																				
		「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b.(c)「海水を用いた可搬式代替低圧注水ポンプによる代替格納容器スプレイ」にて整備する。																																																				
判断基準	原子炉格納容器への注水量	・低圧注入流量																																																				
	操作	・高圧注入流量																																																				
		「1.2 原子炉格納材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)c. 「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。																																																				
判断基準	原子炉格納容器への注水量	・低圧注入流量																																																				
	操作	・高圧注入流量																																																				
		「1.2 原子炉格納材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(1)b. (d)「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」にて整備する。																																																				
判断基準	原子炉格納容器への注水量	・格納容器スプレイ流量																																																				
	操作	・燃料取替用水ピット水位計																																																				
		「1.2 原子炉格納材圧力バウンダリ低圧時に発電用原子炉を冷却するための手順等」のうち、1.2.2.1(2)c. 「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による蒸気発生器への注水」にて整備する。																																																				
判断基準	原子炉格納容器への注水量	・格納容器スプレイ流量																																																				
	操作	・燃料取替用水ピット水位計																																																				
		「1.6 原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」のうち、1.6.2.1(1)b. (c)「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内の冷却等のための手順等」及び1.6.2.2(1)b. (c)「海水を用いた可搬式大型送水ポンプ車による原子炉格納容器内のスプレイ」にて整備する。																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由	
監視計器一覧(14/14)を再掲			監視計器一覧(2/3)を再掲			監視計器一覧 (8/29)				
監視計器一覧 (14 / 14)			監視計器一覧 (2/3)を再掲			監視計器一覧 (8/29)				
(8) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給 判断基準	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器	重大事故等対応要領書 「復水タンクから復水貯蔵タンク への補給」	判断基準	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	対応手段	監視計器	【女川】運用の相違（相違理由①） 【大飯】運用の相違（相違理由⑥）	
	1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等	監視計器	原子炉圧力容器内の水位	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	信 号	ICCS作動		
操作	水源の確保	監視計器	原子炉圧力容器内の圧力	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	信 号	炉心出口温度		
操作	水源の確保	監視計器	原子炉圧力容器内の温度	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	信 号	加圧器水位		
操作	水源の確保	監視計器	原子炉格納容器内の圧力	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	信 号	高圧注入流量		
操作	水源の確保	監視計器	原子炉格納容器内の温度	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	信 号	低圧注入流量		
操作	水源の確保	監視計器	原子炉格納容器内の圧力	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	信 号	1 次冷却材圧力 (広域)		
操作	水源の確保	監視計器	原子炉格納容器内の温度	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	信 号	原子炉格納容器内の温度		
操作	水源の確保	監視計器	原子炉格納容器内の圧力	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	信 号	格納容器内温度		
操作	水源の確保	監視計器	原子炉格納容器内の温度	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	信 号	格納容器内圧力		
操作	水源の確保	監視計器	原子炉格納容器内の圧力	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	信 号	格納容器内温度		
操作	水源の確保	監視計器	原子炉格納容器内の温度	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	信 号	格納容器内圧力		
操作	水源の確保	監視計器	原子炉格納容器内の温度	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 海水タンク水位	信 号	格納容器内温度		
操作	水源の確保									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由				
監視計器一覧(14/14)を再掲					監視計器一覧(2/3)を再掲								
監視計器一覧 (14 / 14)													
	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器											
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等													
(8) 復水ピットから燃料取替用 水ピットへの補給	原子炉圧力容器内の 水位	・加圧器水位計											
	原子炉圧力容器内の 圧力	・1次冷却圧力計											
	原子炉格納容器内の 温度	・格納容器内温度計											
	原子炉格納容器内の 圧力	・格納容器圧力計(広域) ・AM用格納容器圧力計											
	原子炉格納容器内の 水位	・格納容器水循環ポンプ水位計 (広域)											
	原子炉格納容器内 への注水量	・格納容器スプレイ流量計											
	原子炉格納容器内 の放射線量率	・格納容器内高レンジエリヤモニタ (低レンジ)											
		・格納容器エアロック区域エリヤモニタ											
		・炉内計装区域エリヤモニタ											
		・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ダスマニタ											
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・ほう酸タンク水位計 ・復水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計(CRT)											
		・安全注入作動警報											
		・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・N o. 2淡水タンク水位計 (CRT)											
		操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 ろ過水タンク水位 純水タンク水位 原水タンク水位									
監視計器一覧 (9/29)													
	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器											
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順													
I. 原水槽を水源とした 可搬型大型送水ポンプ車による 燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉容器への注水の場合)	判断基準	電源	原子炉格納容器内 の放射線量率	(i) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順 a) 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	・格納容器内高レンジエリヤモニタ(高 レンジ) ・格納容器内高レンジエリヤモニタ(低 レンジ) ・エアロックエリヤモニタ ・炉内核計装区域エリヤモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ								
				・沿幹廊1L電圧、2L電圧 ・後志幹線1L電圧、2L電圧 ・甲母癡電圧、乙母癡電圧 ・6-A、B、C 1、C 2、D母癡電圧									
				・原子炉補機冷却水供給開管流量 ・原子炉補機冷却水供給母管流量(AM 用) ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水 流量 ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水 流量(AM用)									
				・燃料取替用水ピット水位 ・2次系純水タンク水位 ・ろ過水タンク水位									
				信号	・EDCS作動								
	操作	水槽の確保	原子炉格納容器内 の温度		原子炉電力容器内 の温度	・炉心出口温度							
					原子炉電力容器内 の水位	・加圧器水位							
					原子炉電力容器内 の圧力	・1次冷却材圧力(広域)							
					原子炉圧力容器 への注水量	・高圧注入流量 ・低圧注入流量 ・代替格納容器スプレイポン出口積算 流量							
					原子炉格納容器内 の湿度	・格納容器内湿度							
【女川】運用の相 違(相違理由①) 【大飯】運用の相 違(相違理由②)													
泊3号炉との比較対象なし													

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

J.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由

監視計器一覧(14/14)を再掲

監視計器一覧(14/14)

対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等		
	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却圧力計
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器蒸発器ランプ水位計（広域）
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計 ・格納容器内高レンジエリヤモニタ（低レンジ） ・格納容器エアロック区域エリヤモニタ
	原子炉格納容器内の放射線量率	・炉内計装区域エリヤモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ダスマニタ
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・ほう酸タンク水位計 ・復水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計(CRT)
	信号	・安全注入作動警報
		・燃料取替用水ピット水位計
		・復水ピット水位計
		・N o. 2淡水タンク水位計(CRT)

泊3号炉との比較対象なし

監視計器一覧(10/29)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順		
	(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順	
	a. 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	
	(a) 原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	
	b. 原子炉圧力容器内の水位	・原子炉圧力容器圧力
	c. 格納容器圧力	・格納容器圧力 (A用)
	d. 格納容器スプレイ流量	・格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AM用)
	e. 原子炉圧力容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位 (広域) ・格納容器再循環サンプル水位 (狭域)
	f. 脱塩ヒートシンクの確保	・補助給水流量 ・蒸気発生器水位 (広域) ・蒸気発生器水位 (狭域)
	g. 水源の確保	・燃料取替用水ピット水位 ・格納容器内高レンジエリヤモニタ (高レンジ) ・格納容器内高レンジエリヤモニタ (低レンジ)
	h. 原子炉圧力容器内の放射線量率	・エアロックエリヤモニタ ・炉内計装区域エリヤモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ダスマニタ
	i. 電源	・泊幹線1L電圧、2L電圧 ・後志幹線1L電圧、2L電圧 ・甲母線電圧、乙母線電圧 ・6-A, B, C 1, C 2, D母線電圧
	j. 補機駆動機底	・原子炉補機冷却水供給母管流量 ・原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用) ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 ・原子炉補機冷却水冷卻器補機冷却海水流量 (AM用)
	k. 操作	1.13.2.2(10) a., (a) 1, 「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉圧力容器への注水中の場合)」の操作手順と同様である。

【女川】運用の相違（相違理由①）

【大飯】運用の相違（相違理由②）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

監視計器一覧(14/14)を再掲

監視計器一覧(14/14)

対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等		
原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計	
原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却圧力計	
原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計	
原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計(広域) ・AM用格納容器圧力計	
原子炉格納容器内の水位	・格納容器蒸発廻りポンプ水位計 (広域)	
原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計 ・格納容器内高レンジエリヤモニタ (低レンジ) ・格納容器エアロック区域エリヤモニタ	
原子炉格納容器内の放射線量率	・炉内計装区域エリヤモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ダスマニタ	
水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・ほう酸タンク水位計 ・復水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計(CRT)	
信号	・安全注入作動警報 ・燃料取替用水ピット水位計	
操作	・復水ピット水位計 ・N o. 2淡水タンク水位計 (CRT)	

女川原子力発電所2号炉

監視計器一覧(2/3)を再掲

判断基準	水源の確保	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)
重大事故等対応要旨 「淡水貯水槽から復水貯蔵タンクへの補給」	操作	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)

泊発電所3号炉

監視計器一覧(11/29)

対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手段		
(1) 燃料取替用水ピットへの補給	・可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 a) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	
	信号	・RCCS作動
	原子炉圧力容器内の温度	・炉心出口温度
	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位
	原子炉圧力容器への注水量	・高圧注入流量 ・低圧注入流量
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力(広域)
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度
	原子炉格納容器内の圧力	・原子炉格納容器圧力 ・格納容器圧力(炉用)
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器外蓄水タンク水位(広域) ・格納容器外蓄水タンク水位(狭域)
	補助給水流量	・補助給水流量
	最終ヒートシンクの確保	・蒸気発生器水位(広域) ・蒸気発生器水位(狭域)
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位 ・補助建屋サンプタンク水位 ・排気筒ガスマニタ ・排気筒高レンジガスマニタ(低レンジ) ・排気筒高レンジガスマニタ(高レンジ) ・直水器排氣ガスマニタ ・蒸気発生器プローデウン水モニタ ・高感度主蒸気管モニタ ・蒸気発生器水位(狭域) ・主蒸気ライン圧力 ・余熱排去ポンプ出口圧力 ・余熱除去冷却器入口温度 ・余熱除去冷却器出口温度 ・加圧器逃がしタンク水位 ・加圧器逃がしタンク圧力 ・加圧器逃がしタンク温度

相違理由

【女川】運用の相違(相違理由①)

【大飯】運用の相違(相違理由②)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																									
監視計器一覧(14/14)を再掲	監視計器一覧(2/3)を再掲	監視計器一覧(12/29)																																																																										
<p>監視計器一覧 (14 / 14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="14" style="vertical-align: top; text-align: center;">(8) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給 判断基準</td> <td>原子炉圧力容器内の水位</td> <td>・加圧器水位計</td> </tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td> <td>・1次冷却材圧力計</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の温度</td> <td>・格納容器内温度計</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td> <td>・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水位</td> <td>・格納容器直読サンプル水位計（広域）</td> </tr> <tr> <td>原子炉格納容器内への注水量</td> <td>・格納容器スプレイ流量計</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</td> </tr> <tr> <td>・格納容器エアロロック区域エリアモニタ</td> </tr> <tr> <td>・炉内計装区域エリアモニタ</td> </tr> <tr> <td>・格納容器じんあいモニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">水源の確保</td> <td>・格納容器ダスマニタ</td> </tr> <tr> <td>・燃料取替用水ピット水位計</td> </tr> <tr> <td>・ほう酸タンク水位計 ・復水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計(CRT)</td> </tr> <tr> <td>信号</td> <td>・安全注入作動警報</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">操作</td> <td>・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・N o. 2蒸水タンク水位計(CRT)</td> </tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等			(8) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給 判断基準	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計	原子炉格納容器内の水位	・格納容器直読サンプル水位計（広域）	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	・格納容器エアロロック区域エリアモニタ	・炉内計装区域エリアモニタ	・格納容器じんあいモニタ	水源の確保	・格納容器ダスマニタ	・燃料取替用水ピット水位計	・ほう酸タンク水位計 ・復水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計(CRT)	信号	・安全注入作動警報	操作	・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・N o. 2蒸水タンク水位計(CRT)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>判断基準</th> <th>水位の確保</th> <th>復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>操作</td> <td>復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)</td> </tr> </tbody> </table>	判断基準	水位の確保	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)	操作	操作	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要な監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(I) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順</td> </tr> <tr> <td colspan="3">a) 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</td> </tr> <tr> <td colspan="3">b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</td> </tr> <tr> <td rowspan="12" style="vertical-align: top; text-align: center;">① 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 判断基準 電源</td> <td rowspan="4">原子炉格納容器内の放射線量率</td> <td>・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・エアロロックエリアモニタ ・炉内核炉井区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ダスマニタ</td> </tr> <tr> <td>・沿幹線 1L 電圧、2L 電圧</td> </tr> <tr> <td>・後志幹線 1L 電圧、2L 電圧</td> </tr> <tr> <td>・甲母発電圧、乙母発電圧</td> </tr> <tr> <td>・6-A, B, C, D 母線電圧</td> <td rowspan="4">補機駆動機能</td> <td>・原子炉補機冷却水供給管路流量 ・原子炉補機冷却水供給管路流量 (AM用)</td> </tr> <tr> <td>・原子炉補機冷却水供給器補機冷却海水流量</td> <tr> <td>・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>・燃料取替用水ピット水位</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">② 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 判断基準</td> <td rowspan="4">信号</td> <td>・DCS作動 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器内の圧力</td> </tr> <tr> <td>・炉心出口温度</td> </tr> <tr> <td>・加圧器水位</td> </tr> <tr> <td>・1次冷却材圧力（広域）</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">操作</td> <td>・高圧注入流量 原子炉圧力容器への注水量 代替格納容器スプレイボンブ出口積算流量 原子炉格納容器内の温度</td> </tr> </tr></tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順			(I) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順			a) 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給			b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給			① 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 判断基準 電源	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・エアロロックエリアモニタ ・炉内核炉井区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ダスマニタ	・沿幹線 1L 電圧、2L 電圧	・後志幹線 1L 電圧、2L 電圧	・甲母発電圧、乙母発電圧	・6-A, B, C, D 母線電圧	補機駆動機能	・原子炉補機冷却水供給管路流量 ・原子炉補機冷却水供給管路流量 (AM用)	・原子炉補機冷却水供給器補機冷却海水流量	・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)	操作	・燃料取替用水ピット水位	② 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 判断基準	信号	・DCS作動 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器内の圧力	・炉心出口温度	・加圧器水位	・1次冷却材圧力（広域）	操作	・高圧注入流量 原子炉圧力容器への注水量 代替格納容器スプレイボンブ出口積算流量 原子炉格納容器内の温度
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器																																																																										
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等																																																																												
(8) 復水ピットから燃料取替用水ピットへの補給 判断基準	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計																																																																										
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計																																																																										
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計																																																																										
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計																																																																										
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器直読サンプル水位計（広域）																																																																										
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計																																																																										
	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）																																																																										
		・格納容器エアロロック区域エリアモニタ																																																																										
		・炉内計装区域エリアモニタ																																																																										
		・格納容器じんあいモニタ																																																																										
	水源の確保	・格納容器ダスマニタ																																																																										
		・燃料取替用水ピット水位計																																																																										
		・ほう酸タンク水位計 ・復水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計(CRT)																																																																										
	信号	・安全注入作動警報																																																																										
操作	・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・N o. 2蒸水タンク水位計(CRT)																																																																											
	判断基準	水位の確保	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)																																																																									
	操作	操作	復水貯蔵タンク水位 淡水貯水槽 (No. 1) 淡水貯水槽 (No. 2)																																																																									
対応手段		重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器																																																																									
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順																																																																												
(I) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順																																																																												
a) 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給																																																																												
b) 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給																																																																												
① 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 判断基準 電源	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・エアロロックエリアモニタ ・炉内核炉井区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ダスマニタ																																																																										
		・沿幹線 1L 電圧、2L 電圧																																																																										
		・後志幹線 1L 電圧、2L 電圧																																																																										
		・甲母発電圧、乙母発電圧																																																																										
	・6-A, B, C, D 母線電圧	補機駆動機能	・原子炉補機冷却水供給管路流量 ・原子炉補機冷却水供給管路流量 (AM用)																																																																									
	・原子炉補機冷却水供給器補機冷却海水流量		・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)	操作	・燃料取替用水ピット水位	② 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 判断基準	信号	・DCS作動 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器内の圧力	・炉心出口温度	・加圧器水位	・1次冷却材圧力（広域）	操作	・高圧注入流量 原子炉圧力容器への注水量 代替格納容器スプレイボンブ出口積算流量 原子炉格納容器内の温度																																																															
	・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)																																																																											
	操作		・燃料取替用水ピット水位																																																																									
	② 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 判断基準	信号	・DCS作動 原子炉圧力容器内の温度 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器内の圧力																																																																									
			・炉心出口温度																																																																									
			・加圧器水位																																																																									
			・1次冷却材圧力（広域）																																																																									
操作		・高圧注入流量 原子炉圧力容器への注水量 代替格納容器スプレイボンブ出口積算流量 原子炉格納容器内の温度																																																																										

泊3号炉との比較対象なし

【女川】運用の相違（相違理由①）

【大飯】運用の相違（相違理由⑥）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																													
<p style="text-align: center;">監視計器一覧(14/14)を再掲</p> <p>監視計器一覧 (14 / 14)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の 対応に必要となる 監視項目</th><th>監視計器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等</td></tr> <tr> <td rowspan="14" style="vertical-align: top; text-align: center;">(8) 復水ピットから燃料取替用 水ピットへの補給</td><td>原子炉圧力容器内の水位</td><td>・加圧器水位計</td></tr> <tr> <td>原子炉圧力容器内の圧力</td><td>・1次冷却水圧力計</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の温度</td><td>・格納容器内温度計</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の圧力</td><td>・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水位</td><td>・格納容器直読サンプル水位計（広域）</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内への注水量</td><td>・格納容器スプレイ流量計</td></tr> <tr> <td rowspan="4">原子炉格納容器内 の放射線量率</td><td>・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</td></tr> <tr> <td>・格納容器エアロック区域エリアモニタ</td></tr> <tr> <td>・炉内計装区域エリアモニタ</td></tr> <tr> <td>・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ダスマニタ</td></tr> <tr> <td rowspan="3">水源の確保</td><td>・燃料取替用水ピット水位計</td></tr> <tr> <td>・ほう酸タンク水位計 ・復水ピット水位計</td></tr> <tr> <td>・1次系純水タンク水位計(CRT)</td></tr> <tr> <td>信号</td><td>・安全注入作動警報</td></tr> <tr> <td rowspan="3">操作</td><td>・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・N o. 2添水タンク水位計(CRT)</td></tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器	1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等			(8) 復水ピットから燃料取替用 水ピットへの補給	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却水圧力計	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計	原子炉格納容器内の水位	・格納容器直読サンプル水位計（広域）	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計	原子炉格納容器内 の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	・格納容器エアロック区域エリアモニタ	・炉内計装区域エリアモニタ	・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ダスマニタ	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計	・ほう酸タンク水位計 ・復水ピット水位計	・1次系純水タンク水位計(CRT)	信号	・安全注入作動警報	操作	・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・N o. 2添水タンク水位計(CRT)	<p style="text-align: center;">泊3号炉との比較対象なし</p> <p>監視計器一覧 (13/29)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の 対応に必要となる 監視項目</th><th>監視計器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順</td></tr> <tr> <td rowspan="14" style="vertical-align: top; text-align: center;">(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順 a. 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給</td><td>原子炉格納容器内の圧力</td><td>・原子炉格納容器圧力 ・格納容器圧力（烟用）</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器への注水量</td><td>・B-格納容器スプレイ冷却出口積算流量（AM用）</td></tr> <tr> <td>原子炉格納容器内の水位</td><td>・格納容器再循環サンプル水位（広域） ・格納容器再循環サンプル水位（狭域）</td></tr> <tr> <td>最終ヒートシンクの確保</td><td>・補助給水流量 ・蒸気発生器水位（広域） ・蒸気発生器水位（狭域）</td></tr> <tr> <td>水源の確保</td><td>・燃料取替用水ピット水位</td></tr> <tr> <td rowspan="4">判斷基準</td><td>・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）</td></tr> <tr> <td>・エアロックエリアモニタ</td></tr> <tr> <td>・炉内核機器監視区域エリアモニタ</td></tr> <tr> <td>・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ</td></tr> <tr> <td rowspan="4">電源</td><td>・泊幹線1L電圧、2L電圧 ・後志幹線1L電圧、2L電圧 ・甲母線電圧、乙母線電圧 ・6-A, B, C, D母線電圧</td></tr> <tr> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量</td></tr> <tr> <td>・原子炉補機冷却水供給母管流量（AM用）</td></tr> <tr> <td>・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量</td></tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td><td>・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量（AM用）</td></tr> <tr> <td>1.13.2.2(1) a, (b) i. 「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）」の操作手順と同様である。</td></tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器	1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順			(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順 a. 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	原子炉格納容器内の圧力	・原子炉格納容器圧力 ・格納容器圧力（烟用）	原子炉格納容器への注水量	・B-格納容器スプレイ冷却出口積算流量（AM用）	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位（広域） ・格納容器再循環サンプル水位（狭域）	最終ヒートシンクの確保	・補助給水流量 ・蒸気発生器水位（広域） ・蒸気発生器水位（狭域）	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位	判斷基準	・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	・エアロックエリアモニタ	・炉内核機器監視区域エリアモニタ	・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ	電源	・泊幹線1L電圧、2L電圧 ・後志幹線1L電圧、2L電圧 ・甲母線電圧、乙母線電圧 ・6-A, B, C, D母線電圧	・原子炉補機冷却水供給母管流量	・原子炉補機冷却水供給母管流量（AM用）	・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量	操作	・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量（AM用）	1.13.2.2(1) a, (b) i. 「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）」の操作手順と同様である。	<p style="color: red;">【女川】運用の相違（相違理由①）</p> <p style="color: red;">【大飯】運用の相違（相違理由④）</p>
対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器																																																														
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等																																																																
(8) 復水ピットから燃料取替用 水ピットへの補給	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計																																																														
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却水圧力計																																																														
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計																																																														
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計																																																														
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器直読サンプル水位計（広域）																																																														
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計																																																														
	原子炉格納容器内 の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）																																																														
		・格納容器エアロック区域エリアモニタ																																																														
		・炉内計装区域エリアモニタ																																																														
		・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ダスマニタ																																																														
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計																																																														
		・ほう酸タンク水位計 ・復水ピット水位計																																																														
		・1次系純水タンク水位計(CRT)																																																														
	信号	・安全注入作動警報																																																														
操作	・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・N o. 2添水タンク水位計(CRT)																																																															
	対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器																																																													
	1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順																																																															
(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順 a. 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 b. 代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	原子炉格納容器内の圧力	・原子炉格納容器圧力 ・格納容器圧力（烟用）																																																														
	原子炉格納容器への注水量	・B-格納容器スプレイ冷却出口積算流量（AM用）																																																														
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位（広域） ・格納容器再循環サンプル水位（狭域）																																																														
	最終ヒートシンクの確保	・補助給水流量 ・蒸気発生器水位（広域） ・蒸気発生器水位（狭域）																																																														
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位																																																														
	判斷基準	・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ） ・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）																																																														
		・エアロックエリアモニタ																																																														
		・炉内核機器監視区域エリアモニタ																																																														
		・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ																																																														
	電源	・泊幹線1L電圧、2L電圧 ・後志幹線1L電圧、2L電圧 ・甲母線電圧、乙母線電圧 ・6-A, B, C, D母線電圧																																																														
		・原子炉補機冷却水供給母管流量																																																														
		・原子炉補機冷却水供給母管流量（AM用）																																																														
		・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量																																																														
	操作	・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量（AM用）																																																														
1.13.2.2(1) a, (b) i. 「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）」の操作手順と同様である。																																																																

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由			
監視計器一覧(14/14)を再掲					監視計器一覧(2/3)を再掲							
監視計器一覧 (14 / 14)					監視計器一覧 (2/3)を再掲							
対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器	対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器	対応手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器				
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等			重大事故等対応措置 「海から復水貯蔵タンクへの補給」	水源の確保	復水貯蔵タンク水位	重大事故等対応措置 「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給」	(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順 a. 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給 b. 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給					
(8) 復水ピットから燃料取替用 水ピットへの補給	原子炉圧力容器内 の水位	・加圧器水位計	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位	相應法則	信號	・HCCS作動				
	原子炉圧力容器内 の圧力	・1次冷却圧力計					原子炉圧力容器内 の温度	・炉心出口温度				
	原子炉格納容器内 の温度	・格納容器内温度計					原子炉圧力容器内 の水位	・加圧器水位				
	原子炉格納容器内 の圧力	・格納容器圧力計 (広域)					原子炉圧力容器 への注水量	・高圧注入流量				
	原子炉格納容器内 の水位	・AM用格納容器圧力計					原子炉圧力容器内 の圧力	・低圧注入流量				
	原子炉格納容器内 への注水量	・格納容器蒸発廻りポンプ水位計 (広域)					原子炉格納容器内 の温度	・1次冷却材圧力 (広域)				
		・格納容器スプレイ流量計					原子炉格納容器内 の圧力	・格納容器内温度				
		・格納容器内高レンジエリヤモニタ (低レンジ)					原子炉格納容器内 の水位	・原子炉格納容器圧力				
	原子炉格納容器内 の放射線量率	・格納容器エアロック区域エリヤモニタ					原子炉格納容器内 への注水量	・格納容器圧力 (炉用)				
		・炉内計装区域エリヤモニタ					原子炉格納容器内 の水位	・格納容器再循環サンプル水位 (広域)				
		・格納容器じんあいモニタ						・格納容器再循環サンプル水位 (狭域)				
		・格納容器ダスマニタ						・補助給水流量				
		・燃料取替用水ピット水位計						・蒸気発生器水位 (広域)				
	水源の確保	・ほう酸タンク水位計						・蒸気発生器水位 (狭域)				
		・復水ピット水位計						・燃料取替用水ピット水位				
		・1次系純水タンク水位計(CRT)						・排気筒ガスモニタ				
操作	信号	・安全注入作動警報						・排気筒ガスモニタ (低レンジ)				
		・燃料取替用水ピット水位計						・排気筒ガスモニタ (高レンジ)				
	水源の確保	・復水ピット水位計						・復水器排気ガスモニタ				
		・N o. 2淡水タンク水位計 (CRT)						・蒸気発生器プローダウン水モニタ				
								・高濃度型主蒸気管モニタ				
								・蒸気発生器水位 (狭域)				
								・主蒸気ライン圧力				
								・余熱除去ポンプ入口圧力				
								・余熱除去ポンプ出口温度				
								・加圧器遮断水タンク水位				
								・加圧器遮断水タンク圧力				
								・加圧器遮断水タンク温度				

【女川】運用の相違（相違理由①）

【大飯】運用の相違（相違理由⑥）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

監視計器一覧(14/14)を再掲

監視計器一覧 (14 / 14)

対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等		
原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計	
原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却圧力計	
原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計	
原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域）	
原子炉格納容器内の水位	・AM用格納容器圧力計	
原子炉格納容器内の水位	・格納容器蒸発廻りポンプ水位計（広域）	
原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計	
	・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	
原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器エアロック区域エリアモニタ	
	・炉内計装区域エリアモニタ	
	・格納容器じんあいモニタ	
	・格納容器ダスマニタ	
水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計	
	・ほう酸タンク水位計	
	・復水ピット水位計	
	・1次系純水タンク水位計(CRT)	
信号	・安全注入作動警報	
	・燃料取替用水ピット水位計	
	・復水ピット水位計	
	・N o. 2淡水タンク水位計(CRT)	
操作	水源の確保	

女川原子力発電所2号炉

監視計器一覧(2/3)を再掲

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順		
(i) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順	a: 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	
	b: 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	

監視計器一覧 (15/29)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順		
(i) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順	a: 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	
	b: 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	
	c: 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用水ピットへの補給	
	d: 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）	・格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ）
	e: 格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）	・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）
	f: エアロックエリアモニタ	・エアロックエリアモニタ
	g: 内核計装区域エリアモニタ	・炉内核計装区域エリアモニタ
	h: 格納容器ガスマニタ	・格納容器ガスマニタ
	i: 格納容器ガスマニタ	・格納容器ガスマニタ
	j: 海幹線1L電圧、2L電圧	・海幹線1L電圧、2L電圧
	k: 後志幹線1L電圧、2L電圧	・後志幹線1L電圧、2L電圧
	l: 甲母線電圧、乙母線電圧	・甲母線電圧、乙母線電圧
	m-A, B, C 1, C 2, D母線電圧	・m-A, B, C 1, C 2, D母線電圧
	n: 原子炉補機冷却水供給母管流量	・原子炉補機冷却水供給母管流量
	o: 原子炉補機冷却水供給母管流量(A用)	・原子炉補機冷却水供給母管流量(A用)
	p: 原子炉補機冷却水供給母管流量(B用)	・原子炉補機冷却水供給母管流量(B用)
	q: 原子炉補機冷却水供給母管流量(C用)	・原子炉補機冷却水供給母管流量(C用)
	r: 原子炉補機冷却水供給母管流量(D用)	・原子炉補機冷却水供給母管流量(D用)
	s: 燃料取替用水ピット水位	・燃料取替用水ピット水位
	t: 信号	・ECCS作動
	u: 原子炉正力容器内の風度	・炉心由立風度
	v: 原子炉正力容器内の水位	・加圧器水位
	w: 原子炉正力容器内の圧力	・1次冷却材圧力(広域)
	x: 原子炉正力容器への注水量	・高圧注入流量
	y: 低圧注入流量	・低圧注入流量
	z: 代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量	・代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量
	aa: 原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度

泊3号炉との比較対象なし

相違理由

【女川】運用の相違（相違理由①）
【大飯】運用の相違（相違理由②）

【女川】運用の相違（相違理由①）
【大飯】運用の相違（相違理由②）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由	
監視計器一覧(14/14)を再掲						
監視計器一覧 (14 / 14)						
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器				
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等						
(8) 復水ピットから燃料取替用 水ピットへの補給	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計				
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却圧力計				
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計				
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計 (広域) ・AM用格納容器圧力計				
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器蒸発モニタリング水位計 (広域)				
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計 ・格納容器内高レンジエリヤモニタ (低レンジ) ・格納容器エアロロック区域エリヤモニタ				
	原子炉格納容器内の放射線量率	・炉内計装区域エリヤモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ダスマニタ				
	水源の確保	・燃料取替用ピット水位計 ・ほう酸タンク水位計 ・復水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計 (CRT)				
	信号	・安全注入作動警報				
	操作	・燃料取替用ピット水位計 ・復水ピット水位計				
		・N o. 2淡水タンク水位計 (CRT)				
泊3号炉との比較対象なし						
監視計器一覧 (16/29)						
対応手段	重大事故等の対応に必要な 監視項目	監視計器				
L.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順						
(1) 燃料取替用ピットへの補給						
a: 可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用ピットへの補給						
b: 海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用ピットへの補給						
ii. 海を水源とした 可搬型大型送水ポンプ車による 燃料取替用ピットへの補給 (原子炉格納容器内へのスプレイ中の 場合)	原子炉格納容器内の圧力	・原子炉格納容器圧力 ・格納容器圧力 (刈用)				
	原子炉格納容器への注水量	・B-格納容器スプレイ流量 ・格納容器内蒸発サンプ水位 (広域)				
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器内蒸発サンプ水位 (狭域)				
	最終ヒートシングルの確保	・補助給水流量 ・蒸気発生器水位 (広域) ・蒸気発生器水位 (狭域)				
	水源の確保	・燃料取替用ピット水位				
	判断基準	・格納容器内高レンジエリヤモニタ (高レンジ) ・格納容器内高レンジエリヤモニタ (低レンジ)				
		・エアロックエリヤモニタ ・伊内核計装区域エリヤモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスモニタ				
		・直幹機1号電圧、2号電圧 ・後志幹機1号電圧、2号電圧 ・甲母幹電圧、乙母幹電圧				
		・6-A, B, C 1, C 2, D母幹電圧				
	電源	・原子炉補機冷却水供給流量 ・原子炉補機冷却水供給母管流量 (AM用) ・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量				
		・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)				
		1.13.2.2 (1) a, (c) 1, 「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用ピットへの補給 (原子炉格納容器への注水中の場合)」の操作手順と同様である。				
	補機駆動機能	・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量				
		・原子炉補機冷却水冷却器補機冷却海水流量 (AM用)				
	操作	1.13.2.2 (1) a, (c) 1, 「海を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による燃料取替用ピットへの補給 (原子炉格納容器への注水中の場合)」の操作手順と同様である。				
【女川】運用の相違（相違理由①）						
【大飯】運用の相違（相違理由⑥）						

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

監視計器一覧(13/14)を再掲

監視計器一覧 (13 / 14)

対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等		
	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計 (広域) ・AM用格納容器圧力計
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位計 (広域)
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計
(7) N o. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	原子炉格納容器内高レジニアリアモニタ (低レジニア)	・格納容器内高レジニアリアモニタ (低レジニア)
	原子炉格納容器内放射線量率	・格納容器エアロック区域エリアモニタ ・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・N o. 3淡水タンク水位計 (C R T) ・N o. 2淡水タンク水位計 (C R T)
	信号	・安全注入作動警報
	操作	1.13.2.2 (8)と同様。

女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

監視計器一覧 (17/29)

対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器
L.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順 b. 電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 (a) ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給		
	原子炉圧力容器内の水位	・BCCS作動 ・加圧器水位
	原子炉圧力容器内の注水量	・高圧注入流量 ・低圧注入流量
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力 (広域)
	原子炉格納容器内の湿度	・格納容器内湿度
	原子炉格納容器内の圧力	・原子炉格納容器圧力 ・格納容器圧力 (AH用)
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位 (広域) ・格納容器再循環サンプル水位 (狭域)
判断基準		・補助建屋サンプルタンク水位 ・排気筒ガスマニタ ・排気筒高レジニアガスマニタ (低レジニア) ・排気筒高レジニアガスマニタ (高レジニア) ・液水器排気ガスマニタ ・蒸気発生器プローブダウン水位 ・高感度型主蒸気管モニタ ・主蒸気モニタ水位 (狭域) ・主蒸気ライン圧力 ・余熱排汽ポンプ出口圧力 ・余熱除去冷却器入口温度 ・余熱除去冷却器出口温度 ・加圧器逃がしタンク水位 ・加圧器逃がしタンク圧力 ・加圧器逃がしタンク温度
	格納容器バイパスの監視	・格納容器内高レジニアリアモニタ (低レジニア)
		・エアロックエリアモニタ ・炉内換気装置区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ

泊3号炉との比較対象なし

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

J.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
監視計器一覧(13/14)を再掲													
監視計器一覧 (13 / 14)													
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器											
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等													
(7) N o. 2淡水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計	泊3号炉との比較対象なし	監視計器一覧 (18/29)	L.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順 a. 電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 b. ろ過水タンクを水源とした電動機駆動消防ポンプ又はディーゼル駆動消防ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 燃料取替用水ピットへの補給								
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計											
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計											
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計 (広域) ・AM用格納容器圧力計											
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位計 (広域)											
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計											
		・格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)											
	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器エアロック区域エリアモニタ ・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ											
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・N o. 3淡水タンク水位計 (C R T) ・N o. 2淡水タンク水位計 (C R T)											
	信号	・安全注入作動警報											
操作	1.13.2.2 (8)と同様。												
泊3号炉との比較対象なし													

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

色：女川2号炉の記載のうち、WR固有の設備や対応手段であり、13号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

監視計器一覧(11/14)を再掲			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
監視計器一覧(11/14)					
監視計器一覧(11/14)					
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視器			
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等					
(5) 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計	泊3号炉との比較対象なし		
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計			
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計			
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計(広域) ・AM用格納容器圧力計			
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位計(広域)			
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計			
	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ) ・格納容器エアロック区域エリアモニタ			
		・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ			
		・格納容器ガスモニタ			
		・燃料取替用水ピット水位計 ・ほう酸タンク水位計 ・1次系純水タンク水位計(C.R.T.) ・加圧器逃がしタンク水位計			
操作	信号	・安全注入作動警報			
	加圧器逃がしタンク経由の補給は1.13.2.2 (6)a.と同様。 使用済燃料ピット脱塩塔経由の補給は1.13.2.2 (6)b.と同様。				
監視計器一覧(19/29)					
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視器			
1.13.2.2 水源～水を補給するための対応手順					
(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順					
c. 1次系純水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給					
(a) 1次系純水タンクを水源とした1次系純水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給					
判断基準	信号	・ECCS作動			
	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位			
	原子炉圧力容器への注水量	・高圧注入流量			
	原子炉圧力容器内の圧力	・低圧注入流量			
	原子炉格納容器内の温度	・1次冷却材圧力(広域)			
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器内温度			
	原子炉格納容器内の水位	・原子炉格納容器圧力			
	水源の確保	・格納容器圧力(AM用)			
		・格納容器再循環サンプル水位(広域)			
	格納容器バイパスの監視	・格納容器再循環サンプル水位(狭域)			
		・燃料取替用水ピット水位			
		・1次系純水タンク水位			
		・ほう酸タンク水位			
		・補助建屋サンプルタンク水位			
		・排気筒ガスマニタ			
		・排気筒高レンジガスマニタ(低レンジ)			
		・排気筒高レンジガスマニタ(高レンジ)			
		・液水器排気ガスマニタ			
		・蒸気発生器プローダウン水モニタ			
【大飯】運用の相違(相違理由⑦)	尚惑度型主蒸気管モニタ				
	・蒸気発生器水位(狭域)				
	・主蒸気圧力				
	・余熱除去ポンプ出口圧力				
	・余熱除去冷却器入口温度				
	・余熱除去冷却器出口温度				
	・加圧器逃がしタンク水位				
	・加圧器逃がしタンク圧力				
	・加圧器逃がしタンク温度				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
監視計器一覧(11/14)を再掲											
監視計器一覧 (11/14)											
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器									
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等											
(5) 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計	監視計器一覧 (20/29)								
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計	L 13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順 (1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順 e. 1次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 (a) 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器					
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計	i. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉格納容器への注水中の場合は)	判断基準	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ) ・エアロックエリアモニタ					
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計(広域) ・AM用格納容器圧力計		操作	原内核計装区域エリアモニタ	・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ					
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位計(広域)			水源の確保	・燃料取替用水ピット水位 ・1次系純水タンク水位					
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計				信号					
	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ) ・格納容器エアロック区域エリアモニタ				・ECCS作動					
		・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ				原子炉圧力容器内の水位					
		・燃料取替用水ピット水位計 ・ほう酸タンク水位計 ・1次系純水タンク水位計(CRT) ・加圧器逃がしタンク水位計				原子炉圧力容器内の圧力(広域)					
		信号				原子炉格納容器内の温度					
	加圧器逃がしタンク経由の補給は1.13.2.2 (6)aと同様。 使用済燃料ピット脱塙塔経由の補給は1.13.2.2 (6)bと同様。					原子炉格納容器内の圧力(烟用)					
操作	泊3号炉との比較対象なし					原内核計装区域エリアモニタ					
						・格納容器スプレイ流量 ・B-格納容器スプレイ冷却器出口積算流量(AMH)					
【大飯】運用の相違（相違理由⑧）						原内核計装区域エリアモニタ					
						・格納容器再循環サンプル水位(広域) ・格納容器再循環サンプル水位(狭域)					
						水源の確保					
						・1次系純水タンク水位 ・ほう酸タンク水位					
						原内核計装区域エリアモニタ					
						・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ) ・エアロックエリアモニタ					
						・原内核計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ					
						1.13.2.2 (1)e, (6)i, 「1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる使用済燃料ピット浄化ラインを経由した燃料取替用水ピットへの補給(原子炉格納容器への注水中の場合)」の操作手順と同様である。					

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
監視計器一覧(11/14)を再掲					
監視計器一覧 (11/14)					
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器			
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等					
(5) 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計	泊3号炉との比較対象なし	監視計器一覧 (21/29)	【大飯】運用の相違（相違理由③）
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計			
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計			
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域）			
		・AM用格納容器圧力計			
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位計（広域）			
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計			
	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ）			
		・格納容器エアロック区域エリアモニタ			
		・炉内計装区域エリアモニタ			
		・格納容器じんあいモニタ			
水源の確保	・格納容器ガスモニタ			対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目
	・燃料取替用水ピット水位計				
	・ほう酸タンク水位計				
	・1次系純水タンク水位計(CRT)				
信号	・加圧器逃がしタンク水位計				
	・安全注入作動警報				
操作	加圧器逃がしタンク経由の補給は1.13.2.2 (6)a,と同様。 使用済燃料ピット脱塙塔経由の補給は1.13.2.2 (6)b,と同様。				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
監視計器一覧(11/14)を再掲					
監視計器一覧 (11/14)					
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器			
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等					
(5) 1次系純水タンクから燃料取替用水ピットへの補給	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計			
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計			
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計			
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計 (広域) ・AM用格納容器圧力計			
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位計 (広域)			
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計			
		・格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ)			
		・格納容器エアロック区域エリアモニタ			
		・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ			
		・燃料取替用水ピット水位計 ・ほう酸タンク水位計 ・1次系純水タンク水位計(CRT) ・加圧器逃がしタンク水位計			
操作	信号	・安全注入作動警報			
		加圧器逃がしタンク経由の補給は1.13.2.2 (6)aと同様。 使用済燃料ピット脱塙塔経由の補給は1.13.2.2 (6)bと同様。			
泊3号炉との比較対象なし					
監視計器一覧 (22/29)					
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器			
1.13.2.2 水庫へ水を補給するための対応手順					
	(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順				
	a. 1次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給				
	b) 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給				
操作	i. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉容器への注水の場合)	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) ・エアロックエリアモニタ ・伊内核計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ		
		水庫の確保	・燃料取替用水ピット水位 ・1次系純水タンク水位		
	ii. 1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉容器へのスプレイ中の場合)	原子炉圧力容器内の水位	・ECCS作動 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器内の圧力		【大飯】運用の相違 (相違理由⑦)
		原子炉格納容器内の温度	・1次冷却材圧力 (広域)		
		原子炉格納容器内の圧力	・格納容器内温度		
		原子炉格納容器圧力	・原子炉格納容器圧力 (炉用)		
		B-格納容器スプレイ流量	・B-格納容器スプレイ流量		
		原子炉格納容器内の注水量	・原子炉格納容器内の注水量 (A用)		
		原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位 (広域) ・格納容器再循環サンプル水位 (狭域)		
		水庫の確保	・燃料取替用水ピット水位 ・1次系純水タンク水位 ・ほう酸タンク水位		
操作		原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) ・エアロックエリアモニタ ・伊内核計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ		
			1.13.2.2 (1) a, (6) i, 「1次系純水タンクを水源とした1次系補給水ポンプによる加圧器逃がしタンクを経由した燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉容器への注水の場合)」の操作手順と同様である。		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由						
監視計器一覧(12/14)を再掲											
監視計器一覧 (12 / 14)											
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器									
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等											
(6) N o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給	判断基準	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉格納容器内の温度 原子炉格納容器内の圧力 <ul style="list-style-type: none"> ・AM用格納容器圧力計 原子炉格納容器内の水位 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器再循環サンプル水位計(広域) 原子炉格納容器内への注水量 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器スプレイ流量計 原子炉格納容器内の放射線量率 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ) ・格納容器エアロック区域エリアモニタ ・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ 水源の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット水位計 ・1次系純水タンク水位計(CRT) ・N o. 3淡水タンク水位計(CRT) ・使用済燃料ピット水位計(CRT) 信号 <ul style="list-style-type: none"> ・安全注入作動警報 操作 <ul style="list-style-type: none"> 1.13.2.7(7)と同様。 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉圧力容器内の水位 原子炉圧力容器への注水量 原子炉圧力容器内の圧力 原子炉格納容器内の温度 原子炉格納容器内の圧力 <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器圧力 原子炉格納容器内の水位 <ul style="list-style-type: none"> ・格納容器再循環サンプル水位(広域) ・格納容器再循環サンプル水位(狭域) 水槽の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット水位 ・1次系純水タンク水位 ・2次系純水タンク水位 ・使用済燃料ピット水位 ・補助建屋サンプルタンク水位 ・排気筒高スモニタ ・排気筒高レンジガスマニタ(低レンジ) ・排気筒高レンジガスマニタ(高レンジ) ・液水器排気ガスマニタ ・蒸気発生器プローブウォン水モニタ ・高感度型主蒸気管モニタ ・蒸気発生器水位(狭域) ・主蒸気ライン圧力 ・余熱排汽ポンプ出口圧度 ・余熱排汽冷却器出口温度 ・加圧器通がしタンク水位 ・加圧器通がしタンク圧力 ・加圧器通がしタンク温度 	<p>監視計器一覧 (23/29)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th><th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th><th>監視計器</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手段 <ul style="list-style-type: none"> (1) 燃料取替用水ピットへの水を補給するための対応手段 <ul style="list-style-type: none"> d. 2次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 <ul style="list-style-type: none"> (a) 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給 </td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手段 <ul style="list-style-type: none"> (1) 燃料取替用水ピットへの水を補給するための対応手段 <ul style="list-style-type: none"> d. 2次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 <ul style="list-style-type: none"> (a) 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給 			【大飯】運用の相違（相違理由⑦）
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器									
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手段 <ul style="list-style-type: none"> (1) 燃料取替用水ピットへの水を補給するための対応手段 <ul style="list-style-type: none"> d. 2次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 <ul style="list-style-type: none"> (a) 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給 											

泊3号炉との比較対象なし

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

J.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由				
監視計器一覧(12/14)を再掲									
監視計器一覧 (12 / 14)									
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器							
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等									
(6) N o. 3淡水タンクから使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計	泊3号炉との比較対象なし	監視計器一覧 (24/29)	【大飯】運用の相違（相違理由⑧）				
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計							
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計							
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計 (広域) ・AM用格納容器圧力計							
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位計 (広域)							
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計							
	判断基準	・格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) ・格納容器エアロック区域エリアモニタ							
		・炉内計装区域エリアモニタ							
		・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ							
		・格納容器内湿度							
	水源の確保	・格納容器圧力 (広域)							
		・格納容器内水位							
		・格納容器内水位計 (CRT)							
	信号	・1次系純水タンク水位計 (CRT) ・使用済燃料ピット水位計 (CRT)							
	操作	・安全注入作動警報							
		1.13.2.2 (7)と同様。							
L.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順									
(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順									
d. 2次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給									
(a) 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給									
対応手段			重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器					
I. 13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順			L.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手順						
(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順			(1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手順						
d. 2次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給			d. 2次系補給水ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給						
(a) 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給			(a) 2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給						
判断基準	操作	・格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) ・エアロックエリアモニタ ・伊内核計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ	・原子炉格納容器内の放射線量率						
		・燃料取替用水ピット水位	・水位の確保						
		・2次系純水タンク水位							
		・使用済燃料ピット水位							
		信号							
	操作	・HCS作動							
		・原子炉圧力容器内の水位							
		・原子炉圧力容器内の圧力							
		・原子炉格納容器内の湿度							
		・原子炉格納容器内の圧力							
操作	操作	・格納容器内温度							
		・原 原子炉格納容器内水位							
		・原 原子炉格納容器内水位							
		・原 原子炉格納容器内水位							
		・原 原子炉格納容器内水位							
	操作	・格納容器スプレイ流量							
		・B-1格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AMR)							
		・格納容器内水位							
		・格納容器内水位							
		・格納容器内水位							
I. 13.2.2 (1) d. (a) 1. 「2次系純水タンクを水源とした2次系補給水ポンプによる使用済燃料ピットを経由した燃料取替用水ピットへの補給 (原子炉格納容器への注水中の場合)」の操作手順と同様である。									

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉

監視計器一覧(10/14)を再掲

監視計器一覧 (10 / 14)

対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等		
	原子炉圧力容器内の水位	・加圧器水位計
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力計
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度計
	原子炉格納容器内の圧力	・格納容器圧力計（広域） ・AM用格納容器圧力計
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位計（広域）
	原子炉格納容器内への注水量	・格納容器スプレイ流量計
④ 1次系純水タンク及びほう酸タンクから燃料取替用水ピットへの補給	原子炉格納容器内の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・格納容器エアロック区域エリアモニタ ・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスモニタ
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・ほう酸タンク水位計 ・1次系純水タンク水位計（CRT）
	信号	・安全注入作動警報
	操作	1.13.2.2 (5)と同様。

女川原子力発電所2号炉

監視計器一覧(2/3)を再掲

判断基準	判断基準	水源の確保	復水貯蔵タンク水位
重大事故等対応要領書 「耐震性防火水槽から復水貯蔵タンクへの補給」			
操作	操作	水源の確保	復水貯蔵タンク水位

泊発電所3号炉

監視計器一覧 (25/29)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.13.2.2 水源へ水を補給するための対応手段 (1) 燃料取替用水ピットへ水を補給するための対応手段 e. 1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給 f. 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給		
	原子炉圧力容器内の水位	・ECCS動作 ・加圧器水位
	原子炉圧力容器への注水量	・高圧注入流量 ・低圧注入流量
	原子炉圧力容器内の圧力	・1次冷却材圧力（広域）
	原子炉格納容器内の温度	・格納容器内温度
	原子炉格納容器内の圧力	・原子炉格納容器圧力 ・格納容器圧力（AM用）
	原子炉格納容器内の水位	・格納容器再循環サンプル水位（広域） ・格納容器再循環サンプル水位（狭域）
	水源の確保	・燃料取替用水ピット水位 ・1次系純水タンク水位 ・ほう酸タンク水位
判断基準	1. 1次系純水タンク及びほう酸タンクを水源とした1次系補給水ポンプ及びほう酸ポンプによる燃料取替用水ピットへの補給（原子炉容器への注水中の場合）	・補助建屋サンプルタンク水位 ・排気筒ガスモニタ ・排気筒高レンジガスモニタ（低レンジ） ・排気筒高レンジガスモニタ（高レンジ） ・復水器排気ガスモニタ ・蒸気発生器プローダウン水モニタ ・高感度主蒸気管モニタ ・蒸気発生器水位（狭域） ・主蒸気管圧力 ・余熱絶縁ポンプ出口圧力 ・余熱絶縁去冷却器入口温度 ・余熱絶縁去冷却器出口温度 ・加圧器逃がしタンク水位 ・加圧器逃がしタンク圧力 ・加圧器逃がしタンク温度
		・格納容器バイパスの監視
		・蒸気発生器プローダウン水モニタ ・高感度主蒸気管モニタ ・蒸気発生器水位（狭域） ・主蒸気管圧力 ・余熱絶縁ポンプ出口圧力 ・余熱絶縁去冷却器入口温度 ・余熱絶縁去冷却器出口温度 ・加圧器逃がしタンク水位 ・加圧器逃がしタンク圧力 ・加圧器逃がしタンク温度
		・格納容器内高レンジエリアモニタ（低レンジ） ・エアロックエリアモニタ ・伊内換気装置区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスモニタ

相違理由

【大飯】運用の相違（相違理由⑦）

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由						
監視計器一覧(10/14)を再掲						監視計器一覧 (26/29)									
監視計器一覧 (10 / 14)						監視計器一覧 (26/29)									
対応手段					監視計器	対応手段									
重大事故等の 対応に必要となる 監視項目						重大事故等の 対応に必要となる 監視項目									
1.13.2.3 格納容器スプレイのための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等						監視計器一覧 (26/29)									
(4) 1次系純水タンク及びほう 酸タンクから燃料取替用 水ピットへの補給	判断基準	原子炉圧力容器内 の水位	・加圧器水位計			監視計器一覧 (26/29)	操作手段	重大事故等の 対応に必要となる 監視項目	監視計器	相違理由					
		原子炉圧力容器内 の圧力	・1次冷却材圧力計												
		原子炉格納容器内 の温度	・格納容器内温度計												
		原子炉格納容器内 の圧力	・格納容器圧力計 (広域) ・AM用格納容器圧力計												
		原子炉格納容器内 の水位	・格納容器再循環サンプル水位計 (広域)												
		原子炉格納容器内 への注水量	・格納容器スプレイ流量計												
		原子炉格納容器内 の放射線量率	・格納容器内高レンジエリアモニタ (低レンジ) ・格納容器エアロック区域エリアモニタ ・炉内計装区域エリアモニタ ・格納容器じんあいモニタ ・格納容器ガスマニタ												
		水源の確保	・燃料取替用水ピット水位計 ・ほう酸タンク水位計 ・1次系純水タンク水位計 (CRT)												
		信号	・安全注入作動警報												
		操作	1.13.2.2 (5)と同様。												
監視計器一覧 (2/3) を再掲						監視計器一覧 (2/3) を再掲									
重大事故等対応要領書 「耐震性防水槽から復水貯蔵タンクへの補給」						重大事故等対応要領書 「耐震性防水槽から復水貯蔵タンクへの補給」									
判断基準					操作手段	判断基準									
水源の確保					操作手段	水源の確保									
復水貯蔵タンク水位						復水貯蔵タンク水位									

泊發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

J.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

監視計器一覧(3/14)より抜粋して掲載

判断基準	原子炉圧力容器内への注水量	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去流量計 ・高圧注入流量計 ・蒸気発生器水位計（広域） ・蒸気発生器水位計（狭域） ・蒸気発生器補助給水流量計
	最終ヒートシンクの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピットから復水ピットへの水源切替
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計
操作	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット水位計 ・復水ピット水位計 ・N o. 2淡水タンク水位計（C R T）

監視計器一覧(3/14)

対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器
1.13.2.2 炉心注水のための代替手段及び燃料取替用水ピットへの供給に係る手順等		
判断基準	原子炉圧力容器内への注水量	<ul style="list-style-type: none"> ・余熱除去流量計 ・高圧注入流量計 ・燃料取替用水ピット水位計
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸タンク水位計 ・1次系純水タンク水位計（C R T）
	操作	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット水位計 ・ほう酸タンク水位計 ・1次系純水タンク水位計（C R T）

監視計器一覧(1/14)より抜粋して掲載

判断基準	最終ヒートシンクの確保	・蒸気発生器補助給水流量計
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・復水ピット水位計 ・N o. 3淡水タンク水位計（C R T）
	操作	<ul style="list-style-type: none"> ・復水ピット水位計 ・N o. 3淡水タンク水位計（C R T）

女川原子力発電所2号炉

監視計器一覧(3/3)より抜粋して掲載

判断基準	原子炉圧力容器内の温度	<ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションブル水温度
	非常時操作手順書（微縮ベース）「水位確保」等	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器内の温度
	非常時操作手順書（設備別）「高圧炉心スプレイ系ポンプによる原子炉注水」	<ul style="list-style-type: none"> ・サプレッションブル水温度
操作	原子炉格納容器の温度	<ul style="list-style-type: none"> ・原子炉格納容器の水位
	原子炉格納容器の水位	<ul style="list-style-type: none"> ・圧力抑制室水位
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・復水貯蔵タンク水位

泊発電所3号炉

監視計器一覧(28/29)

対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器
1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (1) 燃料取替用水ピットから補助給水ピットへの切替え		
判断基準	原子炉圧力容器への注水量	<ul style="list-style-type: none"> ・低圧注入流量 ・高圧注入流量 ・代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット水位 ・補助給水ピット水位
	操作	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の確保 ・補助給水ピット水位
操作	電源	<ul style="list-style-type: none"> ・モーター、B母継電圧 ・代替非常用発電機電圧、電力、周波数 ・格納容器スプレイ流量 ・D一格納容器スプレイ冷却器出口積算流量 (AMH) ・代替格納容器スプレイポンプ出口積算流量
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット水位 ・補助給水ピット水位
	電源	<ul style="list-style-type: none"> ・モーター、B母継電圧 ・代替非常用発電機電圧、電力、周波数
(2) 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え		
判断基準	原子炉圧力容器への注水量	<ul style="list-style-type: none"> ・低圧注入流量 ・高圧注入流量
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット水位 ・1次系純水タンク水位
	操作	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の確保 ・燃料取替用水ピット水位 ・1次系純水タンク水位
a. 燃料取替用水ピットから1次系純水タンク及びほう酸タンクへの切替え		
判断基準	原子炉圧力容器への注水量	<ul style="list-style-type: none"> ・低圧注入流量 ・高圧注入流量
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料取替用水ピット水位 ・1次系純水タンク水位
	操作	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の確保 ・燃料取替用水ピット水位 ・1次系純水タンク水位

【大飯】記載方針の相違
(女川審査実績の反映)

監視計器一覧(3/3)より抜粋して掲載

判断基準	最終ヒートシンクの確保	・蒸気発生器補助給水流量計
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・復水ピット水位計 ・N o. 3淡水タンク水位計（C R T）
	操作	<ul style="list-style-type: none"> ・復水ピット水位計 ・N o. 3淡水タンク水位計（C R T）
操作	電動補助給水ポンプ又はタービン補助給水ポンプによる蒸気発生器への注水時の水源の切替え	<ul style="list-style-type: none"> ・最終ヒートシンクの確保 ・補助給水流量
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・補助給水ピット水位 ・2次系純水タンク水位
	操作	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の確保 ・補助給水ピット水位 ・2次系純水タンク水位

監視計器一覧(29/29)

対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器
1.13.2.3 水源を切り替えるための対応手順 (3) 電動補助給水ポンプ又はタービン補助給水ポンプの水源の切替え		
判断基準	最終ヒートシンクの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・補助給水流量
	水源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・補助給水ピット水位 ・2次系純水タンク水位
	操作	<ul style="list-style-type: none"> ・水源の確保 ・補助給水ピット水位 ・2次系純水タンク水位

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉			女川原子力発電所2号炉			泊発電所3号炉			相違理由
第1.13.8表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備					第1.13.3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備				
対象条文	供給対象設備	給電元	対象条文	供給対象設備	供給元	対象条文	供給対象設備	給電元	
	恒設代替低圧注水ポンプ	空冷式非常用発電装置							
A高圧注入ポンプ	4-3 (4) A非常用高圧母線		【1.13】	計測用電源 (復水貯蔵タンク水位)	常設代替交流電源設備 非常用低圧母線 MCC 2C 系 可搬型代替交流電源設備 非常用低圧母線 MCC 2C 系				
B高圧注入ポンプ	4-3 (4) B非常用高圧母線								
A充てんポンプ	4-3 (4) A非常用高圧母線								
B充てんポンプ	4-3 (4) B非常用高圧母線								
C充てんポンプ	3-3 (4) A2 非常用低圧母線 3-3 (4) B2 非常用低圧母線								
A格納容器スプレイポンプ	4-3 (4) A非常用高圧母線								
A加圧器逃がし弁	A 2 ソレノイド分電盤								
B加圧器逃がし弁	B 2 ソレノイド分電盤								
【1.13】重大事故等の収束に必要となる水の供給手順等			※：扶助負荷は監視計器					【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績の反映)	

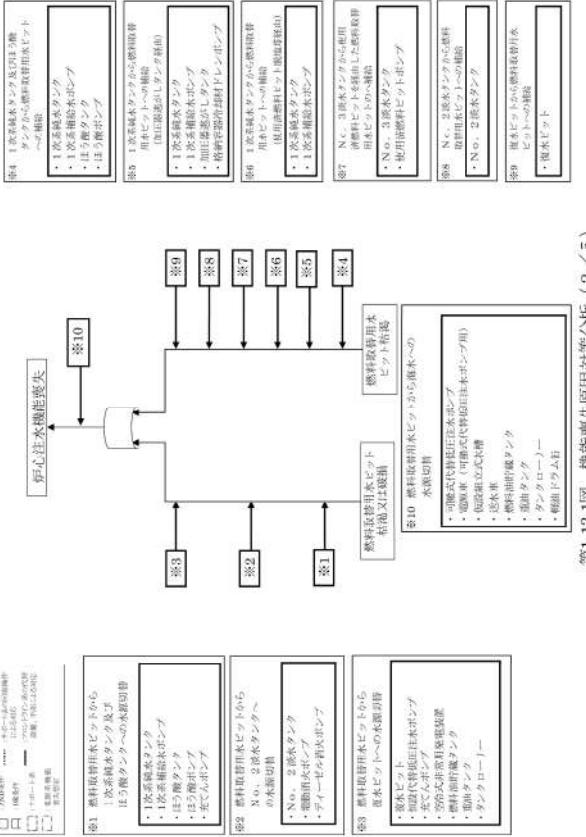
自發電所 3 号炉 技術的能力 比較表

色：女川2号炉の記載のうち、WR固有の設備や対応手段であり、3号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

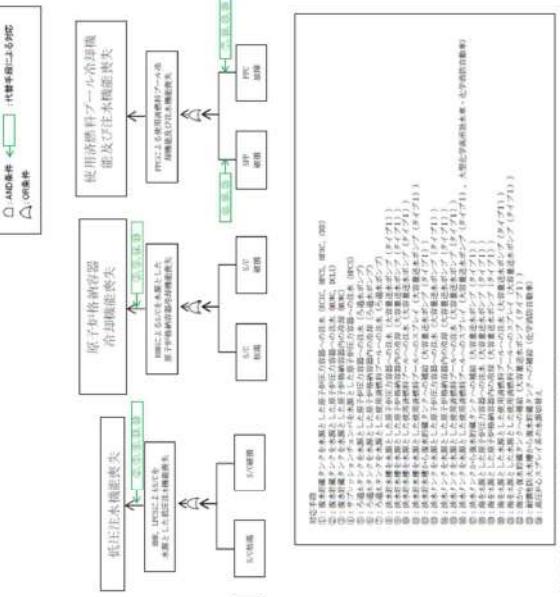
1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉



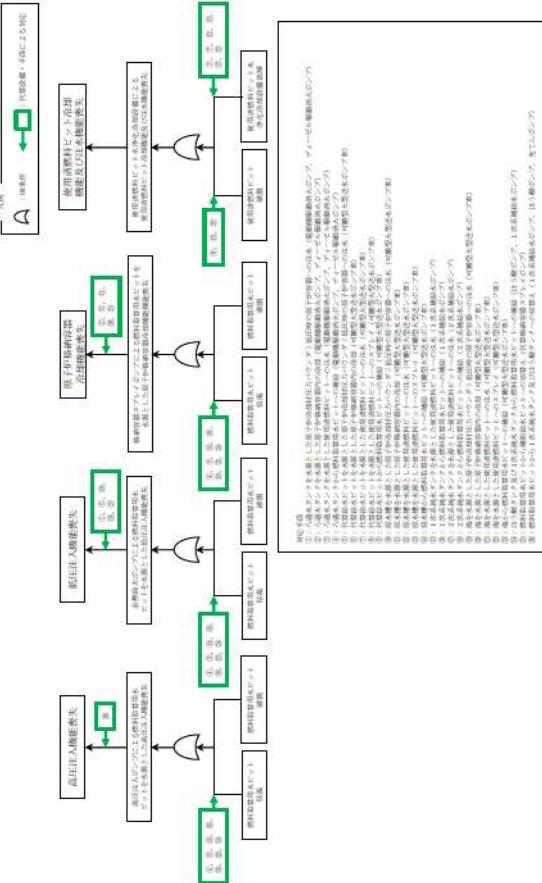
第1.13.1回 機械翼矢量因対応分析(2/3)

女川原子力発電所 2号炉



卷之三

泊発電所 3号炉



第1.13.1 図 機能喪失原因対策分析(1/2)
【大瓶】記載方針の相違(女川審査実績の反映)・対応手段を緑色とした。

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

次回：女川2号炉の記載のうち、WR固有の設備や対応手段であり、3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字: 設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字: 記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字: 記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

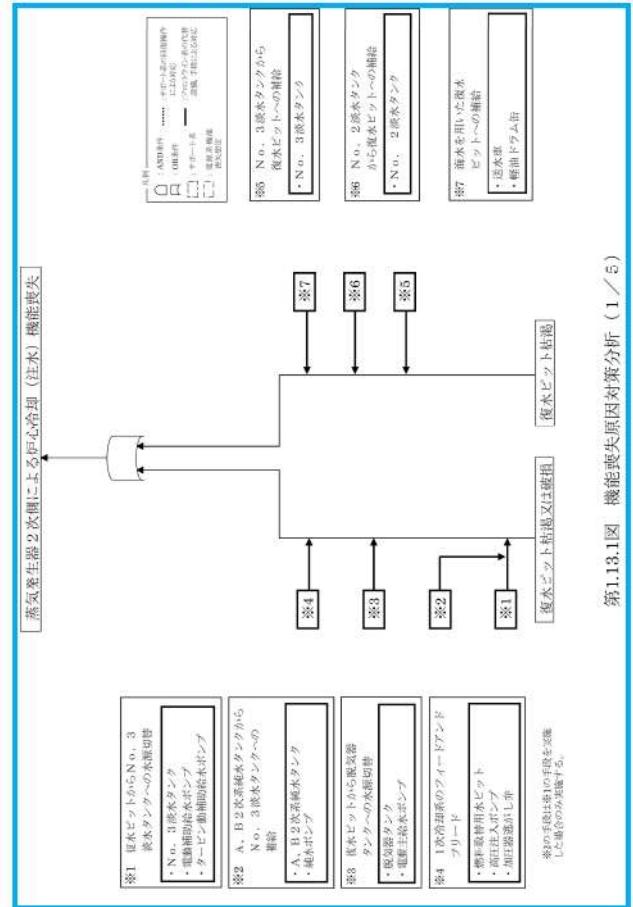
1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

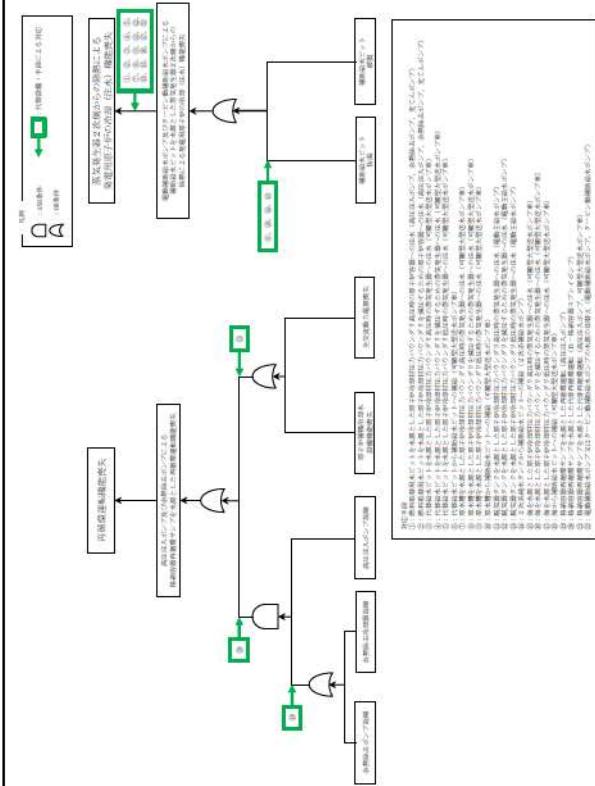
女川原子力発電所2号炉

泊発電所3号炉

相違理由



第1.13.1図 機能喪失原因対策分析（1／5）



記載方針の相違
(女川審査実績の反映)

- ・ 対応手段を緑枠とした。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>※3 B系統注入ポンプ（海水冷却） ※4 A系統注入ポンプ（海水冷却） ※2 女川2号炉によるRHR ※1 泊3号炉によるRHR ※3 A系統注入ポンプ（海水冷却） ※4 A系統注入ポンプ（海水冷却）</p>	<p>※3 B系統注入ポンプ（海水冷却） ※4 A系統注入ポンプ（海水冷却） ※2 女川2号炉によるRHR ※1 泊3号炉によるRHR ※3 A系統注入ポンプ（海水冷却） ※4 A系統注入ポンプ（海水冷却）</p>		<p>【大飯】 記載方針の相違 (女川審査実績 の反映) ・泊は、蒸気発生 器2次側によ る炉心冷却機 能、再循環運転 機能のFT図を 1.13.1図(2/2) に記載してい る。</p>

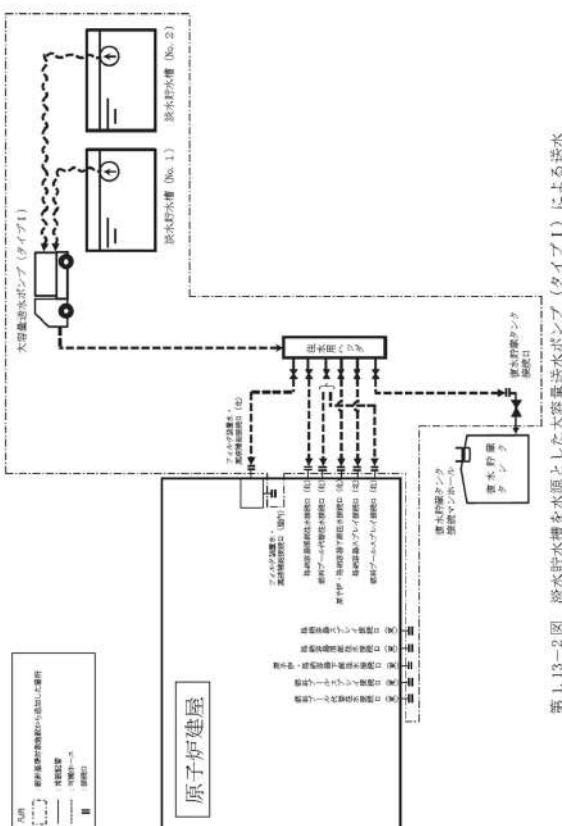
第1.13.1図 機能喪失原因対策分析 (4／5)

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>第1.13-2 図 淡水貯水槽を水源とした大容量送水ポンプ（タイプI）による送水 (原子炉建屋北側接続の場合) 構造図</p> <p>【女川】 記載方針の相違 (相違理由②)</p> <p>女川2号炉との比較対象なし</p>		

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉		女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
手順の項目	要員(兼)			<p>【女川】 記載方針の相違 (相違理由②)</p> <p>女川2号炉との比較対象なし</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>【女川】 記載方針の相違 (相違理由②)</p> <p>女川2号炉との比較対象なし</p>		

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉

女川原子力発電所2号炉

泊発電所 3号炉

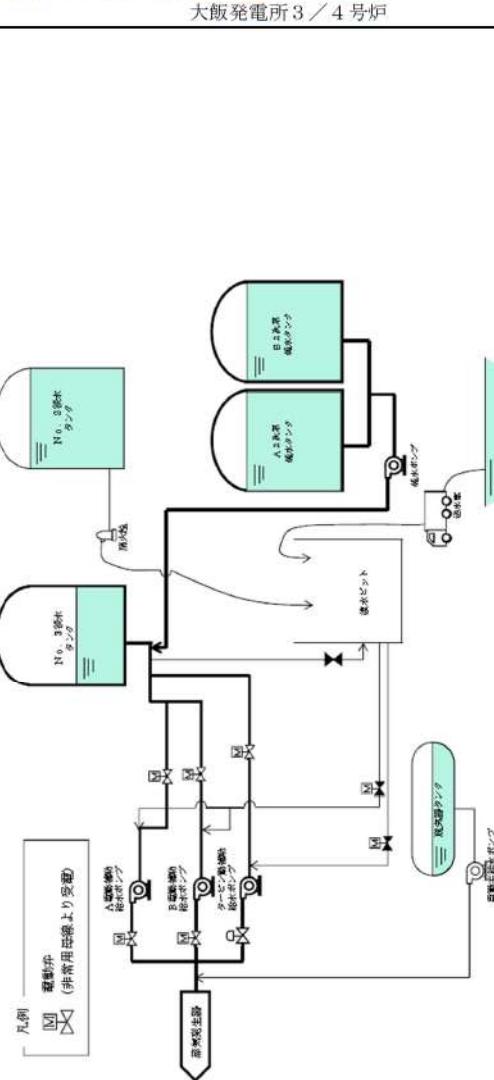
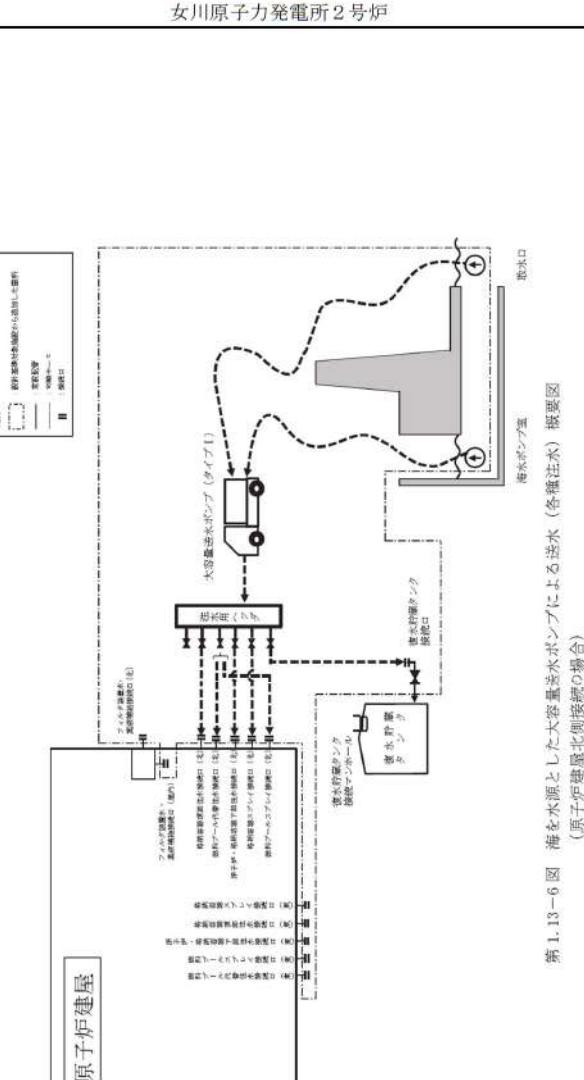
相違理由

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由																																																																											
泊3号炉との比較対象なし	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">手順の項目</th> <th rowspan="2">要員(数)</th> <th colspan="10">経過時間(手順)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th><th>10</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td><td></td><td colspan="10">300分 淡水タンクからの淡水の送水開始</td><td></td></tr> <tr> <td>重大事故専任要員A～C</td><td>3</td><td colspan="10"> 大容量送水ポンプ（タイプ1）の手順、設置^{※1} 大容量送水ポンプ（タイプ1）起動^{※2} 送水開始・選水（水張り・系統整備）^{※3} </td><td>②, ③, ④ ⑤</td></tr> <tr> <td>重大事故専任要員D～F</td><td>3</td><td colspan="10"> 保育場所への移動^{※4} ホースの整頓、接続^{※5} 送水開始・選水（水張り・系統整備）^{※6} </td><td>①, ③ ⑦</td></tr> <tr> <td>重大事故専任要員G～I</td><td>3</td><td colspan="10"> 保育場所への移動^{※4} 注水用ヘッダ導管、設置^{※7} ホースの整頓、接続^{※8} </td><td>①, ③ ⑥ ⑦, ⑧</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 大容量送水ポンプ（タイプ1）及びホースの保管場所は責任エリア、第3保育エリア及び第4保育エリア、第5保育エリア及び第6保育エリア。 ※2 保管場所から輸送場所へポンプ（タイプ1）の移動時間とし、徐縫を最も込んだ時間 ※3 大容量送水ポンプ（タイプ1）の移動時間とし、徐縫を最も込んだ時間 ※4 作業時間に余裕をも込んだ時間 ※5 ホースの敷設基準を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 ※6 注水用ヘッダの運搬距離とし、第3保育エリアからホース保管場所近までを想定した移動時間に余裕を見込んだ時間 ※7 第1.13-5 図 淡水タンクを水源とした大容量送水ポンプ（タイプ1）による送水タイムチャート</p>	手順の項目	要員(数)	経過時間(手順)										備考	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10			300分 淡水タンクからの淡水の送水開始											重大事故専任要員A～C	3	大容量送水ポンプ（タイプ1）の手順、設置 ^{※1} 大容量送水ポンプ（タイプ1）起動 ^{※2} 送水開始・選水（水張り・系統整備） ^{※3}										②, ③, ④ ⑤	重大事故専任要員D～F	3	保育場所への移動 ^{※4} ホースの整頓、接続 ^{※5} 送水開始・選水（水張り・系統整備） ^{※6}										①, ③ ⑦	重大事故専任要員G～I	3	保育場所への移動 ^{※4} 注水用ヘッダ導管、設置 ^{※7} ホースの整頓、接続 ^{※8}										①, ③ ⑥ ⑦, ⑧	女川2号炉との比較対象なし	【女川】 記載方針の相違 (相違理由②)
手順の項目	要員(数)			経過時間(手順)											備考																																																															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10																																																																			
		300分 淡水タンクからの淡水の送水開始																																																																												
重大事故専任要員A～C	3	大容量送水ポンプ（タイプ1）の手順、設置 ^{※1} 大容量送水ポンプ（タイプ1）起動 ^{※2} 送水開始・選水（水張り・系統整備） ^{※3}										②, ③, ④ ⑤																																																																		
重大事故専任要員D～F	3	保育場所への移動 ^{※4} ホースの整頓、接続 ^{※5} 送水開始・選水（水張り・系統整備） ^{※6}										①, ③ ⑦																																																																		
重大事故専任要員G～I	3	保育場所への移動 ^{※4} 注水用ヘッダ導管、設置 ^{※7} ホースの整頓、接続 ^{※8}										①, ③ ⑥ ⑦, ⑧																																																																		

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>第1.13図 A、B 2次系純水タンクからN°3淡水タンクへの補給 概略系統</p>	 <p>第1.13-6図 海を水源とした大容量淡水ポンプによる送水（各種注水）概要図 (原子炉建屋北側接続の場合)</p>	<p>大飯3／4号炉との比較対象なし</p>	<p>【大飯】 設備の相違（相違理由②）</p> <p>【女川】 記載方針の相違 (相違理由②)</p>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

灰色：女川 2号炉の記載のうち、
BWR 固有の設備や対応手段であり、
泊 3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>The diagram illustrates the water supply procedures for the女川 2号炉 (Nagisa 2 Unit). It shows the flow from various sources (Sea Water Pumping Station, Sea Water Inlet, etc.) through piping systems to different parts of the reactor building (Reactor Building, Control Room, etc.). Colored bars indicate specific equipment or processes unique to the BWR design.</p> <p>図1.13-7 図 海水水源とした大容量海水ポンプによる送水(各種注水)タイムチャート (1/2) (海水口から海水を汲み取る場合(山側ルート))</p>	<p>The diagram illustrates the water supply procedures for the 泊 3号炉 (Port 3 Unit). It shows the flow from various sources (Sea Water Pumping Station, Sea Water Inlet, etc.) through piping systems to different parts of the reactor building (Reactor Building, Control Room, etc.). Colored bars indicate specific equipment or processes unique to the BWR design.</p> <p>図1.13-8 図 海水ボンプとした大容量海水ポンプによる送水(各種注水)タイムチャート (2/2) (海水ポンプ室から海水を汲み取る場合)</p>	<p>【女川】 記載方針の相違 (相違理由②)</p> <p>女川 2号炉との比較対象なし</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

灰色：女川2号炉の記載のうち、
BWR固有の設備や対応手段であり、
泊3号炉と比較対象とならない記載

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.13 重大事故等時に必要となる水の供給手順等

大飯発電所3／4号炉	女川原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>第1.13-9図 海を水源とした大容量送水ポンプによる海水（各種供給）概要図 (1/2) (貯水口から海水を取水する場合)</p> <p>【女川】 記載方針の相違 (相違理由②)</p>		